官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（経済産業七七）　一
〔人事異動〕
法務省　四六
〔官庁報告〕
国家試験
令和七年普及指導員資格試験の実施（農林水産省）　六五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七〇
特殊法人等
裁判所共済組合定款の一部変更、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　一〇二
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇六
会社その他
会社決算公告　一〇九

その他告示

○経済産業省告示第七十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、令和五年経済産業省告示第六十四号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

令和七年五月二日　経済産業大臣　武藤　容治

次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
医療研究開発推進事業費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業費補助金		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇
運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七
ＡＩ・ＩｏＴ等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（内航船の革新的運航効率化実証事業に限る。）		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四
エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金		その他のもの	四一
［削る］		旅館用又はホテル用のもの	
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一
		その他のもの	三九
		店舗用のもの	三九

改正前

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
医療研究開発推進事業費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業費補助金		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇
［新設］		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四
エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金		その他のもの	四一
		旅館用又はホテル用のもの	
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一
		その他のもの	三九
		店舗用のもの	三九

大阪・関西国際博覧会開催準備事業費補助金	病院用のもの	三九
核燃料サイクル交付金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
株式会社日本政策金融公庫補助金	公衆浴場用のもの	三一
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金	その他のもの	
原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	倉庫事業の倉庫用のもの	
原子力発電施設等立地地域特別交付金	冷蔵倉庫用のもの	二一
原子力発電施設立地地域共生交付金	その他のもの	三一
広報・調査等交付金	その他のもの	三八
国内石油天然ガスに係る地質調査事業費補助金	れんが造、石造又はブロック造のもの	
	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一

率化推進事業費補助に限る。）	病院用のもの	三九
［新設］	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
核燃料サイクル交付金	公衆浴場用のもの	三一
株式会社日本政策金融公庫補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四
［新設］	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	その他のもの	
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金	倉庫事業の倉庫用のもの	
原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	冷蔵倉庫用のもの	二一
原子力発電施設等立地地域特別交付金	その他のもの	三一
原子力発電施設立地地域共生交付金	その他のもの	三八
広報・調査等交付金	れんが造、石造又はブロック造のもの	
国内石油天然ガスに係る地質調査事業費補助金	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八
再生可能エネルギー電源制御装置技術開発等事業費補助金	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八
産学融合拠点創出事業費補助金	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三六
産油国石油精製技術等対策事業費補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの	三四
資源国脱炭素化・エネルギー転換技術等支援事業費補助金	公衆浴場用のもの	三〇
社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
潤滑油の品質確保事業等への支援事業費補助金	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二二
小規模事業対策推進事業費補助金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八
新規事業創造促進事業費補助金	その他のもの	
成長型中小企業等研究開発支援事業費補助金	倉庫事業の倉庫用のもの	
石油ガス流通合理化対策事業費補助金	冷蔵倉庫用のもの	二〇
石油製品販売業環境保全対策事業費補助金	その他のもの	三〇

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八
産学融合拠点創出事業費補助金	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三六
産油国石油精製技術等対策事業費補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの	三四
［新設］	公衆浴場用のもの	三〇
社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
潤滑油の品質確保事業等への支援事業費補助金	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二二
小規模事業対策推進事業費補助金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八
新規事業創造促進事業費補助金	その他のもの	
成長型中小企業等研究開発支援事業費補助金	倉庫事業の倉庫用のもの	
石油ガス流通合理化対策事業費補助金	冷蔵倉庫用のもの	二〇
石油製品販売業環境保全対策事業費補助金	その他のもの	三〇

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金	その他のもの	三四
石油製品品質確保事業費補助金	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	
石油貯蔵施設立地対策等交付金	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八
大規模石油災害対応体制整備事業費補助金	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四
地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業費補助金	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一
地域未来デジタルトランスフォーメーション投資促進事業費補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九
地方皮革産業振興対策事業費補助金	公衆浴場用のもの	二七
中小企業医療研究開発推進事業費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
中小企業連携組織対策推進事業費補助金	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二〇
データセンター地方拠点整備事業費補助金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二五
電気・ガス価格激変緩和対策等事業費補助金		
電源立地地域対策交付金		

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金	その他のもの	三四
石油製品品質確保事業費補助金	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	
石油貯蔵施設立地対策等交付金	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八
大規模石油災害対応体制整備事業費補助金	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四
地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業費補助金	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一
地域未来デジタルトランスフォーメーション投資促進事業費補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九
地方皮革産業振興対策事業費補助金	公衆浴場用のもの	二七
中小企業医療研究開発推進事業費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
中小企業連携組織対策推進事業費補助金	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二〇
［新設］	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二五
電源立地地域対策交付金		

廃止石油坑井封鎖事業費補助金		
皮革産業振興対策事業費補助金		
福島再生加速化交付金		
福島特定原子力施設地域振興交付金		
ヘルスケア産業基盤高度化推進事業費補助金		
ヘルスケア産業国際展開推進事業費補助金		
輸送等手段の確保支援事業費補助金		
	その他のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	
	冷蔵倉庫用のもの	一九
	その他のもの	二六
	その他のもの	三一
	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	
	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四
	公衆浴場用のもの	一九
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五

廃止石油坑井封鎖事業費補助金		
皮革産業振興対策事業費補助金		
福島再生加速化交付金		
福島特定原子力施設地域振興交付金		
ヘルスケア産業基盤高度化推進事業費補助金		
ヘルスケア産業国際展開推進事業費補助金		
輸送等手段の確保支援事業費補助金		
	その他のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	
	冷蔵倉庫用のもの	一九
	その他のもの	二六
	その他のもの	三一
	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	
	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四
	公衆浴場用のもの	一九
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五

塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九
その他のもの	二四
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
公衆浴場用のもの	一五
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四

塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九
その他のもの	二四
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
公衆浴場用のもの	一五
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四

その他のもの	一七
木造又は合成樹脂造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
公衆浴場用のもの	一二
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	九
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一一
その他のもの	一五

その他のもの	一七
木造又は合成樹脂造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
公衆浴場用のもの	一二
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	九
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一一
その他のもの	一五

木骨モルタル造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五
公衆浴場用のもの	一一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一〇
その他のもの	一四
簡易建物	
木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
掘立造のもの及び仮設のもの	七

木骨モルタル造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五
公衆浴場用のもの	一一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一〇
その他のもの	一四
簡易建物	
木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
掘立造のもの及び仮設のもの	七

建物附属設備	
電気設備（照明設備を含む。）	
蓄電池電源設備	六
その他のもの	一五
給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一三
その他のもの	一五
昇降機設備	
エレベーター	一七
エスカレーター	一五
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
エアカーテン又はドア自動開閉設備	一二
アーケード又は日よけ設備	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
店用簡易装備	三
可動間仕切り	
簡易なもの	三
その他のもの	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	一八
その他のもの	一〇

建物附属設備	
電気設備（照明設備を含む。）	
蓄電池電源設備	六
その他のもの	一五
給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一三
その他のもの	一五
昇降機設備	
エレベーター	一七
エスカレーター	一五
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
エアカーテン又はドア自動開閉設備	一二
アーケード又は日よけ設備	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
店用簡易装備	三
可動間仕切り	
簡易なもの	三
その他のもの	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	一八
その他のもの	一〇

構築物	
鉄道業用又は軌道業用のもの	
軌条及びその附属品	二〇
枕木	
木製のもの	八
コンクリート製のもの	二〇
金属製のもの	二〇
分岐器	一五
通信線、信号線及び電灯電力線	三〇
信号機	三〇
送配電線及びき電線	四〇
電車線及び第三軌条	二〇
帰線ボンド	五
電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	三〇
木柱及び木塔（腕木を含む。）	
架空索道用のもの	一五
その他のもの	二五
前掲以外のもの	
線路設備	
軌道設備	
道床	六〇
その他のもの	一六

構築物	
鉄道業用又は軌道業用のもの	
軌条及びその附属品	二〇
枕木	
木製のもの	八
コンクリート製のもの	二〇
金属製のもの	二〇
分岐器	一五
通信線、信号線及び電灯電力線	三〇
信号機	三〇
送配電線及びき電線	四〇
電車線及び第三軌条	二〇
帰線ボンド	五
電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	三〇
木柱及び木塔（腕木を含む。）	
架空索道用のもの	一五
その他のもの	二五
前掲以外のもの	
線路設備	
軌道設備	
道床	六〇
その他のもの	一六

土工設備	五七
橋りょう	
鉄筋コンクリート造のもの	五〇
鉄骨造のもの	四〇
その他のもの	一五
トンネル	
鉄筋コンクリート造のもの	六〇
れんが造のもの	三五
その他のもの	三〇
その他のもの	二一
停車場設備	三〇
電路設備	
鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	四五
踏切保安又は自動列車停止設備	一二
その他のもの	一九
その他のもの	四〇

土工設備	五七
橋りょう	
鉄筋コンクリート造のもの	五〇
鉄骨造のもの	四〇
その他のもの	一五
トンネル	
鉄筋コンクリート造のもの	六〇
れんが造のもの	三五
その他のもの	三〇
その他のもの	二一
停車場設備	三〇
電路設備	
鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	四五
踏切保安又は自動列車停止設備	一二
その他のもの	一九
その他のもの	四〇

その他の鉄道用又は軌道用のもの	
軌条及びその附属品並びに枕木	一五
道床	六〇
土工設備	五〇
橋りょう	
鉄筋コンクリート造のもの	五〇
鉄骨造のもの	四〇
その他のもの	一五
トンネル	
鉄筋コンクリート造のもの	六〇
れんが造のもの	三五
その他のもの	三〇
その他のもの	三〇
発電用又は送配電用のもの	
小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	三〇
その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	五七
汽力発電用のもの（岸壁、桟橋、堤防、防波堤、煙突その他汽力発電用のものをいう。）	四一
送電用のもの	
地中電線路	二五
塔、柱、がいし、送電線、地線及び添加電話線	三六

その他の鉄道用又は軌道用のもの	
軌条及びその附属品並びに枕木	一五
道床	六〇
土工設備	五〇
橋りょう	
鉄筋コンクリート造のもの	五〇
鉄骨造のもの	四〇
その他のもの	一五
トンネル	
鉄筋コンクリート造のもの	六〇
れんが造のもの	三五
その他のもの	三〇
その他のもの	三〇
発電用又は送配電用のもの	
小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	三〇
その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	五七
汽力発電用のもの（岸壁、桟橋、堤防、防波堤、煙突その他汽力発電用のものをいう。）	四一
送電用のもの	
地中電線路	二五
塔、柱、がいし、送電線、地線及び添加電話線	三六

配電用のもの	
鉄塔及び鉄柱	五〇
鉄筋コンクリート柱	四二
木柱	一五
配電線	三〇
引込線	二〇
添架電話線	三〇
地中電線路	二五
電気通信事業用のもの	
通信ケーブル	
光ファイバー製のもの	一〇
その他のもの	一三
地中電線路	二七
その他の線路設備	二一
放送用又は無線通信用のもの	
鉄塔及び鉄柱	
円筒空中線式のもの	三〇
その他のもの	四〇
鉄筋コンクリート柱	四一
木塔及び木柱	一〇
アンテナ	一〇
接地線及び放送用配線	一〇

配電用のもの	
鉄塔及び鉄柱	五〇
鉄筋コンクリート柱	四二
木柱	一五
配電線	三〇
引込線	二〇
添架電話線	三〇
地中電線路	二五
電気通信事業用のもの	
通信ケーブル	
光ファイバー製のもの	一〇
その他のもの	一三
地中電線路	二七
その他の線路設備	二一
放送用又は無線通信用のもの	
鉄塔及び鉄柱	
円筒空中線式のもの	三〇
その他のもの	四〇
鉄筋コンクリート柱	四一
木塔及び木柱	一〇
アンテナ	一〇
接地線及び放送用配線	一〇

農林業用のもの	
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	
果樹棚又はホップ棚	一四
その他のもの	一七
主として金属造のもの	一四
主として木造のもの	五
土管を主としたもの	一〇
その他のもの	八
広告用のもの	
金属造のもの	二〇
その他のもの	一〇
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	
スタンド	
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四五
主として鉄骨造のもの	三〇
主として木造のもの	一〇
競輪場用競走路	
コンクリート敷のもの	一五
その他のもの	一〇

農林業用のもの	
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	
果樹棚又はホップ棚	一四
その他のもの	一七
主として金属造のもの	一四
主として木造のもの	五
土管を主としたもの	一〇
その他のもの	八
広告用のもの	
金属造のもの	二〇
その他のもの	一〇
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	
スタンド	
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四五
主として鉄骨造のもの	三〇
主として木造のもの	一〇
競輪場用競走路	
コンクリート敷のもの	一五
その他のもの	一〇

ネット設備	一五
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	三〇
水泳プール	三〇
その他のもの	
児童用のもの	
すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	一〇
その他のもの	一五
その他のもの	
主として木造のもの	一五
その他のもの	三〇
緑化施設及び庭園	
工場緑化施設	七
その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二〇
舗装道路及び舗装路面	
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇
ビチューマルス敷のもの	三

ネット設備	一五
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	三〇
水泳プール	三〇
その他のもの	
児童用のもの	
すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	一〇
その他のもの	一五
その他のもの	
主として木造のもの	一五
その他のもの	三〇
緑化施設及び庭園	
工場緑化施設	七
その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二〇
舗装道路及び舗装路面	
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇
ビチューマルス敷のもの	三

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	
水道用ダム	八〇
トンネル	七五
橋	六〇
岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水槽及び用水用ダム	五〇
乾ドック	四五
サイロ	三五
下水道、煙突及び焼却炉	三五
高架道路、製塩用沈殿池、飼育場及び塀	三〇
爆発物用防壁及び防油堤	二五
造船台	二四
放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	一五
その他のもの	六〇
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	
やぐら及び用水池	四〇
サイロ	三四
岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水槽	三〇

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	
水道用ダム	八〇
トンネル	七五
橋	六〇
岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水槽及び用水用ダム	五〇
乾ドック	四五
サイロ	三五
下水道、煙突及び焼却炉	三五
高架道路、製塩用沈殿池、飼育場及び塀	三〇
爆発物用防壁及び防油堤	二五
造船台	二四
放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	一五
その他のもの	六〇
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	
やぐら及び用水池	四〇
サイロ	三四
岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水槽	三〇

下水道、飼育場及び塀	一五
爆発物用防壁	一三
引湯管	一〇
鉱業用廃石捨場	五
その他のもの	四〇
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	
防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル	五〇
煙突、煙道、焼却炉、塀及び爆発物用防壁	
塩素、クロルスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	七
その他のもの	二五
その他のもの	四〇
石造のもの（前掲のものを除く。）	
岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池	五〇
乾ドック	四五
下水道、塀及び爆発物用防壁	三五
その他のもの	五〇

下水道、飼育場及び塀	一五
爆発物用防壁	一三
引湯管	一〇
鉱業用廃石捨場	五
その他のもの	四〇
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	
防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル	五〇
煙突、煙道、焼却炉、塀及び爆発物用防壁	
塩素、クロルスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	七
その他のもの	二五
その他のもの	四〇
石造のもの（前掲のものを除く。）	
岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池	五〇
乾ドック	四五
下水道、塀及び爆発物用防壁	三五
その他のもの	五〇

土造のもの（前掲のものを除く。）	
防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道	四〇
上水道及び用水池	三〇
下水道	一五
塀	二〇
爆発物用防壁及び防油堤	一七
その他のもの	四〇
金属造のもの（前掲のものを除く。）	
橋（はね上げ橋を除く。）	四五
はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二五
サイロ	二二
送配管	
鋳鉄製のもの	三〇
鋼鉄製のもの	一五
ガス貯槽	
液化ガス用のもの	一〇
その他のもの	二〇
薬品貯槽	
塩酸、ふっ化水素酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八

土造のもの（前掲のものを除く。）	
防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道	四〇
上水道及び用水池	三〇
下水道	一五
塀	二〇
爆発物用防壁及び防油堤	一七
その他のもの	四〇
金属造のもの（前掲のものを除く。）	
橋（はね上げ橋を除く。）	四五
はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二五
サイロ	二二
送配管	
鋳鉄製のもの	三〇
鋼鉄製のもの	一五
ガス貯槽	
液化ガス用のもの	一〇
その他のもの	二〇
薬品貯槽	
塩酸、ふっ化水素酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八

有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五
水槽及び油槽	
鋳鉄製のもの	二五
鋼鉄製のもの	一五
浮きドック	二〇
飼育場	一五
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、塀、街路灯及びガードレール	一〇
露天式立体駐車設備	一五
その他のもの	四五
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
木造のもの（前掲のものを除く。）	
橋、塔、やぐら及びドック	一五
岸壁、桟橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水槽、引湯管及び塀	一〇
飼育場	七
その他のもの	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として木造のもの	一五
その他のもの	五〇

有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五
水槽及び油槽	
鋳鉄製のもの	二五
鋼鉄製のもの	一五
浮きドック	二〇
飼育場	一五
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、塀、街路灯及びガードレール	一〇
露天式立体駐車設備	一五
その他のもの	四五
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
木造のもの（前掲のものを除く。）	
橋、塔、やぐら及びドック	一五
岸壁、桟橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水槽、引湯管及び塀	一〇
飼育場	七
その他のもの	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として木造のもの	一五
その他のもの	五〇

船舶

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	
漁船	
総トン数が五百トン以上のもの	一二
総トン数が五百トン未満のもの	九
油槽船	
総トン数が二千トン以上のもの	一三
総トン数が二千トン未満のもの	一一
薬品槽船	一〇
その他のもの	一五
総トン数が二千トン以上のもの	
総トン数が二千トン未満のもの	
しゅんせつ船及び砂利採取船	一〇
カーフェリー	一一
その他のもの	一四
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	
漁船	六
薬品槽船	八
その他のもの	一〇

船舶

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	
漁船	
総トン数が五百トン以上のもの	一二
総トン数が五百トン未満のもの	九
油槽船	
総トン数が二千トン以上のもの	一三
総トン数が二千トン未満のもの	一一
薬品槽船	一〇
その他のもの	一五
総トン数が二千トン以上のもの	
総トン数が二千トン未満のもの	
しゅんせつ船及び砂利採取船	一〇
カーフェリー	一一
その他のもの	一四
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	
漁船	六
薬品槽船	八
その他のもの	一〇

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト	八
鋼船	
しゅんせつ船及び砂利採取船	七
発電船及び搭載漁船	八
引船	一〇
その他のもの	一二
木船	
搭載漁船	四
しゅんせつ船及び砂利採取船	五
動力漁船及び引船	六
薬品槽船	七
その他のもの	八
その他のもの	
モーターボート及び搭載漁船	四
その他のもの	五

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト	八
鋼船	
しゅんせつ船及び砂利採取船	七
発電船及び搭載漁船	八
引船	一〇
その他のもの	一二
木船	
搭載漁船	四
しゅんせつ船及び砂利採取船	五
動力漁船及び引船	六
薬品槽船	七
その他のもの	八
その他のもの	
モーターボート及び搭載漁船	四
その他のもの	五

航空機	飛行機	
	主として金属製のもの	
	最大離陸重量が百三十トンを超えるもの	一〇
	最大離陸重量が百三十トン以下のもので、五・七トンを超えるもの	八
	最大離陸重量が五・七トン以下のもの	五
	その他のもの	五
	その他のもの	
	ヘリコプター及びグライダー	五
	その他のもの	八
車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）	
	電気又は蒸気機関車	一八
	電車	一三
	内燃動車（制御車及び附随車を含む。）	一一
	貨車	
	高圧ボンベ車及び高圧タンク車	一〇
	薬品タンク車及び冷凍車	一二
	その他のタンク車及び特殊構造車	一五
	その他のもの	二〇
	線路建設保守用工作車	一〇
	鋼索鉄道用車両	一五

航空機	飛行機	
	主として金属製のもの	
	最大離陸重量が百三十トンを超えるもの	一〇
	最大離陸重量が百三十トン以下のもので、五・七トンを超えるもの	八
	最大離陸重量が五・七トン以下のもの	五
	その他のもの	五
	その他のもの	
	ヘリコプター及びグライダー	五
	その他のもの	八
車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）	
	電気又は蒸気機関車	一八
	電車	一三
	内燃動車（制御車及び附随車を含む。）	一一
	貨車	
	高圧ボンベ車及び高圧タンク車	一〇
	薬品タンク車及び冷凍車	一二
	その他のタンク車及び特殊構造車	一五
	その他のもの	二〇
	線路建設保守用工作車	一〇
	鋼索鉄道用車両	一五

架空索道用搬器		
閉鎖式のもの	一〇	
その他のもの	五	
無軌条電車	八	
その他のもの	二〇	
特殊自動車（この項には、機械及び装置の項に掲げるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）		
消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	五	
モータースィーパー及び除雪車	四	
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの		
小型車（じんかい車及びし尿車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三	
その他のもの	四	
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）		
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）		

架空索道用搬器		
閉鎖式のもの	一〇	
その他のもの	五	
無軌条電車	八	
その他のもの	二〇	
特殊自動車（この項には、機械及び装置の項に掲げるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）		
消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	五	
モータースィーパー及び除雪車	四	
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの		
小型車（じんかい車及びし尿車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三	
その他のもの	四	
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）		
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）		

小型車（貨物自動車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三
その他のもの	
大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	五
その他のもの	四
乗合自動車	五
自転車及びリヤカー	二
被牽引車その他のもの	四
前掲のもの以外のもの	
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	四
その他のもの	
貨物自動車	
ダンプ式のもの	四
その他のもの	五
報道通信用のもの	五
その他のもの	六
二輪又は三輪自動車	三
自転車	二

小型車（貨物自動車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三
その他のもの	
大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	五
その他のもの	四
乗合自動車	五
自転車及びリヤカー	二
被牽引車その他のもの	四
前掲のもの以外のもの	
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	四
その他のもの	
貨物自動車	
ダンプ式のもの	四
その他のもの	五
報道通信用のもの	五
その他のもの	六
二輪又は三輪自動車	三
自転車	二

鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
金属製のもの	七
その他のもの	四
フォークリフト	四
トロッコ	
金属製のもの	五
その他のもの	三
その他のもの	
自走能力を有するもの	七
その他のもの	四
工具	
測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	五
治具及び取付工具	三
ロール	
金属圧延用のもの	四
なっ染ロール、粉砕ロール、混練ロールその他のもの	三
型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具	
プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	二
その他のもの	三

鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
金属製のもの	七
その他のもの	四
フォークリフト	四
トロッコ	
金属製のもの	五
その他のもの	三
その他のもの	
自走能力を有するもの	七
その他のもの	四
工具	
測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	五
治具及び取付工具	三
ロール	
金属圧延用のもの	四
なっ染ロール、粉砕ロール、混練ロールその他のもの	三
型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具	
プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	二
その他のもの	三

	切削工具	二
	金属製柱及びカッペ	三
	活字及び活字に常用される金属	
	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	二
	自製活字及び活字に常用される金属	八
	前掲のもの以外のもの	
	白金ノズル	一三
	その他のもの	三
	前掲の区分によらないもの	
	白金ノズル	一三
	その他の主として金属製のもの	八
	その他のもの	四
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	
	事務机、事務椅子及びキャビネット	
	主として金属製のもの	一五
	その他のもの	八
	応接セット	
	接客業用のもの	五
	その他のもの	八
	ベッド	八
	児童用机及び椅子	五

	切削工具	二
	金属製柱及びカッペ	三
	活字及び活字に常用される金属	
	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	二
	自製活字及び活字に常用される金属	八
	前掲のもの以外のもの	
	白金ノズル	一三
	その他のもの	三
	前掲の区分によらないもの	
	白金ノズル	一三
	その他の主として金属製のもの	八
	その他のもの	四
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	
	事務机、事務椅子及びキャビネット	
	主として金属製のもの	一五
	その他のもの	八
	応接セット	
	接客業用のもの	五
	その他のもの	八
	ベッド	八
	児童用机及び椅子	五

陳列棚及び陳列ケース
冷凍機付又は冷蔵機付のもの　六
その他のもの　八
その他の家具
接客業用のもの　五
その他のもの
主として金属製のもの　一五
その他のもの　八
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器　五
冷房用又は暖房用機器　六
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器　六
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）　四
カーテン、座布団、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品　三
じゅうたんその他の床用敷物
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの　三
その他のもの　六
室内装飾品
主として金属製のもの　一五
その他のもの　八

陳列棚及び陳列ケース
冷凍機付又は冷蔵機付のもの　六
その他のもの　八
その他の家具
接客業用のもの　五
その他のもの
主として金属製のもの　一五
その他のもの　八
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器　五
冷房用又は暖房用機器　六
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器　六
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）　四
カーテン、座布団、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品　三
じゅうたんその他の床用敷物
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの　三
その他のもの　六
室内装飾品
主として金属製のもの　一五
その他のもの　八

食事又はちゅう房用品	
陶磁器製又はガラス製のもの	二
その他のもの	五
その他のもの	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
事務機器及び通信機器	
謄写機器及びタイプライター	
孔版印刷又は印書業用のもの	三
その他のもの	五
電子計算機	
パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。）	四
その他のもの	五
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
その他の事務機器	五
テレタイプライター及びファクシミリ	五
インターホン及び放送用設備	六

食事又はちゅう房用品	
陶磁器製又はガラス製のもの	二
その他のもの	五
その他のもの	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
事務機器及び通信機器	
謄写機器及びタイプライター	
孔版印刷又は印書業用のもの	三
その他のもの	五
電子計算機	
パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。）	四
その他のもの	五
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
その他の事務機器	五
テレタイプライター及びファクシミリ	五
インターホン及び放送用設備	六

電話設備その他の通信機器	
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
その他のもの	一〇
時計、試験機器及び測定機器	
時計	一〇
度量衡器	五
試験又は測定機器	五
光学機器及び写真製作機器	
オペラグラス	二
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
看板及び広告器具	
看板、ネオンサイン及び気球	三
マネキン人形及び模型	二
その他のもの	
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五
容器及び金庫	
ボンベ	
溶接製のもの	六

電話設備その他の通信機器	
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
その他のもの	一〇
時計、試験機器及び測定機器	
時計	一〇
度量衡器	五
試験又は測定機器	五
光学機器及び写真製作機器	
オペラグラス	二
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
看板及び広告器具	
看板、ネオンサイン及び気球	三
マネキン人形及び模型	二
その他のもの	
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五
容器及び金庫	
ボンベ	
溶接製のもの	六

鍛造製のもの	
塩素用のもの	八
その他のもの	一〇
ドラム缶、コンテナその他の容器	
大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。）	七
その他のもの	
金属製のもの	三
その他のもの	二
金庫	
手提げ金庫	五
その他のもの	二〇
理容又は美容機器	五
医療機器	
消毒殺菌用機器	四
手術機器	五
血液透析又は血しょう交換用機器	七
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六
調剤機器	六
歯科診療用ユニット	七
光学検査機器	
ファイバースコープ	六
その他のもの	八

鍛造製のもの	
塩素用のもの	八
その他のもの	一〇
ドラム缶、コンテナその他の容器	
大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。）	七
その他のもの	
金属製のもの	三
その他のもの	二
金庫	
手提げ金庫	五
その他のもの	二〇
理容又は美容機器	五
医療機器	
消毒殺菌用機器	四
手術機器	五
血液透析又は血しょう交換用機器	七
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六
調剤機器	六
歯科診療用ユニット	七
光学検査機器	
ファイバースコープ	六
その他のもの	八

その他のもの	
レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四
その他のもの	六
その他のもの	
陶磁器製又はガラス製のもの	三
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	
玉突き用具	八
パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	二
碁、将棋、麻雀その他の遊戯具	五
スポーツ具	三
劇場用観客椅子	三
どん帳及び幕	五
衣装、かつら、小道具及び大道具	二
その他のもの	
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五

その他のもの	
レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四
その他のもの	六
その他のもの	
陶磁器製又はガラス製のもの	三
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	
玉突き用具	八
パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	二
碁、将棋、麻雀その他の遊戯具	五
スポーツ具	三
劇場用観客椅子	三
どん帳及び幕	五
衣装、かつら、小道具及び大道具	二
その他のもの	
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五

生物	
植物	
貸付業用のもの	二
その他のもの	一五
動物	
魚類	二
鳥類	四
その他のもの	八
前掲のもの以外のもの	
映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	二
シート及びロープ	二
きのこ栽培用ほだ木	三
漁具	三
葬儀用具	三
楽器	五
自動販売機（手動のものを含む。）	五
無人駐車管理装置	五
焼却炉	五
その他のもの	
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五

生物	
植物	
貸付業用のもの	二
その他のもの	一五
動物	
魚類	二
鳥類	四
その他のもの	八
前掲のもの以外のもの	
映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	二
シート及びロープ	二
きのこ栽培用ほだ木	三
漁具	三
葬儀用具	三
楽器	五
自動販売機（手動のものを含む。）	五
無人駐車管理装置	五
焼却炉	五
その他のもの	
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五

前掲する財産のうち、当該財産について定められている前掲の処分制限期間によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	一〇
機械及び装置	
食料品製造業用設備	一〇
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一〇
繊維工業用設備	
炭素繊維製造設備	
黒鉛化炉	三
その他の設備	七
その他の設備	七
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	八
家具又は装備品製造業用設備	一一
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二
印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	四
製本業用設備	七
新聞業用設備	
モノタイプ、写真又は通信設備	三
その他の設備	一〇
その他の設備	一〇

前掲する財産のうち、当該財産について定められている前掲の処分制限期間によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	一五
その他のもの	一〇
機械及び装置	
食料品製造業用設備	一〇
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一〇
繊維工業用設備	
炭素繊維製造設備	
黒鉛化炉	三
その他の設備	七
その他の設備	七
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	八
家具又は装備品製造業用設備	一一
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二
印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	四
製本業用設備	七
新聞業用設備	
モノタイプ、写真又は通信設備	三
その他の設備	一〇
その他の設備	一〇

化学工業用設備	
臭素、ヨウ素又は塩素、臭素若しくはヨウ素化合物製造設備	五
塩化リン製造設備	四
活性炭製造設備	五
ゼラチン又はにかわ製造設備	五
半導体用フォトレジスト製造設備	五
フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	五
その他の設備	八
石油製品又は石炭製品製造業用設備	七
プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	八
ゴム製品製造業用設備	九
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九
窯業又は土石製品製造業用設備	九
鉄鋼業用設備	
表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	五
純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	九
その他の設備	一四

化学工業用設備	
臭素、ヨウ素又は塩素、臭素若しくはヨウ素化合物製造設備	五
塩化リン製造設備	四
活性炭製造設備	五
ゼラチン又はにかわ製造設備	五
半導体用フォトレジスト製造設備	五
フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	五
その他の設備	八
石油製品又は石炭製品製造業用設備	七
プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	八
ゴム製品製造業用設備	九
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九
窯業又は土石製品製造業用設備	九
鉄鋼業用設備	
表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	五
純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	九
その他の設備	一四

非鉄金属製造業用設備		
核燃料物質加工設備	一一	
その他の設備	七	
金属製品製造業用設備		
金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	六	
その他の設備	一〇	
汎用機械器具（汎用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備の項及び情報通信機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。）	一二	
生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（業務用機械器具製造業用設備の項及び電気機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。）		
金属加工機械製造設備	九	
その他の設備	一二	
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（汎用機械器具製造業用設備の項、電気機械器具製造業用設備の項及び輸送用機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。）		七

非鉄金属製造業用設備		
核燃料物質加工設備	一一	
その他の設備	七	
金属製品製造業用設備		
金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	六	
その他の設備	一〇	
汎用機械器具（汎用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備の項及び情報通信機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。）	一二	
生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（業務用機械器具製造業用設備の項及び電気機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。）		
金属加工機械製造設備	九	
その他の設備	一二	
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（汎用機械器具製造業用設備の項、電気機械器具製造業用設備の項及び輸送用機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。）		七

電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	
光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	六
プリント配線基板製造設備	六
フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	五
その他の設備	八
電気機械器具製造業用設備	七
情報通信機械器具製造業用設備	八
輸送用機械器具製造業用設備	九
その他の製造業用設備	九
農業用設備	七
林業用設備	五
漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	五
水産養殖業用設備	五
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
石油又は天然ガス鉱業用設備	
坑井設備	三
掘削設備	六
その他の設備	一二
その他の設備	六
総合工事業用設備	六

電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	
光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	六
プリント配線基板製造設備	六
フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	五
その他の設備	八
電気機械器具製造業用設備	七
情報通信機械器具製造業用設備	八
輸送用機械器具製造業用設備	九
その他の製造業用設備	九
農業用設備	七
林業用設備	五
漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	五
水産養殖業用設備	五
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
石油又は天然ガス鉱業用設備	
坑井設備	三
掘削設備	六
その他の設備	一二
その他の設備	六
総合工事業用設備	六

電気業用設備	
電気業用水力発電設備	二二
その他の水力発電設備	二〇
汽力発電設備	一五
内燃力又はガスタービン発電設備	一五
送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
需要者用計器	一五
柱上変圧器	一八
その他の設備	二二
鉄道又は軌道業用変電設備	一五
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
ガス業用設備	
製造用設備	一〇
供給用設備	
鋳鉄製導管	二二
鋳鉄製導管以外の導管	一三
需要者用計量器	一三
その他の設備	一五
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八

電気業用設備	
電気業用水力発電設備	二二
その他の水力発電設備	二〇
汽力発電設備	一五
内燃力又はガスタービン発電設備	一五
送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
需要者用計器	一五
柱上変圧器	一八
その他の設備	二二
鉄道又は軌道業用変電設備	一五
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
ガス業用設備	
製造用設備	一〇
供給用設備	
鋳鉄製導管	二二
鋳鉄製導管以外の導管	一三
需要者用計量器	一三
その他の設備	一五
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八

熱供給業用設備	一七
水道業用設備	一八
通信業用設備	九
放送業用設備	六
映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
鉄道業用設備	
自動改札装置	五
その他の設備	一二
道路貨物運送業用設備	一二
倉庫業用設備	一二
運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
飲食料品卸売業用設備	一〇
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	
石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯槽を除く。）	一三
その他の設備	八
飲食料品小売業用設備	九
その他の小売業用設備	
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	八
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八

熱供給業用設備	一七
水道業用設備	一八
通信業用設備	九
放送業用設備	六
映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
鉄道業用設備	
自動改札装置	五
その他の設備	一二
道路貨物運送業用設備	一二
倉庫業用設備	一二
運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
飲食料品卸売業用設備	一〇
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	
石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯槽を除く。）	一三
その他の設備	八
飲食料品小売業用設備	九
その他の小売業用設備	
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	八
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八

技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	
計量証明業用設備	八
その他の設備	一四
宿泊業用設備	一〇
飲食店業用設備	八
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
その他の生活関連サービス業用設備	六
娯楽業用設備	
映画館又は劇場用設備	一一
遊園地用設備	七
ボウリング場用設備	一三
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	
教習用運転シミュレーター設備	五
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
自動車整備業用設備	一五
その他のサービス業用設備	一二

技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	
計量証明業用設備	八
その他の設備	一四
宿泊業用設備	一〇
飲食店業用設備	八
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
その他の生活関連サービス業用設備	六
娯楽業用設備	
映画館又は劇場用設備	一一
遊園地用設備	七
ボウリング場用設備	一三
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	
教習用運転シミュレーター設備	五
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
自動車整備業用設備	一五
その他のサービス業用設備	一二

前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
機械式駐車設備	一〇
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	八
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
無形資産	
漁業権	一〇
ダム使用権	五五
水利権	二〇
特許権	八
実用新案権	五
意匠権	七
商標権	一〇
ソフトウェア	
複写して販売するための原本	三
その他のもの	五
育成者権	
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品種	一〇
その他	八
営業権	五

前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
機械式駐車設備	一〇
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	八
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
無形資産	
漁業権	一〇
ダム使用権	五五
水利権	二〇
特許権	八
実用新案権	五
意匠権	七
商標権	一〇
ソフトウェア	
複写して販売するための原本	三
その他のもの	五
育成者権	
種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品種	一〇
その他	八
営業権	五

専用側線利用権	三〇
鉄道軌道連絡通行施設利用権	三〇
電気ガス供給施設利用権	一五
水道施設利用権	一五
工業用水道施設利用権	一五
電気通信施設利用権	二〇
生物	
牛	
繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	
役肉用牛	六
乳用牛	四
種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種雄牛に限る。）	四
その他用	六
馬	
繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	六
種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種雄馬に限る。）	六
競走用	四
その他用	八

専用側線利用権	三〇
鉄道軌道連絡通行施設利用権	三〇
電気ガス供給施設利用権	一五
水道施設利用権	一五
工業用水道施設利用権	一五
電気通信施設利用権	二〇
生物	
牛	
繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	
役肉用牛	六
乳用牛	四
種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種雄牛に限る。）	四
その他用	六
馬	
繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	六
種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種雄馬に限る。）	六
競走用	四
その他用	八

豚	三
綿羊及び山羊	
種付用	四
その他用	六
かんきつ樹	
温州みかん	二八
その他	三〇
りんご樹	
わい化りんご	二〇
その他	二九
ぶどう樹	
温室ぶどう	一二
その他	一五
梨樹	二六
桃樹	一五
桜桃樹	二一
びわ樹	三〇
くり樹	二五

豚	三
綿羊及び山羊	
種付用	四
その他用	六
かんきつ樹	
温州みかん	二八
その他	三〇
りんご樹	
わい化りんご	二〇
その他	二九
ぶどう樹	
温室ぶどう	一二
その他	一五
梨樹	二六
桃樹	一五
桜桃樹	二一
びわ樹	三〇
くり樹	二五

梅樹	二五
柿樹	三六
あんず樹	二五
すもも樹	一六
いちじく樹	一一
キウイフルーツ樹	二二
ブルーベリー樹	二五
パイナップル	三
茶樹	三四
オリーブ樹	二五
つばき樹	二五
桑樹	
立て通し	一八
根刈り、中刈り、高刈り	九
こりやなぎ	一〇
みつまた	五
こうぞ	九
もう宗竹	二〇
アスパラガス	一一
ラミー	八
まおらん	一〇
ホップ	九

梅樹	二五
柿樹	三六
あんず樹	二五
すもも樹	一六
いちじく樹	一一
キウイフルーツ樹	二二
ブルーベリー樹	二五
パイナップル	三
茶樹	三四
オリーブ樹	二五
つばき樹	二五
桑樹	
立て通し	一八
根刈り、中刈り、高刈り	九
こりやなぎ	一〇
みつまた	五
こうぞ	九
もう宗竹	二〇
アスパラガス	一一
ラミー	八
まおらん	一〇
ホップ	九

二					
	［略］				
	［略］	公害防止用資産	構築物	一八	
			機械及び装置	五	
		開発研究用資産	建物及び建物附属設備		
			建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁遮蔽室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五	
			構築物		
			風洞、試験水槽及び防壁	五	
			ガス又は工業薬品貯槽、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七	
			工具	四	
			器具及び備品		
			試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四	
			機械及び装置		
			汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七	
			その他のもの	四	
			ソフトウェア	三	

二					
	［略］				
	［略］	公害防止用資産	構築物	一八	
			機械及び装置	五	
		開発研究用資産	建物及び建物附属設備		
			建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁遮蔽室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五	
			構築物		
			風洞、試験水槽及び防壁	五	
			ガス又は工業薬品貯槽、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七	
			工具	四	
			器具及び備品		
			試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四	
			機械及び装置		
			汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七	
			その他のもの	四	
			ソフトウェア	三	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

人事異動

法務省

（仙台高等検察庁刑事部長）検事　田澤　博司
（名古屋高等検察庁公安部長）同　田代　英明
最高検察庁検事に配置換する
東京高等検察庁検事に併任する（各通）
（東京高等検察庁検事法務省訟務局訟務企画課長）同　藤澤　裕介
法務省大臣官房審議官（訟務局担当）に充てる
（東京地方検察庁検事法務省大臣官房付法務省訟務局付）同　浅海　俊介
法務省訟務局付に充てる
かねて法務省大臣官房参事官に充てる
（東京地方検察庁検事法務省刑事局付法務省大臣官房付法務省刑事局総務課企画調査室長）同　中井　優介
法務省大臣官房参事官に充てる
法務省大臣官房付に充てることを解く
法務省刑事局総務課企画調査室長に充てることを解く
（東京地方検察庁検事法務省訟務局付法務省訟務局参事官）同　山本　剛
東京高等検察庁検事に配置換する
法務省訟務局付に充てる
かねて法務省大臣官房参事官に充てる
法務省訟務局参事官に充てることを解く
（東京地方検察庁検事法務省訟務局付）同　渡邉　哲
かねて法務省大臣官房参事官に充てる
（東京地方検察庁検事兼法務総合研究所教官）検事兼法務教官　髙橋　一章
法務事務官（法務省大臣官房国際課付）に併任する
法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）検事　中村明日香
法務省大臣官房国際課付に充てる
かねて法務省大臣官房付に充てる
（同）同　河野　龍三
（同）同　貝淵　瞳
法務事務官（法務省大臣官房国際課付）に併任する（各通）
（大分地方検察庁検事）同　濵田　武文
東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省大臣官房国際課付）に併任する
大分地方検察庁三席検事の指名を解く
（長野地方裁判所諏訪支部判事兼長野家庭裁判所諏訪支部判事兼諏訪簡易裁判所判事兼岡谷簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　渡部みどり
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
法務事務官（法務省大臣官房国際課付、法務省民事局付）に併任する
（東京地方検察庁検事）検事　山名　淳一
法務事務官（法務省大臣官房司法法制部付）に併任する
（東京地方検察庁検事法務省民事局付法務省民事局参事官）同　望月　千広
法務省民事局民事第一課長に充てる
法務省民事局参事官に充てることを解く
（東京地方検察庁検事法務省民事局付）同　古谷　真良
（同）同　宇野　直紀
かねて法務省民事局参事官に充てる（各通）
（大阪地方裁判所判事兼大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　太田　章子
検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する
法務省民事局付に充てる
かねて法務省民事局参事官に充てる
検事　小松原茉利
東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省民事局付）に併任する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　柿部　泰宏
（同）同　加藤　優輝
（東京家庭裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　中丸　隆之
（東京地方裁判所立川支部判事補兼東京家庭裁判所立川支部判事補兼立川簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　中野　彩華
（大阪地方裁判所判事兼大阪家庭裁判所判事兼大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　小川　貴裕
（津地方裁判所判事補兼津家庭裁判所判事補兼津簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　清水　萌
（富山地方裁判所判事兼富山家庭裁判所判事兼富山簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　日下部祥史
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
法務事務官（法務省民事局付）に併任する（各通）
（福岡高等裁判所那覇支部判事兼那覇簡易裁判所判事）同　吉賀　朝哉
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
法務省民事局付に充てる
（東京地方検察庁検事法務省刑事局付）検事　松枝　正宣
かねて法務省大臣官房付に充てる
かねて法務省刑事局総務課企画調査室長に充てる
（東京地方検察庁検事兼法務省民事局付）検事兼法務事務官　昔宮彩弥香
法務省刑事局付に併任する
法務省民事局付の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）検事　今井　誠
法務省刑事局付に充てる
（同）同　山田　歩
（同）同　渡邉かおり
（同）同　白川　史哉
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する（各通）
（水戸地方検察庁検事）同　佐藤　雄介
（静岡地方検察庁沼津支部検事）同　吉川　菜月
（大阪地方検察庁検事）同　長谷川美裕
（福岡地方検察庁小倉支部検事）同　大橋　花恋
（札幌地方検察庁検事）同　青木龍之介
東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する（各通）
（東京地方検察庁検事）同　片尾すみれ
（同）同　内藤　祐貴
（同）同　横森　真夏
（大阪地方検察庁検事）同　上ノ町秀作
法務事務官（法務省刑事局付）に配置換する（各通）
（宇都宮地方検察庁検事）同　鈴木　輝仁
東京地方検察庁検事に配置換する
法務省矯正局参事官に充てる
宇都宮地方検察庁三席検事の指名を解く
（千葉地方検察庁検事）同　岩本　直人
東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省矯正局付）に併任する
（東京高等検察庁検事法務省訟務局民事訟務課長）同　田辺　暁志
法務省訟務局訟務企画課長に充てる
（東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　村田　一広
検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する
法務省訟務局民事訟務課長に充てる
（仙台高等検察庁検事仙台法務局訟務部長法務総合研究所仙台支所教官）検事　廣瀨　達人
東京高等検察庁検事に配置換する
法務省訟務局行政訟務課長に充てる
法務総合研究所仙台支所教官に充てることを解く
（東京高等検察庁検事法務省訟務局付法務省大臣官房参事官）同　大原　高夫
法務省訟務局租税訟務課長に充てる
法務省大臣官房参事官に充てることを解く
（東京地方検察庁検事法務省訟務局付）同　前田　佳行
かねて法務省訟務局参事官に充てる
（同）同　大友　亮介
かねて法務省訟務局民事訟務課民事訟務対策官に充てる

（東京地方検察庁立川支部検事）
同　髙橋　朋彦
法務事務官（法務省訟務局付）に併任する
東京地方検察庁立川支部勤務を免ずる
（横浜地方検察庁検事）同　川井孝治郎
東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省訟務局付）に併任する
（宇都宮地方検察庁栃木支部検事兼宇都宮地方検察庁足利支部検事）同　早髙　宏平
東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省訟務局付）に併任する
宇都宮地方検察庁足利支部勤務を免ずる
（静岡地方検察庁検事）同　神谷　瑞枝
東京地方検察庁検事に配置換する
法務省訟務局付に充てる
（宮崎地方検察庁延岡支部長）
同　茂木　薫
東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省訟務局付）に併任する
（東京地方検察庁検事兼東京法務局付法務省訟務局付）検事兼法務事務官　星野　郁也
法務省訟務局付に充てる
法務事務官（東京法務局訟務部付）の併任を解除する
（東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　鈴木優香子
（静岡家庭裁判所判事兼静岡地方裁判所判事兼静岡簡易裁判所判事）同　佐々木　亮
（長野地方裁判所松本支部判事兼長野家庭裁判所松本支部判事兼松本簡易裁判所判事）同　水野　健太
（熊本家庭裁判所判事補兼熊本地方裁判所判事補兼熊本簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　出縄　英行
（福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補兼福島簡易裁判所判事）同　飯田　悠斗

（山形地方裁判所酒田支部判事兼山形家庭裁判所酒田支部判事兼酒田簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　伊藤健太郎
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
法務事務官（法務省訟務局付）に併任する（各通）
（青森地方裁判所弘前支部判事兼青森家庭裁判所弘前支部判事兼弘前簡易裁判所判事）同　青野　卓也
検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する
法務省訟務局付に充てる
（大阪地方検察庁公判部長）検事　相馬　博之
最高検察庁検事に配置換する
法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第二部長に充てる
（盛岡地方検察庁次席検事）同　武内　弘樹
（秋田地方検察庁次席検事）同　佐藤　裕亮
東京高等検察庁検事に配置換する
法務教官（法務総合研究所教官）に併任する（各通）
（さいたま地方検察庁検事）同　荻野　公彦
（静岡地方検察庁沼津支部検事）
同　奥　大樹
（大阪地方検察庁検事）同　櫛野　佑紀
東京地方検察庁検事に配置換する
法務教官（法務総合研究所教官）に併任する（各通）
（東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　此上　恭平
（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　佐々木康平
（同）同　志摩　祐介
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
法務教官（法務総合研究所教官）に併任する（各通）
（東京地方検察庁検事法務省訟務局付）検事　丹﨑　弘
（最高検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第二部長）同　鵜野澤　亮
東京高等検察庁検事に配置換する（各通）

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　赤羽　史子
（同）同　宮崎　香織
（同）同　唐澤　英城
（同）同　山下　順平
東京地方検察庁検事の併任を解除する（各通）
（東京地方検察庁検事）同　岩根　哲康
（同）同　伊瀬知陽平
（同）同　佐藤しずほ
（同）同　伊東　大幸
（同）同　谷田　隼也
（さいたま地方検察庁検事）同　武藤　雅光
（さいたま地方検察庁川越支部長）同　葛谷　茂
（千葉地方検察庁交通部長）同　保木本正樹
（千葉地方検察庁特別刑事部長）
同　中澤　政臣
（水戸地方検察庁土浦支部長）
同　中村　憲一
（新潟地方検察庁高田支部長）
同　水上　尚久
（大阪地方検察庁検事）同　秋葉　肇
（名古屋地方検察庁刑事部長）
同　水庫　一浩
（名古屋地方検察庁公判部長）
同　廣澤　英幸
（広島高等検察庁岡山支部長）
同　田村　章
（山口地方検察庁次席検事）同　矢﨑　敦夫
（福岡地方検察庁刑事部長）同　安井　一之
東京高等検察庁検事に配置換する（各通）
（那覇地方検察庁次席検事兼福岡高等検察庁那覇支部検事）
同　小玉　大輔
東京高等検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁検事の併任を解除する
（仙台高等検察庁総務部長兼法務総合研究所仙台支所教官）
検事兼法務教官　市木　政昭
東京高等検察庁検事に配置換する
法務教官（法務総合研究所仙台支所教官）の併任を解除する
（仙台地方検察庁刑事部長）検事　間野　明
（札幌地方検察庁公判部長）同　津田　敬三
（名古屋高等検察庁検事名古屋法務局長）同　加藤　裕
東京高等検察庁検事に配置換する（各通）

（東京高等検察庁検事法務省訟務局付法務省大臣官房参事官）
同　小西　英恵
東京地方検察庁検事に併任する
法務省訟務局付に充てることを解く
法務省大臣官房参事官に充てることを解く
（東京地方検察庁検事法務省大臣官房参事官）同　仲戸川武人
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
（東京高等検察庁検事）同　堀越　健二
東京地方検察庁検事に併任する
（東京地方検察庁検事）同　知花　宏樹
（東京地方検察庁立川支部検事）
同　加藤　良一
（同）同　鷦鷯　昌二
（横浜地方検察庁検事）同　大竹依里子
（同）同　住友　俊介
（さいたま地方検察庁検事）同　西連寺義和
（千葉地方検察庁検事）同　入江　淳子
（同）同　松居　新
（同）同　中畑　知之
（同）同　小原　綾乃
（静岡地方検察庁沼津支部検事）
同　野崎　高志
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する（各通）
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）同　平野　慎
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
大阪地方検察庁検事の併任を解除する
（名古屋高等検察庁検事）同　田原　秀範
（岐阜地方検察庁高山支部長）
同　榎本　淳
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する（各通）
（松江地方検察庁次席検事兼松江地方検察庁西郷支部検事）同　多田　賢一
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
松江地方検察庁西郷支部勤務を免ずる

（福岡地方検察庁小倉支部検事）
同　上島　大
（長崎地方検察庁次席検事）同　高　長伯
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する（各通）
（仙台高等検察庁検事兼仙台地方検察庁検事）同　木村　紋世
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
仙台地方検察庁検事の併任を解除する
（福島地方検察庁郡山支部長兼福島地方検察庁白河支部長）
同　鴫谷　学
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
福島地方検察庁白河支部勤務を免ずる
福島地方検察庁白河支部長を免ずる
（札幌高等検察庁検事兼札幌地方検察庁検事）同　沼前　輝英
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
札幌地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房国際課付）検事兼法務事務官　香西　克俊
法務事務官（法務省大臣官房国際課付）の併任を解除する
（東京地方検察庁検事法務省訟務局付）検事　小林　敬英
法務省訟務局付に充てることを解く
（東京高等検察庁検事）同　北嶋　良蔵
（同）同　江渕　悠紀
東京地方検察庁検事に配置換する（各通）
（東京地方検察庁立川支部検事）
同　重名　卓史
（同）同　物井　昭賢
（同）同　尾上　和矢
（同）同　金井　郁紘
（同）同　本郷　優理
東京地方検察庁立川支部勤務を免ずる（各通）
（横浜地方検察庁検事）同　洲濱　貴憲
（同）同　大胡　宏昂
（同）同　北村　晃大
（同）同　佐田　真澄
（同）同　髙司　明典
（同）同　高柳　美希
（横浜地方検察庁川崎支部検事）
同　大林　聖
（横浜地方検察庁横須賀支部検事）同　北村　賢司
（横浜地方検察庁小田原支部検事）同　榊原　詩音
（同）同　満島　航輔
（同）同　徳竹　敬一
（さいたま地方検察庁検事）同　守谷　純子
（同）同　小笠原翔大
（同）同　八坂　優也
（同）同　酒井　遼甫
（同）同　相良　美咲
（同）同　永野　達郎
（同）同　水落　光紀
（同）同　吉野　智香
（さいたま地方検察庁越谷支部検事）同　上田生久代
（千葉地方検察庁検事）同　山野下　純
（同）同　有馬　由貴
（同）同　山田与志人
（同）同　伊堂寺和志
（同）同　角田　惇
（同）同　今野　真奈
（同）同　亀井　彩加
（同）同　小山　一樹
（同）同　渡部　義貴
（水戸地方検察庁検事）同　柴田　侑輝
（水戸地方検察庁下妻支部長）
同　大川　晋嗣
（宇都宮地方検察庁検事）同　土方　恒幸
東京地方検察庁検事に配置換する（各通）
（宇都宮地方検察庁検事兼宇都宮地方検察庁大田原支部長）
同　吉澤　聡
東京地方検察庁検事に配置換する
宇都宮地方検察庁大田原支部勤務を免ずる
宇都宮地方検察庁大田原支部長を免ずる
（前橋地方検察庁検事）同　池ノ谷泰周
（同）同　渡邉　健人
東京地方検察庁検事に配置換する（各通）
（前橋地方検察庁太田支部長兼前橋地方検察庁桐生支部長）
同　岩本　雅也
東京地方検察庁検事に配置換する
前橋地方検察庁桐生支部勤務を免ずる
前橋地方検察庁桐生支部長を免ずる
（甲府地方検察庁検事）同　秋谷　幸紀
（長野地方検察庁検事）同　岡﨑　寿成
東京地方検察庁検事に配置換する（各通）
（新潟地方検察庁検事）同　西尾　和浩
東京地方検察庁検事に配置換する
新潟地方検察庁三席検事の指名を解く
（同）同　藤田　勝也
（同）同　国村　侑樹
（新潟地方検察庁長岡支部長）
同　中北　裕士
（大阪地方検察庁検事）同　中村　祐介
（京都地方検察庁検事）同　齊藤　勝一
（同）同　庄野　啓子
（大津地方検察庁検事）同　定免　楓真
東京地方検察庁検事に配置換する（各通）
（和歌山地方検察庁検事）同　植木　楽
東京地方検察庁検事に配置換する
和歌山地方検察庁三席検事の指名を解く
（同）同　中谷　克宣
（名古屋地方検察庁検事）同　本多　茂雄
（名古屋地方検察庁豊橋支部長）
同　早川　由規
（津地方検察庁検事）同　瀧沢万由花
（津地方検察庁四日市支部検事）
同　五味　千夏
（岐阜地方検察庁検事）同　森山　透子
東京地方検察庁検事に配置換する（各通）
（福井地方検察庁検事）同　山口　崇
東京地方検察庁検事に配置換する
福井地方検察庁三席検事の指名を解く
（同）同　福田　晟史
（富山地方検察庁検事）同　和田　彩香
（広島地方検察庁検事）同　小田　輝
（山口地方検察庁検事）同　上林玲衣香
（福岡地方検察庁検事）同　廣田　麗理
（同）同　大野　武尊
（同）同　金澤　宏明
（福岡地方検察庁小倉支部検事）
同　坂田　敦紀
（大分地方検察庁検事）同　福井　拓男
（同）同　岡村　佳苗
（鹿児島地方検察庁名瀬支部長）
同　横澤　伸彦
（宮崎地方検察庁検事）同　清水千亜里
（那覇地方検察庁検事）同　杉村俊太朗
（仙台地方検察庁検事）同　箱﨑　祥吾
東京地方検察庁検事に配置換する（各通）
（福島地方検察庁検事）同　門倉　良則
東京地方検察庁検事に配置換する
福島地方検察庁三席検事の指名を解く
（福島地方検察庁郡山支部検事兼福島地方検察庁白河支部検事）同　長谷川　薫
東京地方検察庁検事に配置換する
福島地方検察庁白河支部勤務を免ずる
（盛岡地方検察庁一関支部長）
同　小島　舞子
（秋田地方検察庁検事）同　原田　由梨
（札幌地方検察庁検事）同　清平　昌大
（同）同　佐藤慎太郎
東京地方検察庁検事に配置換する（各通）
（札幌地方検察庁苫小牧支部検事兼札幌地方検察庁室蘭支部検事）同　後藤　拓志
東京地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁室蘭支部勤務を免ずる
（旭川地方検察庁次席検事）同　岩名　勝彦
（旭川地方検察庁検事）同　緒方　陽子
（高松地方検察庁検事）同　田端　仁美
（同）同　万野　圭美
（松山地方検察庁西条支部長）
同　古田　啓二
東京地方検察庁検事に配置換する（各通）
（東京地方検察庁検事兼東京法務局訟務部付）検事兼法務事務官　荒木真希子
（同）同　富岡　潤
法務事務官（東京法務局訟務部付）の併任を解除する（各通）
検事　藤原　武
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する

（東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　田端理恵子
（同）同　吉田　達二
検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）
（同）同　八巻　牧子
（同）同　瀧田　佳代
（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　上原ひとみ
（同）同　先﨑　春奈
（さいたま地方裁判所判事補兼さいたま簡易裁判所判事）同　大畑　勇馬
榊原　洋平
濱本　祐樹
野澤　崚
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）
（東京地方検察庁検事）検事　小澤　匠
（同）同　小穴　行人
（同）同　柴田　匠
（同）同　亦野恵理香
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる（各通）
（さいたま地方検察庁検事）同　村上　謙介
（同）同　谷中　文彦
（同）同　田村　明美
（同）同　三木　元
（千葉地方検察庁検事）同　石川　梨枝
（同）同　青野　路子
（水戸地方検察庁検事）同　甲斐　将
（前橋地方検察庁検事）同　太田　恭介
（新潟地方検察庁検事）同　中野　知樹
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる（各通）
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）同　澁谷　美保
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
大阪地方検察庁検事の併任を解除する
（名古屋高等検察庁検事兼名古屋地方検察庁検事）同　大林　潤
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
名古屋地方検察庁検事の併任を解除する
（名古屋地方検察庁検事）同　早川　志津
（広島地方検察庁検事）同　小林　雄
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる（各通）
（鳥取地方検察庁検事）同　福嶋　慶彦
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
鳥取地方検察庁三席検事の指名を解く
（福岡地方検察庁検事）同　竹本　康彦
（同）同　橋本　沙紀
（長崎地方検察庁検事）同　尾崎　友哉
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる（各通）
（宮崎地方検察庁検事兼福岡高等検察庁宮崎支部検事）同　庄野　領一
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
宮崎地方検察庁三席検事の指名を解く
福岡高等検察庁検事の併任を解除する
（仙台地方検察庁検事）同　本木　宙倫
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
（釧路地方検察庁検事）同　佐藤　かよ
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
釧路地方検察庁三席検事の指名を解く
（松山地方検察庁次席検事）同　寺尾　智子
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
石田　美帆
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
（熊本地方検察庁次席検事兼熊本地方検察庁八代支部長）検事　松永　拓也
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁交通部長を命ずる
熊本地方検察庁八代支部勤務を免ずる
熊本地方検察庁八代支部長を免ずる
（東京高等検察庁検事）同　鈴木　望
（東京地方検察庁検事）同　泉　雄大
（同）同　増田　統子
（同）同　岩崎　星南
（同）同　片　崇紘
（同）同　豊福　優朗
（同）同　松川　將也
（同）同　和田　采女
（東京地方検察庁立川支部検事）同　濱田記久子
横浜地方検察庁検事に配置換する（各通）
（横浜地方検察庁川崎支部検事）同　三高　華香
（同）同　堅田萌恵子
横浜地方検察庁川崎支部勤務を免ずる（各通）
（さいたま地方検察庁検事）同　相原　健一
（宇都宮地方検察庁検事）同　秋吉　健介
（大阪地方検察庁検事）同　平田　美月
（和歌山地方検察庁検事）同　山口　隼人
（名古屋高等検察庁検事）同　小川　淳一
（名古屋地方検察庁検事）同　髙　一学
（津地方検察庁検事）同　山田　葵
（岐阜地方検察庁検事）同　森田　啓介
（広島地方検察庁検事）同　田中　一真
横浜地方検察庁検事に配置換する（各通）
（仙台高等検察庁検事兼仙台地方検察庁検事）同　三田村　忍
横浜地方検察庁検事に配置換する
仙台地方検察庁検事の併任を解除する
（仙台地方検察庁検事）同　志摩　一樹
（福島地方検察庁会津若松支部長）同　千石　奈央
横浜地方検察庁検事に配置換する（各通）
（札幌地方検察庁小樽支部長兼札幌地方検察庁岩内支部長）同　白石　久美
横浜地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁岩内支部勤務を免ずる
札幌地方検察庁岩内支部長を免ずる
（高知地方検察庁検事）同　徳田　彩華
（松山地方検察庁検事）同　織田倭加子
横浜地方検察庁検事に配置換する（各通）
（東京地方検察庁検事）同　金森　貴水
（同）同　島津　美穂
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁川崎支部勤務を命ずる（各通）
（横浜地方検察庁小田原支部検事）同　藤嶋由美子
横浜地方検察庁川崎支部勤務を命ずる
横浜地方検察庁小田原支部勤務を免ずる
（大阪地方検察庁検事）同　中田　和暉
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁横須賀支部勤務を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　岡田万佑子
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁小田原支部勤務を命ずる
（横浜地方検察庁検事）同　渡邊　卓児
（同）同　川瀬麻衣子
横浜地方検察庁小田原支部勤務を命ずる（各通）
（横浜地方検察庁川崎支部検事）同　重本　純子
横浜地方検察庁小田原支部勤務を命ずる
横浜地方検察庁川崎支部勤務を免ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　折原　崇文
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁相模原支部勤務を命ずる
横浜地方検察庁相模原支部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）同　小島　達朗
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁交通部長を命ずる
（東京地方検察庁検事兼法務省訟務局付）検事兼法務事務官　伊東　真依
さいたま地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省訟務局付）の併任を解除する
（東京高等検察庁検事法務総合研究所教官）検事　溝内　克信
（東京地方検察庁検事）同　北村　裕介
（同）同　岡田　哲明
（同）同　明石悠理子
（同）同　加賀谷　亮
（同）同　齋藤　麻実
（同）同　田中　颯
（同）同　馬場　普
（同）同　山口　史恵
（東京地方検察庁立川支部検事）同　岩村　大助
（同）同　平間　文啓
（横浜地方検察庁検事）同　内田晋太郎
さいたま地方検察庁検事に配置換する（各通）

（さいたま地方検察庁川越支部検事）同　吉本　孝司
さいたま地方検察庁川越支部勤務を免ずる
（さいたま地方検察庁熊谷支部検事）同　木曽　佑砂
さいたま地方検察庁熊谷支部勤務を免ずる
（千葉地方検察庁検事）同　二子石　亮
（水戸地方検察庁下妻支部検事）同　辻　優実
（前橋地方検察庁高崎支部検事）同　黒澤　葉子
（静岡地方検察庁沼津支部検事）同　阿南　健人
（静岡地方検察庁浜松支部検事）同　宮﨑　覚
（金沢地方検察庁検事）同　脇坂　涼平
さいたま地方検察庁検事に配置換する（各通）
（広島高等検察庁検事兼広島地方検察庁検事）同　江幡　浩行
さいたま地方検察庁検事に配置換する
広島地方検察庁検事の併任を解除する
（仙台地方検察庁検事）同　井澤　有紀
さいたま地方検察庁検事に配置換する
（福島地方検察庁郡山支部検事兼福島地方検察庁白河支部検事）同　四竈　庸祐
（同）同　髙川　睦月
さいたま地方検察庁検事に配置換する
福島地方検察庁白河支部勤務を免ずる（各通）
（山形地方検察庁次席検事）同　栗原　健一
（盛岡地方検察庁検事）同　細矢　明司
さいたま地方検察庁検事に配置換する（各通）
（秋田地方検察庁横手支部長兼秋田地方検察庁大曲支部長）同　小島　健太
さいたま地方検察庁検事に配置換する
秋田地方検察庁大曲支部勤務を免ずる
秋田地方検察庁大曲支部長を免ずる
（高松地方検察庁検事）同　宮本　大雅
さいたま地方検察庁検事に配置換する
（さいたま地方検察庁交通部長）同　江口　昌英
さいたま地方検察庁越谷支部勤務を命ずる
さいたま地方検察庁越谷支部長を命ずる
さいたま地方検察庁交通部長を免ずる

（東京地方検察庁立川支部検事）同　岡田　幸子
（千葉地方検察庁検事）同　山田　昌広
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁越谷支部勤務を命ずる（各通）
（札幌高等検察庁刑事部長）同　中島　泰徳
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁川越支部勤務を命ずる
さいたま地方検察庁川越支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　神童　彩佳
（大阪地方検察庁検事）同　圓子　航平
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁川越支部勤務を命ずる（各通）
（水戸地方検察庁検事）同　木舩　優
（京都地方検察庁検事）同　鈴木　努
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁熊谷支部勤務を命ずる（各通）
（札幌地方検察庁刑事部長）同　岸　洋介
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁総務部長を命ずる
（千葉地方検察庁総務部長）同　川島　喜弘
千葉地方検察庁刑事部長を命ずる
千葉地方検察庁総務部長を免ずる
（福岡地方検察庁交通部長）同　和田　文彦
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁交通部長を命ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　鶴田　洋佐
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁特別刑事部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（同）同　西村　圭一
（同）同　山田　朋美
千葉地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する（各通）
（東京地方検察庁検事）同　毛利　栄吉
（同）同　坂室　晃平
（同）同　相田　侑香
（同）同　臼井かおり
（同）同　木原　悠人
（同）同　倉賀野航輝
（同）同　花村　大

（東京地方検察庁立川支部検事）同　栗田　旭
（横浜地方検察庁検事）同　髙橋　俊介
（宇都宮地方検察庁検事）同　萩野　実央
千葉地方検察庁検事に配置換する（各通）
（前橋地方検察庁太田支部検事兼前橋地方検察庁桐生支部検事）同　福嶋　勇介
千葉地方検察庁検事に配置換する
前橋地方検察庁桐生支部勤務を免ずる
（静岡地方検察庁検事）同　吉川凜太郎
（静岡地方検察庁沼津支部検事）同　丸山　雄史
千葉地方検察庁検事に配置換する（各通）
（長野地方検察庁検事）同　加部　剛志
千葉地方検察庁検事に配置換する
長野地方検察庁三席検事の指名を解く
（大阪地方検察庁堺支部検事）同　大井　友輝
（同）同　粥川　和奈
（京都地方検察庁検事）同　髙洲　昌弘
（神戸地方検察庁姫路支部検事）同　田中　沙樹
千葉地方検察庁検事に配置換する（各通）
（名古屋高等検察庁検事兼名古屋地方検察庁検事）同　大谷潤一郎
千葉地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁検事の併任を解除する
（名古屋地方検察庁検事）同　宮上　泰明
（広島地方検察庁検事）同　長尾　理慧
（福岡地方検察庁検事）同　米澤　孝太
（福岡地方検察庁小倉支部検事）同　大原　裕吉
千葉地方検察庁検事に配置換する（各通）
（仙台高等検察庁検事兼仙台地方検察庁検事）同　矢部　良二
千葉地方検察庁検事に配置換する
仙台地方検察庁検事の併任を解除する
（仙台地方検察庁検事）同　徳**満**　貴秀
千葉地方検察庁検事に配置換する
（秋田地方検察庁検事兼秋田地方検察庁大館支部長）同　赤松　渓太
千葉地方検察庁検事に配置換する
秋田地方検察庁大館支部勤務を免ずる
秋田地方検察庁大館支部長を免ずる

（釧路地方検察庁帯広支部検事）同　畔柳　彩
千葉地方検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁検事）同　木下　啓
（同）同　関口　奈々
（同）同　永澤　舞花
（大阪地方検察庁検事）同　綾　洋斗
（同）同　菊地　理沙
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁松戸支部勤務を命ずる（各通）
（東京地方検察庁検事）同　吉田　将治
（同）同　椿　武瑠
（東京地方検察庁立川支部検事）同　丹下　裕康
（横浜地方検察庁検事）同　鈴木　小夏
（大阪地方検察庁検事）同　仲宗根海斗
（同）同　廣瀬　皓稀
（大阪地方検察庁堺支部検事）同　村上　冬華
水戸地方検察庁検事に配置換する（各通）
（横浜地方検察庁検事）同　志田　卓郎
水戸地方検察庁検事に配置換する
水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる
水戸地方検察庁土浦支部長を命ずる
（大阪地方検察庁検事）同　中條　志保
水戸地方検察庁検事に配置換する
水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　吉野　秀保
水戸地方検察庁検事に配置換する
水戸地方検察庁下妻支部勤務を命ずる
水戸地方検察庁下妻支部長を命ずる
（法務省刑事局付）法務事務官　村山小百合
検事二級（水戸地方検察庁検事）に配置換する
水戸地方検察庁下妻支部勤務を命ずる
（東京地方検察庁検事）検事　吉岡　和美
宇都宮地方検察庁検事に配置換する
宇都宮地方検察庁三席検事に指名する
（東京地方検察庁立川支部検事）同　松井　玲
（大阪地方検察庁検事）同　小島　優輝
（同）同　米川　遼
宇都宮地方検察庁検事に配置換する（各通）

（宇都宮地方検察庁検事）同　石井　結香
かねて宇都宮地方検察庁大田原支部勤務を命ずる
かねて宇都宮地方検察庁大田原支部長を命ずる
（千葉地方検察庁検事）同　小澤早央里
宇都宮地方検察庁検事に配置換する
宇都宮地方検察庁栃木支部勤務を命ずる
かねて宇都宮地方検察庁足利支部勤務を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　萩原　由衣
（さいたま地方検察庁検事）同　花﨑めぐみ
（神戸地方検察庁検事）同　中原　京輔
（福岡地方検察庁検事）同　塩屋　達広
前橋地方検察庁検事に配置換する（各通）
（東京地方検察庁立川支部検事）
同　財津　俊佑
前橋地方検察庁検事に配置換する
前橋地方検察庁太田支部勤務を命ずる
前橋地方検察庁太田支部長を命ずる
かねて前橋地方検察庁桐生支部勤務を命ずる
かねて前橋地方検察庁桐生支部長を命ずる
（神戸地方検察庁検事）同　春山　堅汰
前橋地方検察庁検事に配置換する
前橋地方検察庁太田支部勤務を命ずる
かねて前橋地方検察庁桐生支部勤務を命ずる
（長野地方検察庁上田支部長兼
長野地方検察庁佐久支部長）
同　桑山　薫
前橋地方検察庁検事に配置換する
前橋地方検察庁高崎支部勤務を命ずる
長野地方検察庁佐久支部勤務を免ずる
長野地方検察庁佐久支部長を免ずる
（横浜地方検察庁検事）同　及川　恭輔
（同）同　八尾香沙音
（福岡地方検察庁検事）同　川喜田桃子
静岡地方検察庁検事に配置換する（各通）
（東京地方検察庁検事兼法務総
合研究所教官）検事兼法務教
官　山名　論平
静岡地方検察庁検事に配置換する
静岡地方検察庁沼津支部勤務を命ずる
法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する
（さいたま地方検察庁検事）検
事　中村　勇哉
（千葉地方検察庁検事）同　永井　美佳
（大阪地方検察庁検事）同　小西加珠明
静岡地方検察庁検事に配置換する
静岡地方検察庁沼津支部勤務を命ずる（各通）

（福岡高等検察庁検事兼福岡地
方検察庁検事）同　森　幹
静岡地方検察庁検事に配置換する
静岡地方検察庁沼津支部勤務を命ずる
福岡地方検察庁検事の併任を解除する
（福岡地方検察庁検事）同　大野　幹太
静岡地方検察庁検事に配置換する
静岡地方検察庁沼津支部勤務を命ずる
（東京地方検察庁検事兼法務省
刑事局付）検事兼法務事務官　野末　宜義
静岡地方検察庁検事に配置換する
静岡地方検察庁浜松支部勤務を命ずる
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
（名古屋地方検察庁検事）検事　松澤　祐彰
静岡地方検察庁検事に配置換する
静岡地方検察庁浜松支部勤務を命ずる
（大阪地方検察庁検事）同　林　百合子
甲府地方検察庁検事に配置換する
（千葉地方検察庁検事）同　丸山　潤
長野地方検察庁検事に配置換する
長野地方検察庁三席検事に指名する
（名古屋地方検察庁検事）同　村田　悠花
長野地方検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁検事）同　川上　高央
長野地方検察庁検事に配置換する
長野地方検察庁上田支部勤務を命ずる
長野地方検察庁上田支部長を命ずる
かねて長野地方検察庁佐久支部勤務を命ずる
かねて長野地方検察庁佐久支部長を命ずる
（同）同　歸山　俊祐
（横浜地方検察庁検事）同　永村　知美
新潟地方検察庁検事に配置換する（各通）
（千葉地方検察庁松戸支部検事）
同　曽我部誉広
新潟地方検察庁検事に配置換する
新潟地方検察庁三席検事に指名する
（新潟地方検察庁佐渡支部長）
同　丸山　英明
新潟地方検察庁佐渡支部勤務を免ずる
新潟地方検察庁佐渡支部長を免ずる
（大阪地方検察庁検事）同　松島　史隼
（同）同　大井　菊香
新潟地方検察庁検事に配置換する（各通）

（東京地方検察庁検事）同　片岡　純
新潟地方検察庁検事に配置換する
新潟地方検察庁長岡支部勤務を命ずる
新潟地方検察庁長岡支部長を命ずる
（さいたま地方検察庁検事）同　上村　正
新潟地方検察庁検事に配置換する
新潟地方検察庁高田支部勤務を命ずる
新潟地方検察庁高田支部長を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　柴田　紀子
大阪高等検察庁検事に配置換する
（大阪高等検察庁検事兼大阪地
方検察庁検事）同　堀木　博司
（同）同　坂元　文彦
大阪地方検察庁検事の併任を解除する（各通）
（大阪地方検察庁岸和田支部長）
同　内田　耕平
（京都地方検察庁刑事部長）同　奥野雄一郎
（神戸地方検察庁検事）同　岡田幸二郎
大阪高等検察庁検事に配置換する（各通）
（神戸地方検察庁姫路支部検事
兼神戸地方検察庁社支部長兼
神戸地方検察庁龍野支部長）
同　後藤　信宏
大阪高等検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁社支部勤務を免ずる
神戸地方検察庁社支部長を免ずる
神戸地方検察庁龍野支部勤務を免ずる
神戸地方検察庁龍野支部長を免ずる
（神戸地方検察庁豊岡支部長）
同　川上　岳
大阪高等検察庁検事に配置換する
（広島高等検察庁総務部長兼法
務総合研究所広島支所教官）
検事兼法務教官　尾関　利一
大阪高等検察庁検事に配置換する
法務教官（法務総合研究所広島支所教官）の併任
を解除する
（広島高等検察庁検事兼広島地
方検察庁検事）検事　曽祇　信幸
大阪高等検察庁検事に配置換する
広島地方検察庁検事の併任を解除する
（福岡高等検察庁公安部長）同　山口　浩
大阪高等検察庁検事に配置換する

（大阪高等裁判所判事兼大阪簡
易裁判所判事）判事兼簡易裁
判所判事　石丸　将利
検事一級（大阪高等検察庁検事）に任命する
（東京高等検察庁検事兼東京地
方検察庁検事）検事　加藤　幸裕
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁検事に併任する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁立川支部検事）
同　和田　裕己
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁検事に併任する
（大阪地方検察庁検事兼大阪高
等検察庁検事）同　皆川　剛二
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁検事に併任する
大阪高等検察庁検事の併任を解除する
（大阪地方検察庁堺支部検事）
同　廣瀬　智史
（京都地方検察庁検事）同　野村　茂
（同）同　吉田　尚史
（神戸地方検察庁検事）同　武藤　雅勝
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁検事に併任する（各通）
（名古屋高等検察庁検事兼名古
屋地方検察庁検事）同　田口　健治
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁検事に併任する
名古屋地方検察庁検事の併任を解除する
（福岡高等検察庁那覇支部検事
兼那覇地方検察庁検事）同　中島　行雄
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁検事に併任する
那覇地方検察庁検事の併任を解除する
（高松地方検察庁特別刑事部長）
同　牧野　展久
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁検事に併任する
（神戸地方検察庁公判部長）同　細川　充
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁交通部長を命ずる

（京都地方検察庁特別刑事部長）
同　長野　辰司
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁公判部長を命ずる
（東京地方検察庁検事法務省大臣官房付）同　田中健太郎
大阪地方検察庁検事に配置換する
法務省大臣官房付に充てることを解く
（東京地方検察庁検事）同　杉本　卓也
（同）同　伊藤　孝
（水戸地方検察庁検事）同　細谷　鈴路
（静岡地方検察庁検事）同　葉山　千夏
大阪地方検察庁検事に配置換する（各通）
（大阪地方検察庁岸和田支部検事）同　岡本　直也
（同）同　小川　尚子
大阪地方検察庁岸和田支部勤務を免ずる（各通）
（京都地方検察庁検事）同　堀田　佳輝
（神戸地方検察庁検事）同　松田　智史
（同）同　福井謙多朗
（神戸地方検察庁尼崎支部検事）同　植田　英基
（神戸地方検察庁姫路支部検事）同　矢動丸皓平
（同）同　佐藤　陣
（奈良地方検察庁検事）同　小川　恵二
大阪地方検察庁検事に配置換する（各通）
（奈良地方検察庁葛城支部検事兼奈良地方検察庁五條支部検事）同　土田　恭平
大阪地方検察庁検事に配置換する
奈良地方検察庁五條支部勤務を免ずる
（大津地方検察庁検事）同　藤岡　亮介
（同）同　吉田　素子
大阪地方検察庁検事に配置換する（各通）
（和歌山地方検察庁新宮支部長兼津地方検察庁熊野支部長）同　久保　大地
大阪地方検察庁検事に配置換する
津地方検察庁検事の併任を解除する
津地方検察庁熊野支部勤務を免ずる
津地方検察庁熊野支部長を免ずる

（名古屋地方検察庁検事）同　中野　玲
（同）同　二階堂郁美
（同）同　中村奈美子
（名古屋地方検察庁岡崎支部検事）同　北浦祐一朗
（同）同　松長　曉里
（福井地方検察庁検事）同　安田　皓亮
（金沢地方検察庁検事）同　山下　陽平
大阪地方検察庁検事に配置換する（各通）
（富山地方検察庁検事）同　齋藤　望
大阪地方検察庁検事に配置換する
富山地方検察庁三席検事の指名を解く
（広島地方検察庁検事）同　小野間　薫
（同）同　丹原　敏明
（同）同　平川　瑛大
（岡山地方検察庁検事）同　渡邉　修平
（岡山地方検察庁津山支部長）同　大本　寛之
（鳥取地方検察庁検事）同　小早川七海
（福岡地方検察庁検事）同　山藤　明
（同）同　林田　仁勇
（熊本地方検察庁検事）同　新村　耕平
（鹿児島地方検察庁検事）同　植田　莉沙
大阪地方検察庁検事に配置換する（各通）
（青森地方検察庁検事）同　井上　貴由
大阪地方検察庁検事に配置換する
青森地方検察庁三席検事の指名を解く
（札幌地方検察庁検事）同　守屋　和彦
（釧路地方検察庁検事）同　鷲尾　亮
大阪地方検察庁検事に配置換する（各通）
（釧路地方検察庁北見支部長兼釧路地方検察庁網走支部長）同　堀田　理仁
大阪地方検察庁検事に配置換する
釧路地方検察庁網走支部勤務を免ずる
釧路地方検察庁網走支部長を免ずる
（高松地方検察庁丸亀支部検事）同　和田　真大
（徳島地方検察庁次席検事）同　田村　志保
（高知地方検察庁検事）同　鎌田　祥平
大阪地方検察庁検事に配置換する（各通）
（大阪地方検察庁検事兼大阪法務局訟務部付）検事兼法務事務官　加藤　友見
（同）同　形野　浩平
法務事務官（大阪法務局訟務部付）の併任を解除する（各通）

（福岡地方検察庁検事兼福岡法務局訟務部付）同　井垣　成一
大阪地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（福岡法務局訟務部付）の併任を解除する
（大阪地方裁判所判事補兼大阪簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　後藤　沙彩
鈴村　徳矢
検事二級（大阪地方検察庁検事）に任命する（各通）
（東京地方検察庁検事）検事　梶　卓也
（神戸地方検察庁検事）同　中山　健一
（奈良地方検察庁検事）同　中道　朋実
（岡山地方検察庁検事）同　吉川　和秀
（福岡高等検察庁検事）同　向　洋伸
（福岡地方検察庁検事）同　武内　奏
（同）同　寺村　拓海
（松山地方検察庁検事）同　新甚　康平
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁堺支部勤務を命ずる（各通）
（広島地方検察庁総務部長）同　川下　吾一
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁岸和田支部勤務を命ずる
大阪地方検察庁岸和田支部長を命ずる
（大阪地方検察庁検事）同　金原　健大
（同）同　青木　浩子
大阪地方検察庁岸和田支部勤務を命ずる（各通）
（岡山地方検察庁次席検事兼岡山地方検察庁新見支部長）同　松本　朗
京都地方検察庁検事に配置換する
京都地方検察庁刑事部長を命ずる
岡山地方検察庁新見支部勤務を免ずる
岡山地方検察庁新見支部長を免ずる
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）同　栗原　恵
京都地方検察庁検事に配置換する
京都地方検察庁交通部長を命ずる
大阪地方検察庁検事の併任を解除する

（神戸地方検察庁尼崎支部長）同　萩原　良典
京都地方検察庁検事に配置換する
京都地方検察庁特別刑事部長を命ずる
（静岡地方検察庁浜松支部検事）同　鈴木　哲朗
京都地方検察庁検事に配置換する
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）同　小野寺　明
（同）同　三四　昌子
（同）同　平野　寿夫
京都地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁検事の併任を解除する（各通）
（大阪地方検察庁検事兼大阪高等検察庁検事）同　大塚　竜郎
京都地方検察庁検事に配置換する
大阪高等検察庁検事の併任を解除する
（大阪地方検察庁検事）同　藤本　裕人
（同）同　三輪　能尚
（同）同　田中　千尋
（岡山地方検察庁検事）同　平田　航涼
（長崎地方検察庁検事）同　牛草　絵里
（旭川地方検察庁検事）同　辻本　篤人
（徳島地方検察庁検事）同　三浦　貴大
京都地方検察庁検事に配置換する（各通）
（大阪高等検察庁検事）同　天川　恭子
京都地方検察庁検事に配置換する
京都地方検察庁舞鶴支部勤務を命ずる
京都地方検察庁舞鶴支部長を命ずる
かねて京都地方検察庁宮津支部勤務を命ずる
かねて京都地方検察庁宮津支部長を命ずる
かねて京都地方検察庁福知山支部勤務を命ずる
かねて京都地方検察庁福知山支部長を命ずる
（京都地方検察庁交通部長）同　寺本　哲也
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁交通部長を命ずる
（名古屋地方検察庁交通部長）同　望月　健司
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁特別刑事部長を命ずる
（神戸地方検察庁特別刑事部長）同　上坂　和央
神戸地方検察庁公判部長を命ずる
神戸地方検察庁特別刑事部長を免ずる

（千葉地方検察庁検事）同　原　潤一郎
（大阪地方検察庁検事）同　織田　良平
（同）同　櫻井　朋子
（同）同　山田　美紀
（大阪地方検察庁堺支部検事）
同　高橋　勇次
（同）同　森田　麻美
（金沢地方検察庁次席検事）同　児堀　達也
（岡山地方検察庁検事）同　上甲　眞央
（松江地方検察庁検事）同　寺本　茂樹
（長崎地方検察庁検事）同　熊田　大地
（高松地方検察庁検事）同　森　綾香
（徳島地方検察庁検事）同　加賀見　蓮
神戸地方検察庁検事に配置換する（各通）
（大阪地方検察庁検事兼大阪法務局訟務部付）検事兼法務事務官　西脇　伸幸
神戸地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（大阪法務局訟務部付）の併任を解除する
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）検事　大畑　欣正
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁尼崎支部勤務を命ずる
神戸地方検察庁尼崎支部長を命ずる
大阪地方検察庁検事の併任を解除する
（大阪地方検察庁検事）同　藤尾　智敬
（名古屋地方検察庁検事）同　青木　健剛
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁尼崎支部勤務を命ずる（各通）
（神戸地方検察庁姫路支部長）
同　福居　幸一
かねて神戸地方検察庁豊岡支部勤務を命ずる
かねて神戸地方検察庁豊岡支部長を命ずる
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）同　大和谷　護
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる
かねて神戸地方検察庁社支部勤務を命ずる
かねて神戸地方検察庁社支部長を命ずる
かねて神戸地方検察庁龍野支部勤務を命ずる
かねて神戸地方検察庁龍野支部長を命ずる
大阪地方検察庁検事の併任を解除する

（東京地方検察庁検事）同　宇田　篤史
（同）同　松岡　葵
（大阪地方検察庁検事）同　今村　弘
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる（各通）
（神戸地方検察庁検事）同　水谷　昌義
神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる
（大阪高等検察庁検事）同　橋本　晋
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁豊岡支部勤務を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　山本　雄大
（同）同　濵田　碧
（大阪地方検察庁堺支部検事）
同　松井あゆみ
奈良地方検察庁検事に配置換する（各通）
（大阪地方検察庁検事）同　中村　匡慶
奈良地方検察庁検事に配置換する
奈良地方検察庁葛城支部勤務を命ずる
かねて奈良地方検察庁五條支部勤務を命ずる
（東京地方検察庁立川支部検事）
同　滝　まりな
（京都地方検察庁検事）同　黒﨑　航生
（神戸地方検察庁尼崎支部検事）
同　荒神　直行
（福岡地方検察庁検事）同　宮﨑　大知
大津地方検察庁検事に配置換する（各通）
（静岡地方検察庁沼津支部検事）
同　小西総一郎
和歌山地方検察庁検事に配置換する
（大阪地方検察庁検事）同　内山　淳
和歌山地方検察庁検事に配置換する
和歌山地方検察庁三席検事に指名する
（名古屋地方検察庁検事）同　澤村　洋平
（福岡地方検察庁検事）同　加藤　百華
和歌山地方検察庁検事に配置換する（各通）
（和歌山地方検察庁田辺支部長）
同　谷口　大和
かねて和歌山地方検察庁新宮支部勤務を命ずる
かねて和歌山地方検察庁新宮支部長を命ずる
（広島地方検察庁次席検事）同　池田　宏行
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋高等検察庁公安部長を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　小出　幹
名古屋高等検察庁検事に配置換する

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　玉田　康治
名古屋高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（横浜地方検察庁相模原支部長）
同　九岡　芳彦
（名古屋地方検察庁検事）同　平山　陽子
名古屋高等検察庁検事に配置換する（各通）
（高松高等検察庁公安部長）同　大久保健司
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋高等検察庁金沢支部勤務を命ずる
名古屋高等検察庁金沢支部長を命ずる
（東京高等検察庁検事兼法務総合研究所教官）検事兼法務教官　細谷　和大
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁検事に併任する
法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　田村　太郎
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁検事に併任する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（さいたま地方検察庁検事）同　横幕　孝介
（同）同　武井　聡士
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁検事に併任する（各通）
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）同　角川　貴広
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁検事に併任する
大阪地方検察庁検事の併任を解除する
（鳥取地方検察庁次席検事兼鳥取地方検察庁倉吉支部長）同　笹川　修一
名古屋高等検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁検事に併任する
鳥取地方検察庁倉吉支部勤務を免ずる
鳥取地方検察庁倉吉支部長を免ずる
（京都地方検察庁検事）同　齋　智人
名古屋地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁刑事部長を命ずる
（名古屋高等検察庁検事兼名古屋地方検察庁検事）同　及川　京子
名古屋地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁交通部長を命ずる
名古屋地方検察庁検事の併任を解除する

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　溝口　貴之
名古屋地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁公判部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）同　木村　健太
（同）同　宮本　孝城
（横浜地方検察庁川崎支部検事）
同　本橋　京治
（横浜地方検察庁小田原支部検事）同　清家　真心
（千葉地方検察庁検事）同　横井　忠朗
（千葉地方検察庁松戸支部検事）
同　原田　康平
（水戸地方検察庁土浦支部検事）
同　安田　穂珠
（大阪地方検察庁検事）同　難波　孝
（同）同　大谷　栄治
（大阪地方検察庁堺支部検事）
同　北條かおり
（京都地方検察庁検事）同　大島憲太郎
（奈良地方検察庁検事）同　川上　凌司
名古屋地方検察庁検事に配置換する（各通）
（名古屋地方検察庁一宮支部長）
同　莊　加奈子
名古屋地方検察庁一宮支部勤務を免ずる
名古屋地方検察庁一宮支部長を免ずる
（名古屋地方検察庁一宮支部検事）同　原口　和也
名古屋地方検察庁一宮支部勤務を免ずる
（名古屋地方検察庁岡崎支部検事）同　山本　健太
（同）同　鈴木　舞
名古屋地方検察庁岡崎支部勤務を免ずる（各通）
（岐阜地方検察庁検事）同　岡部　正樹
名古屋地方検察庁検事に配置換する
岐阜地方検察庁三席検事の指名を解く
（岐阜地方検察庁大垣支部長）
同　玉木　一巌
（佐賀地方検察庁検事）同　森　亮太
（熊本地方検察庁検事）同　山野　将明
（鹿児島地方検察庁検事）同　細川　竜也
（高松地方検察庁検事）同　河野　智裕
名古屋地方検察庁検事に配置換する（各通）

（東京地方検察庁検事兼東京法務局訟務部付）検事兼法務事務官　山嵜　仁
名古屋地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（東京法務局訟務部付）の併任を解除する
（名古屋地方検察庁検事兼名古屋法務局訟務部付）同　岡部　直樹
法務事務官（名古屋法務局訟務部付）の併任を解除する
（名古屋地方裁判所判事補兼名古屋簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　諸井　雄佑
検事二級（名古屋地方検察庁検事）に任命する
（名古屋地方検察庁検事）検事　西田　理恵
名古屋地方検察庁一宮支部勤務を命ずる
名古屋地方検察庁一宮支部長を命ずる
（さいたま地方検察庁検事）同　土屋　拓也
名古屋地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁一宮支部勤務を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　頼實　千乃
（大阪地方検察庁検事）同　紀　義治
（神戸地方検察庁検事）同　藤原　拓人
名古屋地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁岡崎支部勤務を命ずる（各通）
（名古屋地方検察庁検事）同　瑞慶山和誠
名古屋地方検察庁岡崎支部勤務を命ずる
（同）同　塩村　広子
名古屋地方検察庁豊橋支部勤務を命ずる
名古屋地方検察庁豊橋支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　小方　もも
（同）同　植田　崚太
（同）同　土場　基
（千葉地方検察庁検事）同　小林　良也
（静岡地方検察庁検事）同　篠原　祐介
津地方検察庁検事に配置換する（各通）
（岐阜地方検察庁検事）同　髙橋　悠
津地方検察庁検事に配置換する
津地方検察庁四日市支部勤務を命ずる
津地方検察庁四日市支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　小林　怜藍
（同）同　古谷　健多
津地方検察庁検事に配置換する
津地方検察庁四日市支部勤務を命ずる（各通）
（同）同　横山　伊吹
（横浜地方検察庁検事）同　水谷　太亮
（大阪地方検察庁検事）同　山垣　純子
（大津地方検察庁検事）同　多田　尚史
岐阜地方検察庁検事に配置換する（各通）
（名古屋地方検察庁検事）同　大竹　純
岐阜地方検察庁検事に配置換する
岐阜地方検察庁三席検事に指名する
（同）同　吉田　直樹
（同）同　土本　耀介
（福岡地方検察庁検事）同　粉川　知也
岐阜地方検察庁検事に配置換する（各通）
（名古屋地方検察庁検事）同　檀上　政義
岐阜地方検察庁検事に配置換する
岐阜地方検察庁大垣支部勤務を命ずる
岐阜地方検察庁大垣支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　駒井　彩
福井地方検察庁検事に配置換する
福井地方検察庁三席検事に指名する
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）検事　荒川　航輝
（大阪地方検察庁検事）同　坂井　玲
福井地方検察庁検事に配置換する（各通）
（津地方検察庁四日市支部長）同　小林　修
金沢地方検察庁検事に配置換する
金沢地方検察庁次席検事を命ずる
（法務省刑事局付）法務事務官　西野　雅人
検事二級（金沢地方検察庁検事）に配置換する
（東京地方検察庁立川支部検事）検事　寺﨑　一
金沢地方検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　山田　祐大
富山地方検察庁検事に配置換する
富山地方検察庁三席検事に指名する
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）検事　白井　扇
富山地方検察庁検事に配置換する
（横浜地方検察庁交通部長）同　上保　由樹
広島高等検察庁検事に配置換する
広島高等検察庁総務部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所広島支所教官）に併任する
（大阪高等検察庁検事）同　吉川　浩平
広島高等検察庁検事に配置換する
広島高等検察庁岡山支部勤務を命ずる
広島高等検察庁岡山支部長を命ずる
（福岡高等検察庁宮崎支部検事）同　有水　基幸
広島高等検察庁検事に配置換する
広島高等検察庁松江支部勤務を命ずる
広島高等検察庁松江支部長を命ずる
（京都地方検察庁検事）同　淺田伊世雄
（神戸地方検察庁検事）同　山口あきこ
広島高等検察庁検事に配置換する
広島地方検察庁検事に併任する（各通）
（千葉地方検察庁刑事部長）同　岡田馨之朗
広島地方検察庁検事に配置換する
広島地方検察庁次席検事を命ずる
（大阪高等検察庁次席検事兼大阪地方検察庁検事）同　西岡　剛
広島地方検察庁検事に配置換する
広島地方検察庁総務部長を命ずる
大阪地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）同　西貝　康太
（さいたま地方検察庁検事）同　更谷　光政
（千葉地方検察庁検事）同　砂川　高道
（大阪地方検察庁検事）同　鮫越　敦子
（同）同　山田　拓
（同）同　内藤　裕基
（同）同　宮本　悟生
（神戸地方検察庁検事）同　市村　浩史
（名古屋地方検察庁検事）同　藤本　雄磨
広島地方検察庁検事に配置換する（各通）
（広島地方検察庁呉支部長）同　湯淺　健太
広島地方検察庁呉支部勤務を免ずる
広島地方検察庁呉支部長を免ずる
（広島地方検察庁検事）同　前田　澄子
広島地方検察庁呉支部勤務を命ずる
広島地方検察庁呉支部長を命ずる
（神戸地方検察庁検事）同　沖　慎之介
山口地方検察庁検事に配置換する
山口地方検察庁次席検事を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　神野　美咲
山口地方検察庁検事に配置換する
（大阪地方検察庁検事）同　浅野　博司
山口地方検察庁検事に配置換する
山口地方検察庁下関支部勤務を命ずる
かねて山口地方検察庁宇部支部勤務を命ずる
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）同　深野　友裕
岡山地方検察庁検事に配置換する
岡山地方検察庁次席検事を命ずる
かねて岡山地方検察庁新見支部勤務を命ずる
かねて岡山地方検察庁新見支部長を命ずる
大阪地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）同　森　太亮
（千葉地方検察庁松戸支部検事）同　島　靖広
（大阪地方検察庁検事）同　安藤　翔
（同）同　広畑　裕弥
岡山地方検察庁検事に配置換する（各通）
（岡山地方検察庁倉敷支部検事）同　曽根田一輝
岡山地方検察庁倉敷支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　岩倉　隼哉
岡山地方検察庁検事に配置換する
岡山地方検察庁倉敷支部勤務を命ずる
（松山地方検察庁検事）同　長廻　雄哉
岡山地方検察庁検事に配置換する
岡山地方検察庁津山支部勤務を命ずる
岡山地方検察庁津山支部長を命ずる
（大阪地方検察庁検事）同　立川　英樹
鳥取地方検察庁検事に配置換する
鳥取地方検察庁次席検事を命ずる
かねて鳥取地方検察庁倉吉支部勤務を命ずる
かねて鳥取地方検察庁倉吉支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房司法法制部付）検事兼法務事務官　大西耕太郎
鳥取地方検察庁検事に配置換する
鳥取地方検察庁三席検事に指名する
法務事務官（法務省大臣官房司法法制部付）の併任を解除する
（京都地方検察庁検事）検事　岡　祐里奈
鳥取地方検察庁検事に配置換する
（神戸地方検察庁姫路支部検事）同　金浦　健次
松江地方検察庁検事に配置換する
松江地方検察庁次席検事を命ずる
かねて松江地方検察庁西郷支部勤務を命ずる
かねて松江地方検察庁西郷支部長を命ずる

（大阪地方検察庁検事）同　田中　克宏
松江地方検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事）同　小新井友厚
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁公安部長を命ずる
（大阪高等検察庁検事）同　髙浪　昇
（福岡地方検察庁公判部長）同　松熊　健
福岡高等検察庁検事に配置換する（各通）
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　大友　隆
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁検事に併任する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（さいたま地方検察庁検事）同　長谷川直人
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁検事に併任する
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）同　森下　耕次
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁宮崎支部勤務を命ずる
宮崎地方検察庁検事に併任する
大阪地方検察庁検事の併任を解除する
（那覇地方検察庁沖縄支部長）同　萩野　卓巳
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁那覇支部勤務を命ずる
那覇地方検察庁検事に併任する
（東京高等検察庁検事）同　中井　公哉
福岡地方検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁総務部長を命ずる
（福岡地方検察庁総務部長）同　髙岡　重行
福岡地方検察庁刑事部長を命ずる
福岡地方検察庁総務部長を免ずる
（福岡高等検察庁検事）同　北村　隆
福岡地方検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁交通部長を命ずる
（大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事）同　前田　敦史
福岡地方検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁公判部長を命ずる
大阪地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）同　小嶋　陽介
（東京地方検察庁検事）同　久米　智苗
（同）同　横山　寛季
（横浜地方検察庁検事）同　高安　奎吾
（大阪地方検察庁検事）同　岩井　具之
（京都地方検察庁検事）同　池田　伸
（津地方検察庁四日市支部検事）同　吉間慎一郎
（岡山地方検察庁倉敷支部長）同　小山多恵子
（佐賀地方検察庁検事）同　庭野　永基
福岡地方検察庁検事に配置換する（各通）
（長崎地方検察庁佐世保支部長兼長崎地方検察庁平戸支部長）同　渡部　礼子
福岡地方検察庁検事に配置換する
長崎地方検察庁平戸支部勤務を免ずる
長崎地方検察庁平戸支部長を免ずる
（青森地方検察庁検事）同　北川　真伍
福岡地方検察庁検事に配置換する
（福岡地方検察庁検事兼福岡法務局訟務部付）検事兼法務事務官　杉山　朋美
法務事務官（福岡法務局訟務部付）の併任を解除する
（岡山地方検察庁検事）検事　西川　雅也
福岡地方検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁久留米支部勤務を命ずる
福岡地方検察庁久留米支部長を命ずる
かねて福岡地方検察庁八女支部勤務を命ずる
かねて福岡地方検察庁八女支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　山本　泰士
（横浜地方検察庁検事）同　池田　有輝
（さいたま地方検察庁検事）同　久保　昌寛
（大阪地方検察庁検事）同　川西　薫
（同）同　吉川　悠紀
福岡地方検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁小倉支部勤務を命ずる（各通）
（福岡地方検察庁検事）同　小谷ゆかり
福岡地方検察庁小倉支部勤務を命ずる
北村　友一
検事二級（福岡地方検察庁検事）に任命する
福岡地方検察庁小倉支部勤務を命ずる
（千葉地方検察庁検事）検事　鎌上　優海
佐賀地方検察庁検事に配置換する
（福岡地方検察庁検事）同　伊藤　拓真
長崎地方検察庁検事に配置換する
長崎地方検察庁次席検事を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　松永　竜樹
（東京地方検察庁立川支部検事）同　池田　美尋
（岐阜地方検察庁検事）同　大樂　倫代
長崎地方検察庁検事に配置換する（各通）
（東京地方検察庁立川支部検事）同　作田　祐一
長崎地方検察庁検事に配置換する
長崎地方検察庁佐世保支部勤務を命ずる
長崎地方検察庁佐世保支部長を命ずる
かねて長崎地方検察庁平戸支部勤務を命ずる
かねて長崎地方検察庁平戸支部長を命ずる
（千葉地方検察庁検事）同　松浦　優
大分地方検察庁検事に配置換する
（静岡地方検察庁検事）同　島本　元気
大分地方検察庁検事に配置換する
大分地方検察庁三席検事に指名する
（京都地方検察庁検事）同　島　千尋
（福岡地方検察庁検事）同　河田夏緒里
大分地方検察庁検事に配置換する（各通）
（横浜地方検察庁検事）同　加藤　和宏
熊本地方検察庁検事に配置換する
熊本地方検察庁次席検事を命ずる
かねて熊本地方検察庁八代支部勤務を命ずる
かねて熊本地方検察庁八代支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事兼法務省矯正局付）検事兼法務事務官　川﨑幸之介
熊本地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省矯正局付）の併任を解除する
（横浜地方検察庁検事）検事　聖成颯之助
（さいたま地方検察庁検事）同　小山　美奈
熊本地方検察庁検事に配置換する（各通）
（東京地方検察庁検事）同　谷本　飛鳥
（大阪地方検察庁検事）同　池田　一星
（神戸地方検察庁検事）同　殿山友梨恵
鹿児島地方検察庁検事に配置換する（各通）
（岐阜地方検察庁検事）同　丸山　貴洋
鹿児島地方検察庁検事に配置換する
鹿児島地方検察庁名瀬支部勤務を命ずる
鹿児島地方検察庁名瀬支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　小林　秀親
宮崎地方検察庁検事に配置換する
宮崎地方検察庁三席検事に指名する
福岡高等検察庁検事に併任する
福岡高等検察庁宮崎支部勤務を命ずる
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
（名古屋地方検察庁検事）検事　竹内　妃奈
宮崎地方検察庁検事に配置換する
（水戸地方検察庁検事）同　高田　洸輔
宮崎地方検察庁検事に配置換する
宮崎地方検察庁延岡支部勤務を命ずる
宮崎地方検察庁延岡支部長を命ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　石井　寛也
那覇地方検察庁検事に配置換する
那覇地方検察庁次席検事を命ずる
福岡高等検察庁検事に併任する
福岡高等検察庁那覇支部勤務を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（名古屋地方検察庁検事）同　宮里　静香
那覇地方検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁検事に併任する
福岡高等検察庁那覇支部勤務を命ずる
（さいたま地方検察庁検事）同　髙畑　大地
那覇地方検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁検事）同　重本　みき
那覇地方検察庁検事に配置換する
那覇地方検察庁沖縄支部勤務を命ずる
那覇地方検察庁沖縄支部長を命ずる
（大阪地方検察庁交通部長）同　海保　一恵
仙台高等検察庁検事に配置換する
仙台高等検察庁総務部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所仙台支所教官）に併任する
（東京高等検察庁検事）同　平野　辰男
仙台高等検察庁検事に配置換する
仙台高等検察庁刑事部長を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　中山　一郎
仙台高等検察庁検事に配置換する
仙台高等検察庁公安部長を命ずる
（東京地方検察庁検事兼法務総合研究所教官）検事兼法務教官　山吉　彩子
仙台高等検察庁検事に配置換する
仙台地方検察庁検事に併任する
法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　小山　綾子
仙台地方検察庁検事に配置換する
仙台地方検察庁総務部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（仙台地方検察庁公判部長）同　中村浩太郎
仙台地方検察庁刑事部長を命ずる
仙台地方検察庁公判部長を免ずる
（仙台地方検察庁総務部長）同　冨士原志奈
仙台地方検察庁公判部長を命ずる
仙台地方検察庁総務部長を免ずる
（東京高等検察庁検事）同　春日　恒史
（東京地方検察庁検事）同　和田　真樹
（同）同　上田　勇樹
（同）同　小林ゆきの
（神戸地方検察庁検事）同　吉野　友貴
（津地方検察庁検事）同　竹内　穣
（福岡地方検察庁検事）同　田中　翔大
（福岡地方検察庁小倉支部検事）
同　志賀智奈美
仙台地方検察庁検事に配置換する（各通）
（前橋地方検察庁検事）同　谷　史好
仙台地方検察庁検事に配置換する
仙台地方検察庁古川支部勤務を命ずる
仙台地方検察庁古川支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　宮本　達也
福島地方検察庁検事に配置換する
福島地方検察庁三席検事に指名する
（名古屋地方検察庁検事）同　高橋　良
（旭川地方検察庁検事）同　吉田華乃子
福島地方検察庁検事に配置換する（各通）
（東京地方検察庁検事兼法務省
大臣官房国際課付）検事兼法
務事務官　川西　一
福島地方検察庁検事に配置換する
福島地方検察庁郡山支部勤務を命ずる
福島地方検察庁郡山支部長を命ずる
かねて福島地方検察庁白河支部勤務を命ずる
かねて福島地方検察庁白河支部長を命ずる
法務事務官（法務省大臣官房国際課付）の併任を
解除する
（東京地方検察庁検事）検事　山田　悠貴
（同）同　宮川　美幸
（さいたま地方検察庁検事）同　村田　邦行
福島地方検察庁検事に配置換する
福島地方検察庁郡山支部勤務を命ずる
かねて福島地方検察庁白河支部勤務を命ずる（各
通）

（東京地方検察庁検事兼法務省
訟務局付）検事兼法務事務官　谷口　宗誠
福島地方検察庁検事に配置換する
福島地方検察庁会津若松支部勤務を命ずる
福島地方検察庁会津若松支部長を命ずる
法務事務官（法務省訟務局付）の併任を解除する
（仙台地方検察庁検事）検事　横山　栄作
山形地方検察庁検事に配置換する
山形地方検察庁次席検事を命ずる
（山口地方検察庁下関支部検事
兼山口地方検察庁宇部支部検
事）同　久能　裕斗
山形地方検察庁検事に配置換する
かねて山形地方検察庁米沢支部勤務を命ずる
かねて山形地方検察庁米沢支部長を命ずる
山口地方検察庁宇部支部勤務を免ずる
（法務省刑事局付）法務事務官　中村　由樹
検事二級（山形地方検察庁検事）に配置換する
山形地方検察庁鶴岡支部勤務を命ずる
山形地方検察庁鶴岡支部長を命ずる
かねて山形地方検察庁酒田支部勤務を命ずる
かねて山形地方検察庁酒田支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事法務省矯
正局参事官）検事　煙山　明
盛岡地方検察庁検事に配置換する
盛岡地方検察庁次席検事を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　矢澤　洋紀
（同）同　戀河内雄斗
盛岡地方検察庁検事に配置換する（各通）
（福島地方検察庁検事）同　桶田　宙志
盛岡地方検察庁検事に配置換する
盛岡地方検察庁一関支部勤務を命ずる
盛岡地方検察庁一関支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　坪井　慶太
秋田地方検察庁検事に配置換する
秋田地方検察庁次席検事を命ずる
かねて秋田地方検察庁横手支部勤務を命ずる
かねて秋田地方検察庁横手支部長を命ずる
かねて秋田地方検察庁大曲支部勤務を命ずる
かねて秋田地方検察庁大曲支部長を命ずる
（さいたま地方検察庁検事）同　植村　莉早
秋田地方検察庁検事に配置換する

（東京地方検察庁立川支部検事）
同　宮本　佳明
秋田地方検察庁検事に配置換する
かねて秋田地方検察庁大館支部勤務を命ずる
かねて秋田地方検察庁大館支部長を命ずる
（さいたま地方検察庁検事）同　砂山　博之
青森地方検察庁検事に配置換する
青森地方検察庁三席検事に指名する
（名古屋地方検察庁検事）同　久保　篤史
青森地方検察庁検事に配置換する
（札幌高等検察庁検事）同　金山　洋文
札幌高等検察庁総務部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所札幌支所教官）に併任
する
（札幌高等検察庁総務部長兼法
務総合研究所札幌支所教官）
検事兼法務教官　西野享太郎
札幌高等検察庁刑事部長を命ずる
札幌高等検察庁総務部長を免ずる
法務教官（法務総合研究所札幌支所教官）の併任
を解除する
（さいたま地方検察庁越谷支部
長）検事　亀卦川健一
札幌高等検察庁検事に配置換する
札幌高等検察庁公安部長を命ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地
方検察庁検事）同　志村　康之
札幌高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事法務省訟
務局租税訟務課長）同　吉田　俊介
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁総務部長を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　関口　真美
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁刑事部長を命ずる
（札幌地方検察庁総務部長）同　吉田　稔
札幌地方検察庁公判部長を命ずる
札幌地方検察庁総務部長を免ずる
（東京地方検察庁検事）同　土居　景子
（同）同　小宮　大典
（同）同　本村　行広
（同）同　相原　勇太
札幌地方検察庁検事に配置換する（各通）

（京都地方検察庁舞鶴支部長兼
京都地方検察庁宮津支部長）
同　大濱　新悟
札幌地方検察庁検事に配置換する
京都地方検察庁宮津支部勤務を免ずる
京都地方検察庁宮津支部長を免ずる
（名古屋地方検察庁検事）同　松本　滋陽
（同）同　米川　洋平
（函館地方検察庁検事）同　江川茉莉子
札幌地方検察庁検事に配置換する（各通）
検事　瀧山さやか
札幌地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（山形地方検察庁検事兼山形地
方検察庁米沢支部長）検事　倉地えりか
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁苫小牧支部勤務を命ずる
かねて札幌地方検察庁室蘭支部勤務を命ずる
山形地方検察庁米沢支部勤務を免ずる
山形地方検察庁米沢支部長を免ずる
（仙台地方検察庁検事）同　木村　友美
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁小樽支部勤務を命ずる
札幌地方検察庁小樽支部長を命ずる
かねて札幌地方検察庁岩内支部勤務を命ずる
かねて札幌地方検察庁岩内支部長を命ずる
（松山地方検察庁検事）同　牧　侑
函館地方検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁検事法務省大
臣官房国際課付法務省大臣官
房付）同　小池　忠太
旭川地方検察庁検事に配置換する
旭川地方検察庁次席検事を命ずる
法務省大臣官房付に充てることを解く
（横浜地方検察庁検事）同　半澤　有彩
旭川地方検察庁検事に配置換する
（山形地方検察庁鶴岡支部長兼
山形地方検察庁酒田支部長）
同　佐藤　太一
旭川地方検察庁検事に配置換する
山形地方検察庁酒田支部勤務を免ずる
山形地方検察庁酒田支部長を免ずる

（東京地方検察庁検事兼法務省
刑事局付）検事兼法務事務官　久保田朋広
釧路地方検察庁検事に配置換する
釧路地方検察庁三席検事に指名する
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）検事　尹　英美
釧路地方検察庁検事に配置換する
（法務省刑事局付）法務事務官　瀧澤　大和
検事二級（釧路地方検察庁検事）に配置換する
釧路地方検察庁帯広支部勤務を命ずる
（福岡地方検察庁小倉支部検事）
検事　森本　裕文
釧路地方検察庁検事に配置換する
釧路地方検察庁北見支部勤務を命ずる
釧路地方検察庁北見支部長を命ずる
かねて釧路地方検察庁網走支部勤務を命ずる
かねて釧路地方検察庁網走支部長を命ずる
（福岡高等検察庁検事）同　渡部　洋子
高松高等検察庁検事に配置換する
高松高等検察庁公安部長を命ずる
（神戸地方検察庁交通部長）同　丸尾　吉秀
高松高等検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事兼東京法
務局訟務部付）検事兼法務事
務官　深山　明彦
高松地方検察庁検事に配置換する
高松地方検察庁特別刑事部長を命ずる
法務事務官（東京法務局訟務部付）の併任を解除
する
（千葉地方検察庁検事）検事　佐々木遼平
（神戸地方検察庁検事）同　岡田　伸子
（名古屋地方検察庁検事）同　長井　碧
高松地方検察庁検事に配置換する（各通）
（京都地方検察庁検事）同　杉本　季帆
高松地方検察庁検事に配置換する
高松地方検察庁丸亀支部勤務を命ずる
（大阪地方検察庁検事）同　梅本　大介
徳島地方検察庁検事に配置換する
徳島地方検察庁次席検事を命ずる
（同）同　大木　智史
（神戸地方検察庁検事）同　河上　悠里
徳島地方検察庁検事に配置換する（各通）

（東京地方検察庁検事）同　鈴木　璃舞
（東京地方検察庁立川支部検事）
同　齋藤　悠輔
（京都地方検察庁検事）同　中澤　慧
高知地方検察庁検事に配置換する（各通）
（東京高等検察庁検事兼東京地
方検察庁検事）同　羽柴　愛砂
松山地方検察庁検事に配置換する
松山地方検察庁次席検事を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）同　西薩慎一郎
（東京地方検察庁立川支部検事）
同　長谷川将希
（千葉地方検察庁検事）同　池田　駿
（同）同　福田万祐子
（京都地方検察庁検事）同　藤田　琴花
松山地方検察庁検事に配置換する（各通）
（福岡地方検察庁久留米支部長
兼福岡地方検察庁八女支部長）
同　辻　有希子
松山地方検察庁検事に配置換する
松山地方検察庁西条支部勤務を命ずる
松山地方検察庁西条支部長を命ずる
福岡地方検察庁八女支部勤務を免ずる
福岡地方検察庁八女支部長を免ずる
（大阪地方検察庁堺支部検事）
同　花井　駿介
松山地方検察庁検事に配置換する
松山地方検察庁宇和島支部勤務を命ずる
松山地方検察庁宇和島支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事法務省訟
務局付）同　諸井　明仁
法務事務官（東京法務局訟務部付）に併任する
法務省訟務局付に充てることを解く
（東京地方検察庁検事）同　川端　裕子
（同）同　穀山　未来
法務事務官（東京法務局訟務部付）に併任する（各
通）
（東京地方検察庁立川支部検事）
同　志水　崇通
法務事務官（東京法務局訟務部付）に併任する
東京地方検察庁立川支部勤務を免ずる

（横浜地方検察庁検事）同　新田　紘子
（高知地方検察庁中村支部長）
同　福田　恭平
東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（東京法務局訟務部付）に併任する（各
通）
（大阪地方検察庁検事）同　熊田　篤
法務事務官（大阪法務局訟務部付）に併任する
（大阪地方検察庁堺支部検事）
同　藤澤さくら
法務事務官（大阪法務局訟務部付）に併任する
大阪地方検察庁堺支部勤務を免ずる
（京都地方検察庁検事）同　野口　弘雄
大阪地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（大阪法務局訟務部付）に併任する
（長野地方裁判所伊那支部判事
兼長野家庭裁判所伊那支部判
事兼伊那簡易裁判所判事）判
事兼簡易裁判所判事　五味　亮一
（大阪地方裁判所判事兼大阪家
庭裁判所判事兼大阪簡易裁判
所判事）同　神永　暁
（名古屋地方裁判所岡崎支部判
事補兼名古屋家庭裁判所岡崎
支部判事補兼岡崎簡易裁判所
判事）判事補兼簡易裁判所判
事　中根佑一朗
（大分家庭裁判所中津支部判事
補兼大分地方裁判所中津支部
判事補兼中津簡易裁判所判事）
同　松浦　和徳
検事二級（大阪地方検察庁検事）に任命する
法務事務官（大阪法務局訟務部付）に併任する（各
通）
（名古屋地方検察庁検事）検事　小野　悠士
法務事務官（名古屋法務局訟務部付）に併任する
（和歌山地方裁判所田辺支部判
事兼和歌山家庭裁判所田辺支
部判事兼和歌山地方裁判所御
坊支部判事兼和歌山家庭裁判
所御坊支部判事兼田辺簡易裁
判所判事兼御坊簡易裁判所判
事）判事兼簡易裁判所判事　山田　慎悟
検事二級（名古屋地方検察庁検事）に任命する
法務事務官（名古屋法務局訟務部付）に併任する

（神戸地方裁判所尼崎支部判事
補兼神戸家庭裁判所尼崎支部
判事補兼尼崎簡易裁判所判事）
判事補兼簡易裁判所判事　梁川　将成
検事二級（広島地方検察庁検事）に任命する
法務事務官（広島法務局訟務部付）に併任する
（熊本地方検察庁検事）検事　根占香南子
（鹿児島地方検察庁検事）同　山本　洋季
福岡地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（福岡法務局訟務部付）に併任する（各
通）
（広島地方裁判所判事兼広島家
庭裁判所判事兼広島簡易裁判
所判事）判事兼簡易裁判所判
事　村尾　和泰
検事一級（福岡地方検察庁検事）に任命する
法務事務官（福岡法務局訟務部付）に併任する
（山口地方裁判所下関支部判事
補兼山口家庭裁判所下関支部
判事補兼下関簡易裁判所判事）
判事補兼簡易裁判所判事　川上　タイ
検事二級（福岡地方検察庁検事）に任命する
法務事務官（福岡法務局訟務部付）に併任する
（東京地方裁判所判事兼東京簡
易裁判所判事）判事兼簡易裁
判所判事　安見　章
検事一級（仙台地方検察庁検事）に任命する
仙台法務局訟務部長に充てる
かねて法務総合研究所仙台支所教官に充てる
（広島地方裁判所福山支部判事
補兼広島家庭裁判所福山支部
判事補兼福山簡易裁判所判事）
判事補兼簡易裁判所判事　絹川　宥樹
検事二級（高松地方検察庁検事）に任命する
法務事務官（高松法務局訟務部付）に併任する
（東京地方検察庁検事）検事　久恒　浩司
公正取引委員会に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（東京地方裁判所判事補兼東京
簡易裁判所判事）判事補兼簡
易裁判所判事　木村　周世
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
公正取引委員会に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する

（東京地方検察庁検事）検事　桐野　修一
（同）同　藤澤　鐘吾
金融庁に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する（各通）
（東京家庭裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　渡辺　正
金融庁に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（東京家庭裁判所立川支部判事兼東京地方裁判所立川支部判事兼立川簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　髙橋安紀子
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
金融庁に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（函館地方裁判所判事補兼函館家庭裁判所判事補兼函館簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　榎本　太郎
検事二級（函館地方検察庁検事）に任命する
金融庁に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（名古屋地方検察庁検事）検事　寒江　健太
消費者庁に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（東京地方検察庁立川支部検事）同　西尾　浩登
厚生労働省に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　瀧田慎太郎
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
厚生労働省に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（さいたま家庭裁判所判事兼さいたま簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　丹野　由莉
検事二級（さいたま地方検察庁検事）に任命する
中央労働委員会に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　吉本奈々絵
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
国土交通省に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（東京高等検察庁検事）検事　古宮　久枝
辞職を承認する
（東京区検察庁刑事部長）副検事　浅井　敏也
東京区検察庁総務部長を命ずる
東京区検察庁刑事部長を免ずる
（東京区検察庁副検事）同　飯村　昌之
東京区検察庁刑事部長を命ずる
（同）同　福田　年和
東京区検察庁公判部長を命ずる
（東京区検察庁公判部長）同　宍倉　一浩
東京区検察庁道路交通部長を命ずる
東京区検察庁公判部長を免ずる
（立川区検察庁副検事）同　北畠　智大
（同）同　田畑　昌洋
（同）同　中島　武
（同）同　中村　亮太
（同）同　前川千賀子
（同）同　和﨑　覚
（町田区検察庁副検事）同　檜山　和夫
（相模原区検察庁副検事）同　飯沼　葉子
（同）同　遠藤　茂貴
（千葉区検察庁副検事）同　今泉　雄一
（土浦区検察庁副検事）同　原田　研吾
（足利区検察庁副検事）同　白石　直哉
（甲府区検察庁副検事）同　保坂　安信
（堺区検察庁副検事）同　向井　敏明
（小倉区検察庁副検事）同　柳原　弘幸
（高知区検察庁副検事）同　児玉　夕貴
東京区検察庁副検事に配置換する（各通）
（東京区検察庁副検事）同　浮田　信治
（同）同　小山　達文
（同）同　月岡雄一郎
（同）同　富塚健太郎
（同）同　三谷　昌克
（同）同　柳　俊哉
（川越区検察庁副検事）同　田邊　康裕
（栃木区検察庁副検事）同　谷内　一博
（福井区検察庁副検事）同　牧野　邦之
立川区検察庁副検事に配置換する（各通）
（東京区検察庁副検事）同　青木　秀憲
町田区検察庁副検事に配置換する
（同）同　木口　竜
（川崎区検察庁副検事）同　小林　信介
（同）同　光川　直克
（相模原区検察庁副検事）同　関口　喬士
（小田原区検察庁副検事）同　鈴木　大輔
横浜区検察庁副検事に配置換する（各通）
（東京区検察庁副検事）同　田中　雅之
（横須賀区検察庁副検事）同　梅田　遊
川崎区検察庁副検事に配置換する（各通）
（横浜区検察庁副検事）同　伊藤　充男
（さいたま区検察庁副検事）同　佐藤　大
（札幌区検察庁副検事）同　渡辺　貴之
相模原区検察庁副検事に配置換する（各通）
（横浜区検察庁副検事）同　片田　義弘
横須賀区検察庁副検事に配置換する
（同）同　伊藤　敏嗣
小田原区検察庁副検事に配置換する
（大宮区検察庁副検事）同　山田　武司
（越谷区検察庁副検事）同　磐上　正
（同）同　海老原　明
（熊谷区検察庁副検事）同　水口　尚也
（所沢区検察庁副検事）同　相馬　尚貴
（秋田区検察庁副検事）同　籾山　拓郎
さいたま区検察庁副検事に配置換する（各通）
（東京区検察庁副検事）同　上野　克之
大宮区検察庁副検事に配置換する
（さいたま区検察庁副検事）同　新井　礼文
（同）同　大西圭二郎
（同）同　中武　英治
（福岡区検察庁副検事）同　後藤　真大
越谷区検察庁副検事に配置換する（各通）
（東京区検察庁副検事）同　佐藤　知行
（さいたま区検察庁副検事）同　佐藤　晃
川越区検察庁副検事に配置換する（各通）
（同）同　渡邊　裕
熊谷区検察庁副検事に配置換する
（同）同　辻　政雄
所沢区検察庁副検事に配置換する
（松戸区検察庁副検事）同　高橋　洋嗣
（木更津区検察庁副検事）同　笠原　敦子
（同）同　三浦　裕貴
（同）同　山口　敦希
（銚子区検察庁副検事）同　濵　圭太郎
（下妻区検察庁副検事）同　吉田　歩
千葉区検察庁副検事に配置換する（各通）
（千葉区検察庁副検事）同　上原　大輔
（同）同　菊本　秀爾
（同）同　濱　晃夫
（下妻区検察庁副検事）同　髙岡　秀臣
松戸区検察庁副検事に配置換する（各通）
（千葉区検察庁副検事）同　朽木　貴博
（松戸区検察庁副検事）同　片山　幹雄
（同）同　武藤　滋良
木更津区検察庁副検事に配置換する（各通）
（千葉区検察庁副検事）同　飯野　雅博
銚子区検察庁副検事に配置換する
（立川区検察庁副検事）同　関岡　亜星
（土浦区検察庁副検事）同　想田　博臣
（下妻区検察庁副検事）同　斉藤正太郎
水戸区検察庁副検事に配置換する（各通）
（立川区検察庁副検事）同　米山　正太
（水戸区検察庁副検事）同　薄井　資光
（沼津区検察庁副検事）同　田中　明史
土浦区検察庁副検事に配置換する（各通）
（水戸区検察庁副検事）同　古屋　雅樹
（同）同　山田　佳嗣
（土浦区検察庁副検事）同　大塚　淳史
下妻区検察庁副検事に配置換する（各通）
（福岡区検察庁副検事）同　渡邊　直彦
宇都宮区検察庁副検事に配置換する
（宇都宮区検察庁副検事）同　市野　信貴
真岡区検察庁副検事に配置換する
（同）同　小磯　由明
大田原区検察庁副検事に配置換する
（真岡区検察庁副検事）同　小栗　大輔
（大田原区検察庁副検事）同　五十嵐治男
栃木区検察庁副検事に配置換する（各通）
（栃木区検察庁副検事）同　中村　和哉
足利区検察庁副検事に配置換する
（高崎区検察庁副検事）同　戸部　清
前橋区検察庁副検事に配置換する
（太田区検察庁副検事）同　牧野　徹司
高崎区検察庁副検事に配置換する

（前橋区検察庁副検事）同　関田　智志
（高知区検察庁副検事）同　岡部　親陽
太田区検察庁副検事に配置換する（各通）
（沼津区検察庁副検事）同　徳増　晃宏
（同）同　山田　経資
（掛川区検察庁副検事）同　風間　康永
静岡区検察庁副検事に配置換する（各通）
（東京区検察庁副検事）同　竹本　佳弘
（静岡区検察庁副検事）同　小泉　貴史
（下田区検察庁副検事）同　小川　順也
沼津区検察庁副検事に配置換する（各通）
（浜松区検察庁副検事）同　増子ふみと
下田区検察庁副検事に配置換する
（静岡区検察庁副検事）同　久貝　勝則
富士区検察庁副検事に配置換する
（同）同　石川　公昌
掛川区検察庁副検事に配置換する
（豊橋区検察庁副検事）同　渋谷　久
浜松区検察庁副検事に配置換する
（都留区検察庁副検事）同　広瀬　邦彦
（鳥取区検察庁副検事）同　川村　琢磨
甲府区検察庁副検事に配置換する（各通）
（甲府区検察庁副検事）同　酒谷　正義
都留区検察庁副検事に配置換する
（高田区検察庁副検事）同　小野　朗
新潟区検察庁副検事に配置換する
（新発田区検察庁副検事）同　荒川　聖朗
三条区検察庁副検事に配置換する
（長岡区検察庁副検事）同　長谷川辰徳
新発田区検察庁副検事に配置換する
（新潟区検察庁副検事）同　根岸　学
（三条区検察庁副検事）同　坂爪　俊彦
長岡区検察庁副検事に配置換する（各通）
（長岡区検察庁副検事）同　藤井　亮
高田区検察庁副検事に配置換する
（千葉区検察庁副検事）同　土屋　敬三
佐渡区検察庁副検事に配置換する
（堺区検察庁副検事）同　上田　晴常
（岸和田区検察庁副検事）同　森　資和
（福知山区検察庁副検事）同　熊谷　修
（神戸区検察庁副検事）同　村瀬　竜也
（伊丹区検察庁副検事）同　晄　良雄
（尼崎区検察庁副検事）同　朝隈　隼人

（同）同　萬田　浩史
（姫路区検察庁副検事）同　村上　忠
（奈良区検察庁副検事）同　仲上　達也
（葛城区検察庁副検事）同　織田　英希
（福岡区検察庁副検事）同　八十瀬匡洋
大阪区検察庁副検事に配置換する（各通）
（大阪区検察庁副検事）同　坂東　逸人
（同）同　日比野清吾
（同）同　牧野　善憲
（京都区検察庁副検事）同　多田　信夫
（岡山区検察庁副検事）同　木村　司
堺区検察庁副検事に配置換する（各通）
（堺区検察庁副検事）同　藤本　貴昭
（和歌山区検察庁副検事）同　山根　吉
岸和田区検察庁副検事に配置換する（各通）
（堺区検察庁副検事）同　野口　邦茂
（同）同　松本　知
（神戸区検察庁副検事）同　津田　文恵
（大津区検察庁副検事）同　竹内　竜吾
（同）同　南　幸利
京都区検察庁副検事に配置換する（各通）
（京都区検察庁副検事）同　荒尾　裕和
宮津区検察庁副検事に配置換する
（宮津区検察庁副検事）同　桒迫　勝宏
舞鶴区検察庁副検事に配置換する
（京都区検察庁副検事）同　濱本　喜弘
福知山区検察庁副検事に配置換する
（伊丹区検察庁副検事）同　土屋　雄士
（加古川区検察庁副検事）同　飯田　敏夫
（社区検察庁副検事）同　山口　勝弘
神戸区検察庁副検事に配置換する（各通）
（大阪区検察庁副検事）同　西村　厚紀
西宮区検察庁副検事に配置換する
（同）同　大石　義広
（神戸区検察庁副検事）同　岸本　直樹
（小倉区検察庁副検事）同　福田　真樹
伊丹区検察庁副検事に配置換する（各通）
（大阪区検察庁副検事）同　岡田　耕一
（同）同　藤崎　香織
（神戸区検察庁副検事）同　稲元　能生
尼崎区検察庁副検事に配置換する（各通）
（姫路区検察庁副検事）同　東原　吉隆
明石区検察庁副検事に配置換する
（神戸区検察庁副検事）同　石原　優
（岡山区検察庁副検事）同　松井　俊樹
（飯塚区検察庁副検事）同　長谷川理功
姫路区検察庁副検事に配置換する（各通）

（姫路区検察庁副検事）同　出口　一郎
加古川区検察庁副検事に配置換する
（明石区検察庁副検事）同　平山　茂正
社区検察庁副検事に配置換する
（大阪区検察庁副検事）同　飯田　雅之
（同）同　桝井　泰憲
奈良区検察庁副検事に配置換する（各通）
（岸和田区検察庁副検事）同　池嶋　健二
葛城区検察庁副検事に配置換する
（京都区検察庁副検事）同　井関　彰文
（同）同　木村　彰
（葛城区検察庁副検事）同　森永　聖也
大津区検察庁副検事に配置換する（各通）
（大阪区検察庁副検事）同　智原　哲也
（神戸区検察庁副検事）同　丸尾　親史
（田辺区検察庁副検事）同　池田　裕二
和歌山区検察庁副検事に配置換する（各通）
（和歌山区検察庁副検事）同　林　孝誠
田辺区検察庁副検事に配置換する
（同）同　大藤　真典
新宮区検察庁副検事に配置換する
（一宮区検察庁副検事）同　垣尾　大介
（同）同　丹羽あさ子
（半田区検察庁副検事）同　吉川　敦憲
（岡崎区検察庁副検事）同　齋田　典政
（同）同　田中　威
（豊橋区検察庁副検事）同　二瓶　寿信
（松阪区検察庁副検事）同　石川　幸永
（四日市区検察庁副検事）同　原　俊文
（岐阜区検察庁副検事）同　後藤　久美
（大垣区検察庁副検事）同　福本　俊一
（金沢区検察庁副検事）同　山田　弘二
名古屋区検察庁副検事に配置換する（各通）
（名古屋区検察庁副検事）同　狩野　善征
（同）同　志水　恵一
一宮区検察庁副検事に配置換する（各通）
（同）同　山本　昇
半田区検察庁副検事に配置換する
（東京区検察庁副検事）同　園部　正太
（名古屋区検察庁副検事）同　田中　純
（同）同　中北　寛人
（同）同　廣瀬　功
岡崎区検察庁副検事に配置換する（各通）

（同）同　古谷　多
（同）同　松原　勝久
豊橋区検察庁副検事に配置換する（各通）
（同）同　吉原　理也
津区検察庁副検事に配置換する
（四日市区検察庁副検事）同　辻田　佳奈
松阪区検察庁副検事に配置換する
（津区検察庁副検事）同　日紫喜亜由美
伊賀区検察庁副検事に配置換する
（沼津区検察庁副検事）同　西川　裕和
（名古屋区検察庁副検事）同　辻本　千恵
（伊賀区検察庁副検事）同　西村　宏之
四日市区検察庁副検事に配置換する（各通）
（岡崎区検察庁副検事）同　矢野　義徳
熊野区検察庁副検事に配置換する
（四日市区検察庁副検事）同　髙岡　淳子
（大垣区検察庁副検事）同　伊藤　聡
（御嵩区検察庁副検事）同　鷲見　正久
岐阜区検察庁副検事に配置換する（各通）
（名古屋区検察庁副検事）同　堀田　正守
（岐阜区検察庁副検事）同　髙岡弘一郎
大垣区検察庁副検事に配置換する（各通）
（多治見区検察庁副検事）同　熊谷　嘉穂
御嵩区検察庁副検事に配置換する
（岐阜区検察庁副検事）同　伊神　太
多治見区検察庁副検事に配置換する
（同）同　寺岡　賢二
高山区検察庁副検事に配置換する
（敦賀区検察庁副検事）同　大正　栄一
福井区検察庁副検事に配置換する
（和歌山区検察庁副検事）同　水谷　修
敦賀区検察庁副検事に配置換する
（富山区検察庁副検事）同　米谷　豊
金沢区検察庁副検事に配置換する
（岡崎区検察庁副検事）同　豊永　真也
富山区検察庁副検事に配置換する
（松戸区検察庁副検事）同　清野　宣彦
（呉区検察庁副検事）同　土肥　洋
（福山区検察庁副検事）同　松枝　治
（米子区検察庁副検事）同　見寳　宏隆
（松江区検察庁副検事）同　能美　一穂
広島区検察庁副検事に配置換する（各通）

（広島区検察庁副検事）同　伊藤　信行
（尾道区検察庁副検事）同　佐藤　嘉高
呉区検察庁副検事に配置換する（各通）
（岡山区検察庁副検事）同　桃谷　準
尾道区検察庁副検事に配置換する
（広島区検察庁副検事）同　甲斐　利浩
（呉区検察庁副検事）同　坂下　康雄
福山区検察庁副検事に配置換する（各通）
（宇部区検察庁副検事）同　竹島真一郎
山口区検察庁副検事に配置換する
（広島区検察庁副検事）同　清水　壮一
周南区検察庁副検事に配置換する
（山口区検察庁副検事）同　青木　泰司
下関区検察庁副検事に配置換する
（周南区検察庁副検事）同　松本　浩二
宇部区検察庁副検事に配置換する
（大阪区検察庁副検事）同　角田　保仁
（同）同　柳本　真吾
（倉敷区検察庁副検事）同　川口　聡
（同）同　矢吹　光輝
岡山区検察庁副検事に配置換する（各通）
（岡山区検察庁副検事）同　羽井佐朋宏
（津山区検察庁副検事）同　藤原　弥都
倉敷区検察庁副検事に配置換する（各通）
（福山区検察庁副検事）同　岡田　秀昭
津山区検察庁副検事に配置換する
（大津区検察庁副検事）同　谷村　秀明
鳥取区検察庁副検事に配置換する
（西宮区検察庁副検事）同　田中　弘行
（松江区検察庁副検事）同　厚井　政則
米子区検察庁副検事に配置換する（各通）
（立川区検察庁副検事）同　梶山健一郎
（米子区検察庁副検事）同　中川　武士
松江区検察庁副検事に配置換する（各通）
（東京区検察庁副検事）同　松本　次良
（越谷区検察庁副検事）同　森　祐太
（川越区検察庁副検事）同　栗原　伸一
（尼崎区検察庁副検事）同　根来　隆史
（飯塚区検察庁副検事）同　髙波　亨
（小倉区検察庁副検事）同　宮部　圭一
（久留米区検察庁副検事）同　畔津　亮太
（同）同　嘉村　憲真
（大牟田区検察庁副検事）同　坂口　清人
（行橋区検察庁副検事）同　古賀　拓夫

（田川区検察庁副検事）同　横尾　卓
（日田区検察庁副検事）同　甲斐　公祥
（熊本区検察庁副検事）同　樅木　英雄
（川内区検察庁副検事）同　梶原　龍之
福岡区検察庁副検事に配置換する（各通）
（福岡区検察庁副検事）同　江濱　明広
（小倉区検察庁副検事）同　戸枝　保
（沖縄区検察庁副検事）同　山野邊一剛
飯塚区検察庁副検事に配置換する（各通）
（福岡区検察庁副検事）同　中東　純一
（同）同　松島　佳代
小倉区検察庁副検事に配置換する（各通）
（同）同　小島　好鎮
（同）同　竹内　圭太
（飯塚区検察庁副検事）同　内場　隆行
久留米区検察庁副検事に配置換する（各通）
（久留米区検察庁副検事）同　吉田　博文
大牟田区検察庁副検事に配置換する
（福岡区検察庁副検事）同　山口　泰裕
行橋区検察庁副検事に配置換する
（同）同　新京　宏次
田川区検察庁副検事に配置換する
（広島区検察庁副検事）同　栗野　直樹
（福岡区検察庁副検事）同　吉田　修一
佐賀区検察庁副検事に配置換する（各通）
（佐世保区検察庁副検事）同　林　宏明
長崎区検察庁副検事に配置換する
（佐賀区検察庁副検事）同　白石　浩行
佐世保区検察庁副検事に配置換する
（同）同　浦方　信
日田区検察庁副検事に配置換する
（八代区検察庁副検事）同　坂本　惟彦
熊本区検察庁副検事に配置換する
（下関区検察庁副検事）同　橋本　和人
八代区検察庁副検事に配置換する
（知覧区検察庁副検事）同　柳田　俊和
人吉区検察庁副検事に配置換する
（福岡区検察庁副検事）同　稲森　浩孝
（鹿屋区検察庁副検事）同　岸本　和巳
鹿児島区検察庁副検事に配置換する（各通）
（加治木区検察庁副検事）同　塩満　将
名瀬区検察庁副検事に配置換する
（鹿児島区検察庁副検事）同　大津　浩
加治木区検察庁副検事に配置換する

（人吉区検察庁副検事）同　水口　博信
知覧区検察庁副検事に配置換する
（鹿児島区検察庁副検事）同　池之上祐樹
川内区検察庁副検事に配置換する
（名瀬区検察庁副検事）同　黒岩　秀浩
鹿屋区検察庁副検事に配置換する
（広島区検察庁副検事）同　川上　宏
（沖縄区検察庁副検事）同　安里　真也
（同）同　陶山　茂
（同）同　比嘉　盛徳
那覇区検察庁副検事に配置換する（各通）
（那覇区検察庁副検事）同　下津　浩紀
（同）同　瀬底　雅裕
（同）同　園田　稔秋
（同）同　當銘　松健
沖縄区検察庁副検事に配置換する（各通）
（古川区検察庁副検事）同　橋本　義昭
（福島区検察庁副検事）同　佐々木　修
仙台区検察庁副検事に配置換する（各通）
（仙台区検察庁副検事）同　青木　直子
古川区検察庁副検事に配置換する
（同）同　鳴海　哲
石巻区検察庁副検事に配置換する
（秋田区検察庁副検事）同　笠原　正義
福島区検察庁副検事に配置換する
（いわき区検察庁副検事）同　菅波　忠明
郡山区検察庁副検事に配置換する
（会津若松区検察庁副検事）同　田尻　義弘
白河区検察庁副検事に配置換する
（郡山区検察庁副検事）同　橋本　誠一
（いわき区検察庁副検事）同　大堀　文良
会津若松区検察庁副検事に配置換する（各通）
（立川区検察庁副検事）同　鈴木　健一
（白河区検察庁副検事）同　小松　洋行
（会津若松区検察庁副検事）同　新田　雄也
いわき区検察庁副検事に配置換する（各通）
（石巻区検察庁副検事）同　林　信好
山形区検察庁副検事に配置換する
（遠野区検察庁副検事）同　高橋　英樹
盛岡区検察庁副検事に配置換する
（一関区検察庁副検事）同　髙橋　慶昭
遠野区検察庁副検事に配置換する
（盛岡区検察庁副検事）同　小野寺　豊
一関区検察庁副検事に配置換する

（山形区検察庁副検事）同　杉渕　聡
（大曲区検察庁副検事）同　工藤　真
秋田区検察庁副検事に配置換する（各通）
（秋田区検察庁副検事）同　小木田紘典
大館区検察庁副検事に配置換する
（仙台区検察庁副検事）同　浅沼　育生
横手区検察庁副検事に配置換する
（大館区検察庁副検事）同　小泉　悠喜
大曲区検察庁副検事に配置換する
（弘前区検察庁副検事）同　竹内　清彦
青森区検察庁副検事に配置換する
（いわき区検察庁副検事）同　中田　圭祐
弘前区検察庁副検事に配置換する
（滝川区検察庁副検事）同　山中　誠
（室蘭区検察庁副検事）同　毎熊　浩二
（小樽区検察庁副検事）同　白川　伸雄
（北見区検察庁副検事）同　安達　順一
札幌区検察庁副検事に配置換する（各通）
（札幌区検察庁副検事）同　木村　清英
滝川区検察庁副検事に配置換する
（仙台区検察庁副検事）同　對馬　裕太
室蘭区検察庁副検事に配置換する
（札幌区検察庁副検事）同　田中　秀実
苫小牧区検察庁副検事に配置換する
（函館区検察庁副検事）同　尾村　純弘
小樽区検察庁副検事に配置換する
（青森区検察庁副検事）同　桜井　延広
（旭川区検察庁副検事）同　藤田　博之
函館区検察庁副検事に配置換する（各通）
（函館区検察庁副検事）同　小林　貴広
（帯広区検察庁副検事）同　浅原　宏規
旭川区検察庁副検事に配置換する（各通）
（苫小牧区検察庁副検事）同　緒方　憲保
釧路区検察庁副検事に配置換する
（札幌区検察庁副検事）同　兒玉　義史
帯広区検察庁副検事に配置換する
（釧路区検察庁副検事）同　田中　昭博
北見区検察庁副検事に配置換する
（観音寺区検察庁副検事）同　寒川　勝巳
（西条区検察庁副検事）同　友田　博樹
高松区検察庁副検事に配置換する（各通）
（高松区検察庁副検事）同　永原　靖之
丸亀区検察庁副検事に配置換する
（丸亀区検察庁副検事）同　髙尾　正治
観音寺区検察庁副検事に配置換する

（伊丹区検察庁副検事）同　堀田　卓秀
徳島区検察庁副検事に配置換する
（徳島区検察庁副検事）同　森　英太郎
阿南区検察庁副検事に配置換する
（福岡区検察庁副検事）同　濵田　祐樹
（須崎区検察庁副検事）同　刈谷　彰仁
（安芸区検察庁副検事）同　筒井　正人
高知区検察庁副検事に配置換する（各通）
（高知区検察庁副検事）同　柴田　大輔
須崎区検察庁副検事に配置換する
（同）同　竹﨑　文則
安芸区検察庁副検事に配置換する
（今治区検察庁副検事）同　野口　孝陽
中村区検察庁副検事に配置換する
（同）同　西田　浩直
（宇和島区検察庁副検事）同　髙岡　毅彦
松山区検察庁副検事に配置換する（各通）
（松山区検察庁副検事）同　濵田　哲郎
大洲区検察庁副検事に配置換する
（東京区検察庁副検事）同　奥田　浩則
（阿南区検察庁副検事）同　松下　哲也
西条区検察庁副検事に配置換する（各通）
（松山区検察庁副検事）同　重松　妙
（西条区検察庁副検事）同　永井　隆志
今治区検察庁副検事に配置換する（各通）
（大洲区検察庁副検事）同　藤岡　智之
宇和島区検察庁副検事に配置換する
（宇都宮区検察庁主任捜査官）
検察事務官　西　達也
（前橋区検察庁主任捜査官）同　山本　拓也
（八戸区検察庁主任捜査官）同　髙畑　友和
副検事二級（東京区検察庁副検事）に昇任させる
（各通）
（東京区検察庁主任捜査官）同　川辺菜緒子
（立川区検察庁主任捜査官）同　三宅　崚
副検事二級（さいたま区検察庁副検事）に昇任させる（各通）
（柏崎区検察庁主任捜査官）同　鈴木　涼太
（大阪区検察庁主任捜査官）同　中平　康司
副検事二級（千葉区検察庁副検事）に昇任させる
（各通）
（福岡地方検察庁主任捜査官）
同　百﨑　晴俊
副検事二級（水戸区検察庁副検事）に昇任させる
（水沢区検察庁主任捜査官）同　伊津　亮
副検事二級（宇都宮区検察庁副検事）に昇任させる
（高岡区検察庁主任捜査官）同　東　由里子
副検事二級（前橋区検察庁副検事）に昇任させる
（名古屋区検察庁主任捜査官）
同　服部摩利子
副検事二級（静岡区検察庁副検事）に昇任させる
（岐阜区検察庁主任捜査官）同　川合　努
副検事二級（浜松区検察庁副検事）に昇任させる
（大阪区検察庁主任捜査官）同　金子　直矢
（米子区検察庁主任捜査官）同　久本　一樹
（小倉区検察庁主任捜査官）同　田窪　亮太
（鹿児島区検察庁主任捜査官）
同　須ヶ牟田芳幸
副検事二級（大阪区検察庁副検事）に昇任させる
（各通）
（福岡地方検察庁主任捜査官）
同　中川　和宏
副検事二級（神戸区検察庁副検事）に昇任させる
（鈴鹿区検察庁主任捜査官）同　北村　健
副検事二級（名古屋区検察庁副検事）に昇任させる
（飯塚区検察庁主任捜査官）同　齋藤　駿
副検事二級（広島区検察庁副検事）に昇任させる
（明石区検察庁主任捜査官）同　能美　知弥
副検事二級（岡山区検察庁副検事）に昇任させる
（大阪区検察庁主任捜査官）同　永田　大翼
（山鹿区検察庁主任捜査官）同　麻生　浩平
副検事二級（福岡区検察庁副検事）に昇任させる
（各通）
（東京区検察庁主任捜査官）同　鈴木　大介
（府中区検察庁主任捜査官）同　合田　聡
副検事二級（小倉区検察庁副検事）に昇任させる
（各通）
（熊本区検察庁主任捜査官）同　小園健次郎
副検事二級（熊本区検察庁副検事）に昇任させる
（水戸区検察庁主任捜査官）同　呉東　葵
（札幌区検察庁主任捜査官）同　山野　道歩
副検事二級（仙台区検察庁副検事）に昇任させる
（各通）
（さいたま区検察庁主任捜査官）
同　有田　若菜
副検事二級（福島区検察庁副検事）に昇任させる
（半田区検察庁主任捜査官）同　兼松　利光
副検事二級（札幌区検察庁副検事）に昇任させる
盆子原俊治　奥田かつ枝　垣内　秀介
笠井　正俊　杉山　悦子　鈴木　茂
蓑毛　誠子
認証審査参与員に任命する（各通）
検事兼法務事務官　工藤　智
法務事務官　井手　英樹
同　小川　淳　同　希代　浩正
令和七年度司法書士試験委員に併任する
併任の期間は令和七年十一月二十八日までとする
（各通）
検事　太田　章子
同　古谷　真良　同　吉賀　朝哉
令和七年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に
併任する
併任の期間は令和七年十一月二十八日までとする
（各通）
法務事務官　楠野　智之
同　中田　有亮　同　三井　賢
令和七年度司法書士試験委員の併任を解除する
（各通）
同　井手　英樹　同　小川　淳
同　山内　一
令和七年度土地家屋調査士試験委員に併任する
併任の期間は令和八年二月二十七日までとする
（各通）
同　金森　真吾　同　楠野　智之
同　中田　有亮
令和七年度土地家屋調査士試験委員の併任を解除する（各通）
（大阪矯正管区長）法務事務官　日笠　和彦
法務省大臣官房公文書監理官に転任させる
（法務省矯正局参事官）同　山本　宏一
法務省矯正局総務課長に配置換する
（名古屋刑務所長）同　吉弘　基成
法務省矯正局成人矯正課長に転任させる
（広島矯正管区第一部長）同　山本　隆芳
法務省矯正局参事官に転任させる
（法務省矯正局成人矯正課企画
官）同　朝比奈牧子
法務省矯正局更生支援管理官に昇任させる
（法務省人権擁護局調査救済課
長）同　齊藤　雄一
法務省人権擁護局総務課長に配置換する
（法務省民事局民事第一課長）
同　櫻庭　倫
法務省人権擁護局調査救済課長に配置換する
（仙台法務局総務管理官）同　小池　正大
法務省人権擁護局人権啓発課長に転任させる
（金沢地方法務局次長）同　中野渡　守
法務総合研究所研修第三部長に転任させる
（横浜地方法務局長）同　鍛冶　宗宏
札幌法務局長に昇任させる
（法務省訟務局訟務企画課訟務
調査室長）同　石井　博之
札幌法務局人権擁護部長に転任させる
（新潟地方法務局次長）同　二葉　秀平
函館地方法務局長に昇任させる
（福島地方法務局次長）同　松浦　伯充
旭川地方法務局長に昇任させる
（東京法務局総務部長）同　内古閑禎二
仙台法務局長に昇任させる
（秋田地方法務局長）同　田中　直樹
仙台法務局民事行政部長に転任させる
（宇都宮地方法務局次長）同　坂井孝一郎
仙台法務局人権擁護部長に転任させる
（函館地方法務局長）同　成田　洋
秋田地方法務局長に配置換する
（高松法務局総務管理官）同　中出　幸一
山形地方法務局長に転任させる
（東京法務局民事行政部長）同　髙橋　史典
東京法務局総務部長に配置換する
（新潟地方法務局長）同　横井　秀行
東京法務局民事行政部長に転任させる
（名古屋法務局人権擁護部長）
同　佐久間和美
東京法務局人権擁護部長に配置換する
（法務総合研究所研修第三部長）
同　鳥丸　忠彦
水戸地方法務局長に転任させる
（水戸地方法務局次長）同　池口　康弘
宇都宮地方法務局長に昇任させる
（東京法務局人権擁護部長）同　玉井由紀江
前橋地方法務局長に転任させる
（高松法務局民事行政部長）同　山川　都資
さいたま地方法務局長に転任させる

（旭川地方法務局長）同　谷石　健
千葉地方法務局長に配置換する
（名古屋法務局民事行政部長）
同　樋口　全
横浜地方法務局長に転任させる
（法務省民事局総務課民事調査官）同　島津　直也
新潟地方法務局長に転任させる
（釧路地方法務局次長）同　山田　昌之
甲府地方法務局長に昇任させる
（甲府地方法務局長）同　佐藤　純一
長野地方法務局長に配置換する
（仙台法務局人権擁護部長）同　八木下孝義
静岡地方法務局長に転任させる
（福岡法務局長）同　土手　敏行
名古屋法務局長に配置換する
（津地方法務局長）同　坂　佳恭
名古屋法務局民事行政部長に転任させる
（松山地方法務局次長）同　杉本　美奈
名古屋法務局人権擁護部長に転任させる
（大阪法務局人権擁護部長）同　今井　唯市
金沢地方法務局長に転任させる
（札幌法務局人権擁護部長）同　渡邊　英介
岐阜地方法務局長に転任させる
（法務省民事局総務課登記情報管理室長）同　加藤　和孝
津地方法務局長に転任させる
（大阪法務局民事行政部長）同　沼田　知之
大阪法務局総務部長に配置換する
（奈良地方法務局長）同　佐藤　淳一
大阪法務局民事行政部長に転任させる
（長野地方法務局次長）同　陰山　卓也
大阪法務局人権擁護部長に転任させる
（松江地方法務局長）同　西岡　典子
大津地方法務局長に配置換する
（和歌山地方法務局長）同　堤　秀昭
京都地方法務局長に配置換する
（法務省民事局総務課登記情報センター室長）同　山本　貴典
奈良地方法務局長に転任させる
（徳島地方法務局長）同　田中　和明
和歌山地方法務局長に配置換する
（法務省人権擁護局総務課長）
同　江口　幹太
広島法務局長に昇任させる
（広島法務局人権擁護部長）同　高木　一浩
広島法務局民事行政部長に配置換する
（熊本地方法務局次長）同　前野　政彦
広島法務局人権擁護部長に転任させる
（宮崎地方法務局次長）同　北村　徹
鳥取地方法務局長に昇任させる
（佐賀地方法務局長）同　山口　正広
松江地方法務局長に配置換する
（松山地方法務局長）同　正木　開志
岡山地方法務局長に配置換する
（大阪法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当））同　田中　博幸
山口地方法務局長に昇任させる
（福岡法務局民事行政部長）同　石川　亮
高松法務局長に昇任させる
（高知地方法務局長）同　高山　達司
高松法務局民事行政部長に転任させる
（厚生労働省大臣官房総務課企画官）厚生労働事務官　立川　淳一
法務事務官（高松法務局人権擁護部長）に転任させる
（岐阜地方法務局次長）法務事務官　西木佐奈江
徳島地方法務局長に昇任させる
（広島法務局総務管理官）同　安藤　直人
松山地方法務局長に転任させる
（高松法務局人権擁護部長）同　瀧本　勝也
高知地方法務局長に転任させる
（大阪法務局総務部長）同　済田　秀治
福岡法務局長に昇任させる
（宮崎地方法務局長）同　河村　素子
福岡法務局民事行政部長に転任させる
（富山地方法務局次長）同　薗田由希子
福岡法務局人権擁護部長に転任させる
（盛岡地方法務局次長）同　坂本　光宏
佐賀地方法務局長に昇任させる
（岡山地方法務局次長）同　青島　喜夫
長崎地方法務局長に昇任させる
（長崎地方法務局長）同　中嶋　武彦
熊本地方法務局長に配置換する
（さいたま地方法務局次長）同　小澤　俊紀
宮崎地方法務局長に昇任させる
（法務省人権擁護局人権啓発課長）同　井川　良
鹿児島地方法務局長に転任させる
（福岡法務局人権擁護部長）同　吉福　拓也
那覇地方法務局長に転任させる
（名古屋高等検察庁事務局長）検察事務官　三善　和則
最高検察庁事務局長に転任させる
（大分地方検察庁事務局長）同　山田　正浩
最高検察庁事務局総務課長に転任させる
（水戸地方検察庁事務局長）同　安藤　博光
最高検察庁事務局会計課長に転任させる
（福井地方検察庁事務局長）同　大木　淳生
最高検察庁総務部企画調査課長に転任させる
（函館地方検察庁事務局長）同　中西　武
最高検察庁総務部検務課長に転任させる
（高知地方検察庁事務局長）同　木村　秀一
最高検察庁監察指導部監察指導課長に転任させる
（盛岡地方検察庁事務局長）同　廣瀬　健生
最高検察庁刑事部刑事事務課長に転任させる
（山形地方検察庁事務局長）同　吉田由喜雄
最高検察庁公安部公安事務課長に転任させる
（大津地方検察庁事務局長）同　佐藤　義見
最高検察庁公判部公判事務課長に転任させる
（大阪高等検察庁事務局長）同　池田　仁
東京高等検察庁事務局長に配置換する
（東京高等検察庁事務局次長）同　池田　光一
東京地方検察庁事務局長に転任させる
（最高検察庁事務局会計課長）同　杉山　悟史
横浜地方検察庁事務局長に転任させる
（東京地方検察庁首席捜査官）同　高橋　孝之
さいたま地方検察庁事務局長に配置換する
（山口地方検察庁事務局長）同　髙柳　昌暢
千葉地方検察庁事務局長に配置換する
（鳥取地方検察庁事務局長）同　中村　利一
水戸地方検察庁事務局長に配置換する
（富山地方検察庁事務局長）同　大野　直人
宇都宮地方検察庁事務局長に配置換する
（福岡地方検察庁事務局次長）同　菊地　賢
前橋地方検察庁事務局長に昇任させる
（法務省大臣官房会計課監査室長）法務事務官　原　真也
検察事務官（静岡地方検察庁事務局長）に転任させる
（大阪地方検察庁事務局次長）検察事務官　西原　尊
甲府地方検察庁事務局長に昇任させる
（広島高等検察庁事務局総務課長）同　山本　広美
長野地方検察庁事務局長に昇任させる
（福岡高等検察庁事務局長）同　石塚　悟
大阪高等検察庁事務局長に配置換する
（大阪高等検察庁事務局次長）同　鈴木　善雄
大阪地方検察庁事務局長に転任させる
（岡山地方検察庁事務局長）同　梅津　隆
京都地方検察庁事務局長に配置換する
（大阪地方検察庁首席捜査官）同　北澤　洋志
神戸地方検察庁事務局長に配置換する
（京都地方検察庁事務局次長）同　萬壽　恭吾
大津地方検察庁事務局長に昇任させる
（札幌高等検察庁事務局長）同　西川　聡
名古屋高等検察庁事務局長に配置換する
（名古屋高等検察庁事務局次長）同　原　宏明
名古屋地方検察庁事務局長に転任させる
（さいたま地方検察庁事務局次長）同　阿部　雅子
津地方検察庁事務局長に昇任させる
（名古屋地方検察庁首席捜査官）同　渡邊　明
福井地方検察庁事務局長に配置換する
（仙台高等検察庁事務局次長）同　内田　潤
金沢地方検察庁事務局長に転任させる
（札幌地方検察庁事務局次長）同　原村　洋子
富山地方検察庁事務局長に昇任させる
（千葉地方検察庁事務局長）同　小林　進
広島高等検察庁事務局長に昇任させる
（広島高等検察庁事務局次長）同　古和　泰昌
広島地方検察庁事務局長に転任させる

（広島地方検察庁事務局次長）
同　畠山　弘喜
山口地方検察庁事務局長に昇任させる
（横浜地方検察庁事務局次長）
同　清水　邦春
岡山地方検察庁事務局長に昇任させる
（東京高等検察庁事務局人事課長）同　石田　友則
鳥取地方検察庁事務局長に昇任させる
（高松高等検察庁事務局長）同　笠原　健一
福岡高等検察庁事務局長に配置換する
（福岡地方検察庁首席捜査官）
同　立山敬太郎
福岡地方検察庁事務局長に配置換する
（法務省刑事局総務課刑事調査官）法務事務官　佐藤　太
検察事務官（大分地方検察庁事務局長）に転任させる
（福岡高等検察庁事務局次長）
検察事務官　上田　一朗
熊本地方検察庁事務局長に転任させる
（宮崎地方検察庁事務局長）同　福元　忠良
鹿児島地方検察庁事務局長に配置換する
（大阪高等検察庁事務局総務課長）同　長野　公
宮崎地方検察庁事務局長に昇任させる
（最高検察庁事務局総務課長）
同　山谷　淳
仙台高等検察庁事務局長に昇任させる
（最高検察庁刑事部刑事事務課長）同　佐藤　之彦
仙台地方検察庁事務局長に転任させる
（法務省大臣官房会計課庁舎管理室長）法務事務官　吉田　純孝
検察事務官（山形地方検察庁事務局長）に転任させる
（仙台地方検察庁事務局次長）
検察事務官　大作　光史
盛岡地方検察庁事務局長に昇任させる
（金沢地方検察庁事務局長）同　塚田　浩士
青森地方検察庁事務局長に配置換する
（最高検察庁総務部企画調査課長）同　山科　勝幸
札幌高等検察庁事務局長に昇任させる

（最高検察庁公判部公判事務課長）同　安藤　康
札幌地方検察庁事務局長に転任させる
（法務省大臣官房司法法制部司法法制課企画調査官）法務事務官　髙橋かおり
検察事務官（函館地方検察庁事務局長）に転任させる
（法務省大臣官房会計課企画調査官）同　佐藤　正一
検察事務官（旭川地方検察庁事務局長）に転任させる
（札幌高等検察庁事務局次長）
検察事務官　森田　伸二
釧路地方検察庁事務局長に転任させる
（公安審査委員会事務局長）法務事務官　山田　純
検察事務官（高松高等検察庁事務局長）に転任させる
（甲府地方検察庁事務局長）検察事務官　髙橋　純子
高松地方検察庁事務局長に配置換する
（名古屋地方検察庁事務局次長）
同　吉田　寿彦
徳島地方検察庁事務局長に昇任させる
（神戸地方検察庁事務局次長）
同　谷　計典
高知地方検察庁事務局長に昇任させる
（千葉地方検察庁事務局次長）
同　増田　通
松山地方検察庁事務局長に昇任させる
（矯正研修所矯正研修改革推進官）法務事務官　水上　太平
矯正研修所副所長に配置換する
（法務総合研究所教官）法務教官　連　功
矯正研修所研修第一部長に昇任させる
（法務省大臣官房厚生管理官補佐（補佐官））法務事務官　中川　由美
法務教官（矯正研修所大阪支所教頭）に昇任させる
（瀬戸少年院長）法務教官　塩島かおり
法務事務官（北海道矯正管区長）に昇任させる

（法務省矯正局成人矯正課企画官）法務事務官　遠藤　利幸
北海道矯正管区総務企画部長に転任させる
（島根あさひ社会復帰促進センター長）同　蒔山　貴文
東北矯正管区長に昇任させる
（法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室長）同　小島まな美
東北矯正管区総務企画部長に転任させる
（榛名女子学園長）法務教官　佐伯　由佳
法務事務官（東北矯正管区少年矯正部長）に転任させる
（宮城刑務所分類審議室長）法務技官　栗田　公平
法務事務官（東北矯正管区首席管区監査官）に転任させる
（名古屋矯正管区長）法務事務官　白川　秀史
関東矯正管区長に配置換する
（法務省大臣官房公文書監理官）同　田中　秀樹
中部矯正管区長に転任させる
（法務省矯正局総務課矯正監査室長）同　新池谷　令
中部矯正管区成人矯正部長に転任させる
（高松矯正管区長）同　古橋　徹也
近畿矯正管区長に配置換する
（京都刑務所長）同　山﨑　宗則
近畿矯正管区成人矯正部長に転任させる
（高松矯正管区第三部長）同　小國万里子
近畿矯正管区少年矯正部長に配置換する
（大阪刑務所処遇部首席矯正処遇官（処遇担当））同　水時　和紀
近畿矯正管区首席管区監査官に昇任させる
（府中刑務所長）同　八代　宏幸
中国矯正管区長に昇任させる
（東京拘置所総務部長）同　川村　裕樹
中国矯正管区総務企画部長に転任させる
（宮川医療少年院長）法務教官　滝浦　将士
法務事務官（中国矯正管区少年矯正部長）に転任させる
（広島刑務所長）法務事務官　宮本　良一
四国矯正管区長に昇任させる
（有明高原寮長）法務教官　坂田　真朗
法務事務官（四国矯正管区少年矯正部長）に転任させる

（法務省矯正局総務課長補佐（補佐官））法務事務官　中平真一郎
四国矯正管区首席管区監査官に昇任させる
（大阪拘置所長）同　和田　浩史
九州矯正管区長に昇任させる
（大阪拘置所総務部長）同　兒玉　秀隆
九州矯正管区総務企画部長に転任させる
（大分少年鑑別所長）法務技官　馬島　貴美
法務事務官（九州矯正管区少年矯正部長）に転任させる
（徳島刑務所処遇部長）法務事務官　藤谷　宏二
九州矯正管区首席管区監査官に転任させる
（府中刑務所処遇部首席矯正処遇官（処遇担当））同　笹森　哲
帯広刑務所長に昇任させる
（前橋刑務所長）同　廣田　肇
月形刑務所長に配置換する
（山形刑務所処遇部長）同　松尾　康弘
青森刑務所長に昇任させる
（山口刑務所長）同　内藤　睦
前橋刑務所長に配置換する
（徳島刑務所長）同　菊地　康司
千葉刑務所長に配置換する
（法務省矯正局総務課長）同　西岡　慎介
府中刑務所長に転任させる
（千葉刑務所長）同　倉田　克己
横浜刑務所長に配置換する
（矯正研修所研修第一部長）法務教官　梅澤　英幸
法務事務官（甲府刑務所長）に転任させる
（松本少年刑務所長）法務事務官　中道　徹
長野刑務所長に配置換する
（川越少年刑務所処遇部長）同　本永　中
静岡刑務所長に配置換する
（札幌刑務所処遇部長）同　山縣　一光
金沢刑務所長に配置換する
（千葉刑務所処遇部長）同　佐藤　正典
福井刑務所長に昇任させる
（広島刑務所処遇部長）同　村上　和夫
岐阜刑務所長に昇任させる
（岩国刑務所長）同　松﨑　恭子
笠松刑務所長に配置換する

（法務省矯正局成人矯正課長）
同　森田裕一郎
名古屋刑務所長に転任させる
（横浜刑務所処遇部長）同　三井　健二
三重刑務所長に昇任させる
（府中刑務所処遇部長）同　櫛引唯一郎
京都刑務所長に配置換する
（喜連川社会復帰促進センター総務部長）同　黒木　昌彦
松江刑務所長に昇任させる
（札幌矯正管区第一部長）同　中間　篤則
島根あさひ社会復帰促進センター長に転任させる
（姫路少年刑務所長）同　國村　稔記
岡山刑務所長に配置換する
（仙台矯正管区第一部長）同　庄内谷三紀
広島刑務所長に転任させる
（福岡拘置所小倉拘置支所長）同　森　哲也
山口刑務所長に昇任させる
（名古屋刑務所処遇部首席矯正処遇官（処遇担当））同　藤井　泰文
岩国刑務所長に昇任させる
（福岡刑務所処遇部長）同　長屋　栄治
徳島刑務所長に配置換する
（名古屋矯正管区第二部長）同　小川　雅之
高松刑務所長に転任させる
（横浜刑務所長）同　小嶌　一平
福岡刑務所長に配置換する
（栃木刑務所処遇部首席矯正処遇官（処遇担当））同　岡村　智恵
麓刑務所長に昇任させる
（仙台矯正管区首席管区監査官）同　外尾　健一
松本少年刑務所長に転任させる
（大阪矯正管区首席管区監査官）同　津村　陽一
姫路少年刑務所長に転任させる
（大阪刑務所総務部長）同　上田　智久
京都拘置所長に昇任させる
（大阪矯正管区第二部長）同　齋藤　行博
大阪拘置所長に転任させる
（東京拘置所処遇部首席矯正処遇官（特別警備担当））同　鈴木　信輝
広島拘置所長に昇任させる
（横浜刑務所総務部長）同　岡本　智成
福岡拘置所長に配置換する
（広島矯正管区第三部長）同　平原　政直
法務教官（北海少年院長）に転任させる
（和泉学園泉南学寮長）法務教官　大門　貴彦
喜連川少年院長に昇任させる
（豊ケ岡学園長）同　瓜生田ゆき
榛名女子学園長に配置換する
（久里浜少年院長）同　大熊　直人
多摩少年院長に配置換する
（こども家庭庁支援局虐待防止対策課企画官）内閣府事務官　上野　友靖
法務教官（久里浜少年院長）に転任させる
（法務省矯正局総務課企画調整官）法務事務官　髙橋　寛典
法務教官（新潟少年学院長）に昇任させる
（大分刑務所分類教育部長）法務技官　岡本　悟
法務教官（有明高原寮長）に昇任させる
（奈良少年鑑別所長）同　奥居　信幸
法務教官（駿府学園長）に配置換する
（仙台矯正管区第三部長）法務事務官　工藤　弘人
法務教官（瀬戸少年院長）に転任させる
（丸亀少女の家長）法務教官　筒井　千景
宮川医療少年院長に配置換する
（矯正研修所副所長）法務事務官　大谷　和彦
法務教官（浪速少年院長）に転任させる
（広島少年院貴船原少女苑長）法務教官　須藤　隆行
丸亀少女の家長に昇任させる
（大阪矯正管区第一部職員課長）法務事務官　松永　智井
法務教官（筑紫少女苑長）に昇任させる
（沖縄少年院長）法務教官　村上　勝
大分少年院長に配置換する
（浪速少年院次長）同　溝口　麻美
沖縄少年院長に配置換する
（金沢少年鑑別所長）法務技官　佐藤　健司
仙台少年鑑別所長に配置換する
（宮崎少年鑑別所長）同　渡邊　智昭
宇都宮少年鑑別所長に配置換する
（仙台少年鑑別所長）同　清水　大輔
さいたま少年鑑別所長に配置換する
（静岡少年鑑別所長）同　中田　健児
千葉少年鑑別所長に配置換する
（大阪少年鑑別所長）同　西岡　潔子
東京少年鑑別所長に配置換する
（宇都宮少年鑑別所長）同　向野　里子
東京西少年鑑別所長に配置換する
（法務総合研究所研究部主任研究官）法務事務官　松本　誠司
法務技官（長野少年鑑別所長）に転任させる
（和歌山少年鑑別所長）法務技官　三浦　公士
静岡少年鑑別所長に配置換する
（鹿児島少年鑑別所長）同　立川　晃司
金沢少年鑑別所長に配置換する
（茨城農芸学院次長）法務教官　仲村　浩
法務技官（岐阜少年鑑別所長）に昇任させる
（高松少年鑑別所長）法務技官　岸本　武士
京都少年鑑別所長に配置換する
（大阪矯正管区第三部長）法務事務官　吉田　里日
法務技官（大阪少年鑑別所長）に転任させる
（福岡矯正管区第三部長）同　等々力伸司
法務技官（神戸少年鑑別所長）に転任させる
（川越少年刑務所さいたま拘置支所長）同　鴨川　真典
法務技官（奈良少年鑑別所長）に昇任させる
（徳島少年鑑別所長）法務技官　里見　聡
和歌山少年鑑別所長に配置換する
（横浜刑務所教育部長）法務事務官　田中　大介
法務技官（松江少年鑑別所長）に昇任させる
（松江少年鑑別所長）法務技官　廣藤　尚英
岡山少年鑑別所長に配置換する
（福岡少年鑑別所小倉少年鑑別支所長）同　服部　麻理
山口少年鑑別所長に昇任させる
（島根あさひ社会復帰促進センター総務部長）法務事務官　三浦　英輝
法務技官（徳島少年鑑別所長）に昇任させる
（高知少年鑑別所長）法務技官　寺西　晶
高松少年鑑別所長に配置換する
（加古川学園次長）法務教官　竹内　博之
法務技官（高知少年鑑別所長）に昇任させる
（山口少年鑑別所長）法務技官　濵田　祥一
長崎少年鑑別所長に配置換する
（筑紫少女苑長）法務教官　牟田　和弘
法務技官（大分少年鑑別所長）に配置換する
（島根あさひ社会復帰促進センター更生支援企画官）法務事務官　竹内　公成
法務技官（宮崎少年鑑別所長）に昇任させる
（神戸刑務所分類審議室長）法務技官　宮内　仁儀
鹿児島少年鑑別所長に昇任させる
（東北地方更生保護委員会委員）地方更生保護委員会委員　猪野　潤一
北海道地方更生保護委員会委員に配置換する
（四国地方更生保護委員会委員長）同　辻　裕子
東北地方更生保護委員会委員長に配置換する
（青森保護観察所長）法務事務官　野尻　実
地方更生保護委員会委員（東北地方更生保護委員会委員）に任命する
古川　芳昭
地方更生保護委員会委員（関東地方更生保護委員会委員長）に任命する
坂上　節　柴田　由佳　西元　雅夫
地方更生保護委員会委員（関東地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）
（近畿地方更生保護委員会委員）地方更生保護委員会委員　浦野　浩昭
（中国地方更生保護委員会委員）同　上岡　靖之
（九州地方更生保護委員会委員）同　仲野　智之
関東地方更生保護委員会委員に配置換する（各通）
（東北地方更生保護委員会委員）長　同　瀧澤千都子
中部地方更生保護委員会委員長に配置換する
鈴木　庄市
地方更生保護委員会委員（近畿地方更生保護委員会委員長）に任命する
中村　英雄　藤丸　知子
地方更生保護委員会委員（近畿地方更生保護委員会委員長）に任命する（各通）

（関東地方更生保護委員会委員）
地方更生保護委員会委員　小林　孝幸
近畿地方更生保護委員会委員に配置換する　藤崎　恭子
（静岡保護観察所長）法務事務官　石井　法子
（和歌山保護観察所長）同　豊島　浩文
（高松保護観察所長）同　谷本　誠司
地方更生保護委員会委員（中国地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）
（近畿地方更生保護委員会委員）
地方更生保護委員会委員　古山　正成
四国地方更生保護委員会委員長に昇任させる
（神戸保護観察所長）法務事務官　小椋　順一
（奈良保護観察所長）同　細木　直久
地方更生保護委員会委員（九州地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）
（名古屋保護観察所次長）同　小竹小百合
中部地方更生保護委員会事務局長に転任させる
（水戸保護観察所長）同　小出　有二
九州地方更生保護委員会事務局長に転任させる
（仙台保護観察所長）同　渡邉　一仁
札幌保護観察所長に配置換する
（大阪保護観察所企画調整課長）同　泉　佳孝
函館保護観察所長に昇任させる
（函館保護観察所長）同　佐藤　康博
旭川保護観察所長に配置換する
（秋田保護観察所長）同　正木　勉
青森保護観察所長に配置換する
（法務省大臣官房秘書課広報室長）同　田代　晶子
仙台保護観察所長に転任させる
（さいたま保護観察所次長）同　富田　潤一
秋田保護観察所長に昇任させる
（法務省保護局総務課精神保健観察企画官）同　宮澤　由紀
水戸保護観察所長に転任させる
（法務省保護局更生保護振興課企画調整官）同　中島　祐司
宇都宮保護観察所長に昇任させる
（仙台保護観察所次長）同　綿引久一郎
新潟保護観察所長に昇任させる
（中部地方更生保護委員会事務局長）同　宇井総一郎
静岡保護観察所長に転任させる
（千葉保護観察所次長）同　柳沢真希子
福井保護観察所長に昇任させる
（鹿児島保護観察所長）同　佐藤　好行
津保護観察所長に配置換する
（近畿地方更生保護委員会事務局次長）同　西﨑　勝則
大津保護観察所長に転任させる
（九州地方更生保護委員会事務局長）同　手塚　徹
神戸保護観察所長に転任させる
（福井保護観察所長）同　岡野みづほ
奈良保護観察所長に配置換する
（大阪保護観察所次長）同　別木　寛
和歌山保護観察所長に配置換する
（名古屋保護観察所企画調整課長）同　神谷　昌利
鳥取保護観察所長に昇任させる
（大津保護観察所長）同　宮山　芳久
高松保護観察所長に配置換する
（中国地方更生保護委員会事務局総務課長）同　料治謙一郎
高知保護観察所長に昇任させる
（福岡保護観察所北九州支部長）同　山口　範之
佐賀保護観察所長に昇任させる
（高知保護観察所長）同　藤本　健一
鹿児島保護観察所長に配置換する
（九州地方更生保護委員会委員）
地方更生保護委員会委員　木下　悟
更生保護法第十八条の規定による任期の満了により令和七年四月一日限り退職（以上四月一日）　杉原　武
地方更生保護委員会委員（中部地方更生保護委員会委員）に任命する　瀬口　和幸
地方更生保護委員会委員（九州地方更生保護委員会委員）に任命する
（近畿地方更生保護委員会委員）
地方更生保護委員会委員　岸　弥
更生保護法第十八条の規定による任期の満了により令和七年四月二日限り退職　辻　恵介
中央更生保護審査会委員に任命する（以上四月二日）　加畑　久子　小林　宏治
地方更生保護委員会委員（近畿地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）（四月三日）
（東京地方検察庁検事）検事　川井　啓史
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
（宇都宮地方検察庁栃木支部長兼宇都宮地方検察庁足利支部長）同　矢野　諭
東京地方検察庁検事に配置換する
宇都宮地方検察庁足利支部勤務を免ずる
宇都宮地方検察庁足利支部長を免ずる
（静岡地方検察庁浜松支部検事）
同　武田　純一
東京地方検察庁検事に配置換する
（新潟地方検察庁検事兼新潟地方検察庁新発田支部長）同　橋本　映司
東京地方検察庁検事に配置換する
新潟地方検察庁新発田支部勤務を免ずる
新潟地方検察庁新発田支部長を免ずる
（東京地方検察庁検事）同　秋間　俊一
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
（同）同　松尾　円
横浜地方検察庁検事に配置換する
（同）同　鈴木香代子
（同）同　近嵐　晃司
さいたま地方検察庁検事に配置換する（各通）
（横浜地方検察庁検事）同　土屋　大気
宇都宮地方検察庁検事に配置換する
宇都宮地方検察庁栃木支部勤務を命ずる
宇都宮地方検察庁栃木支部長を命ずる
かねて宇都宮地方検察庁足利支部勤務を命ずる
かねて宇都宮地方検察庁足利支部長を命ずる
（東京地方検察庁立川支部検事）
同　大川　宗賢
静岡地方検察庁検事に配置換する
静岡地方検察庁浜松支部勤務を命ずる
（新潟地方検察庁検事）同　歸山　俊祐
かねて新潟地方検察庁新発田支部勤務を命ずる
かねて新潟地方検察庁新発田支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　石川雄一郎
大阪地方検察庁検事に配置換する（以上四月十四日）

官庁報告

国家試験

令和７年普及指導員資格試験の実施

農業改良助長法施行規則（平成17年農林水産省令第４号。以下「施行規則」という。）第６条の規定に基づき、令和７年において実施する普及指導員資格試験（以下「試験」という。）に関し、次のように公表する。

令和７年５月２日　農林水産大臣　江藤　拓

１　試験方法

試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる方法により行う。なお、口述試験は、書類審査及び筆記試験に合格した者に対して実施する。

(1)　書類審査

施行規則第７条の規定により提出された業績報告書に記載された農業又は家政（以下「農業等」という。）に関する実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの判定を行う。

(2)　筆記試験

次に掲げる課題について行う。

ア　審査課題ア（必須項目）

農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

農業概論（食料・農業・農村をめぐる情勢、食料・農業・農村に関する政策、農業技術・経営及び農村生活に関する知識、知的財産権に関する知識）

イ　審査課題イ（選択項目）

下記項目のうちから受験者が１項目を選択して受験するものであって、農業等に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する内容のもの

作物、園芸、畜産、土壌及び肥料、植物保護、労働・機械及び農作業、地域計画、流通及び加工、経営管理

ウ　審査課題ウ（必須項目）

農業の現場における課題を解決するのに必要な地域の現状の把握、普及指導計画の策定及び現場の指導等に関する企画立案の能力並びに普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する内容のもの

⑶　口述試験

面接により、農業の現場における課題を解決するのに必要な専門的知識、意欲及びコミュニケーション技術等を有するか否かの判定を行う。

2　受験資格

試験を受けることができる者は、施行規則第４条第１項各号のいずれかに該当する者（同条第２項の規定の適用を受ける者を含む。）である。

3　試験の実施期日及び場所

⑴　筆記試験

ア　実施期日

令和７年８月19日　14：00～16：00　審査課題イ
令和７年８月20日　10：00～12：00　審査課題ア
令和７年８月20日　13：30～16：00　審査課題ウ

イ　場　　所　試験地は札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市のうちで別途受験者に対して通知する場所

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。その場合は、その旨を公表し、又は通知する。

⑵　口述試験

ア　実施期日　令和７年11月25日から11月28日までの間において別途受験者に対して通知する日

イ　場　　所　試験地は札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市のうちで別途受験者に対して通知する場所

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

4　受験手続

⑴　受験願書の受付期間

受験願書の受付期間は令和７年５月７日から６月６日までとし、受付期間を過ぎて提出された受験願書は受け付けない。郵送により提出された受験願書は、令和７年６月６日までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑵　受験願書の添付書類

受験願書（１部）の添付書類は、次に掲げるものとする。

ア　施行規則第７条第１項各号に掲げる書類（１部）

イ　選択項目名を記載した書類（１部）

ウ　平成17年４月１日前に農業改良助長法の一部を改正する法律（平成16年法律第53号）による改正前の農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の３第２項に規定する改良普及員資格試験に合格した者（農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第９号）による改正前の農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）附則第２項の規定により改良普及員資格試験に合格した者とみなされた者を含む。）にあっては、改良普及員資格試験又は蚕業改良指導員の任用に関する資格試験の合格証書の写し又は合格証明書（１部）

エ　ア及びウの書類の証明事項として出願者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合は、改姓又は改名があったことを証明する書類（１部）

オ　写真（１枚）

カ　外国における教育機関の卒業若しくは修了又は行政機関等の在職期間に関する認定を受けようとする者にあっては、施行規則第５条第３項に規定する認定申請書（１部）

⑶　受験願書等の提出方法

受験願書及びその添付書類は、次に掲げる方法により提出する。

ア　郵送する場合

封筒の表面に「普及指導員資格試験受験願書在中」と朱書し、農林水産省農産局農産政策部技術普及課（東京都千代田区霞が関一丁目２番１号）あてに簡易書留扱いにして郵送する。

イ　持参する場合

農林水産省農産局農産政策部技術普及課まで持参する。

ウ　メールを使用する場合

普及指導員資格試験願書受付用メールアドレス（shikakushiken_hukyu@maff.go.jp）あてにパスワードを付した電子ファイルを添付し、別メールでパスワードを送付する。

⑷　受験願書等の追完

受験願書及びその添付書類に不備があるときは、その追完を求める。この場合において、求めに応じて追完が行われないときは、受験願書を受理しない。

⑸　受験手数料

受験手数料は、徴収しない。

5　受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付し、筆記試験の場所を通知する。

6　書類審査及び筆記試験の合否通知

書類審査及び筆記試験の合否は、令和７年11月上旬に通知する。その際、合格者に対しては、口述試験の実施期日及び場所を通知する。

7　合格者の発表等

口述試験の実施後一月以内に、合格者の受験番号を農林水産省ホームページの政策情報＞農業生産＞普及事業＞資格試験情報　内（https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_siken/index.html）にて公表する。

また、合格者には、合格証書を交付する。

8　個人情報の取扱い

受験願書及びその添付書類に記入された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務のために使用する。

9　その他

⑴　受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ること。

⑵　受験資格、受験手続等の詳細については、農林水産省ホームページに掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、農林水産省農産局農産政策部技術普及課（03―3502―6460）に問い合わせるものとする。

なお、受験案内の郵送を希望する者は、封筒の表面に「普及指導員資格試験受験案内請求」と朱書し、その送付先を記載の上、180円切手を貼付した返信用封筒（角形２号240㎜×332㎜）を同封して申し出ること。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第２１号

山形県酒田市千日町17番12号　ヒルサイドテラス205号

債務者　齋藤　康彦

1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲野　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月７日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第３６号

山梨県甲府市下今井町４番地４

債務者　堀内　綾美

1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　英輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月17日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１４号

山梨県都留市四日市場539番地

債務者　蔵野　　勇

1　決定年月日時　令和７年４月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　信崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和７年（フ）第８４号

北九州市戸畑区土取町８番20―706号

債務者　花本　奈実

1　決定年月日時　令和７年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江弘美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月１日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第５５号

大阪府泉佐野市鶴原1946番地　鶴原中央住宅８―306

債務者　ティワリ晴美（旧姓東口）

1　決定年月日時　令和７年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福下　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１４４号

福岡県遠賀郡芦屋町芦屋1445―１航空自衛隊芦屋基地、住民票上の住所岐阜県各務原市那加官有地無番地（自衛隊第13高射隊内）

債務者　三坂　大也

1　決定年月日時　令和７年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲地　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月２日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１６号

岩手県一関市真柴字中田185番地77

債務者　菅原　伸恵

1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森﨑　信介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和７年（フ）第５７号

宮城県大崎市古川小稲葉町３番61号

債務者　大和　謙一

1　決定年月日時　令和７年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月10日午前11時25分
5　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第１４７６号

大阪市西区九条１丁目28番１―603号

債務者　中山　愼介

1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月３日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５３３号

大阪府守口市長池町４番１―201号

債務者　仲村　貴司

1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月３日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８１号

大阪府泉佐野市本町６番10号

債務者　川田　　滋

1　決定年月日時　令和７年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２２９号

神戸市兵庫区菊水町９丁目11番14号宝パナハイツ1234

債務者　原井　和美

1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲谷　仁志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７１２号

横浜市港北区日吉３丁目19番31号　レフィナード日吉102

債務者　須田　秀一

1　決定年月日時　令和７年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月23日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８５号

奈良市南紀寺町３丁目139番地の９

債務者　ＯＮＥ　ＳＥＲＶＩＣＥこと　武内来夢

1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月７日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和７年６月23日まで
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第３１号

岐阜県多治見市脇之島町６丁目104番地の14

債務者　桑下　拓也

1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　真仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年６月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和６年（フ）第４０１号
静岡県裾野市深良732番地の１
債務者　杉山　　勝
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿久根展大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午後４時
５　免責意見申述期間　令和７年６月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１０３号
佐賀市久保泉町大字下和泉2450番地５
債務者　舩津　和弘
１　決定年月日時　令和７年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小畑雄一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年６月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第８８号
熊本県合志市須屋256番地７
債務者　荒木香寿美
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古城　里美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午前11時
５　免責意見申述期間　令和７年６月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３６号
青森県南津軽郡田舎館村大字川部字中西田30番地58、住民票上の住所青森県北津軽郡板柳町大字福野田字増田４番地３
債務者　佐々木永子
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　葛西　　聡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午前10時
５　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和６年（フ）第３９７２号
大阪府寝屋川市下神田町18番１―303号
債務者　泉谷　　空
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北村真由美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月10日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４８９号
大阪市鶴見区今津南２丁目３番23号　サンクチュアリ鶴見　102
債務者　目黒　美宥（旧姓萬谷）
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　　剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月10日午後２時20分
５　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１４６２号
大阪市中央区高津３丁目５番１―1003号
債務者　山本信太郎
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小澤　　拓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月10日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２０４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野948番地１県営杉戸下野団地２―101
債務者　伊藤　隆行
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若生　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月11日午前11時10分
５　免責意見申述期間　令和７年６月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１４号
福岡県直方市大字下境3589番地、住民票上の住所福岡県直方市津田町１番５号
債務者　中西　雅美
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　敦史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年６月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第１２７２号
大阪府吹田市上山田６番１―502号
債務者　東　祥太郎
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中本　隆久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午後２時10分
５　免責意見申述期間　令和７年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６９号
奈良市富雄泉ヶ丘５番６号
債務者　ベンリ社アップルこと　水島　和範
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北岡　秀晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和７年６月30日まで
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２９１号
堺市中区八田北町500番地６　尾崎ビル３Ｆ
債務者　末永工業こと　末永　弘樹
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小美野達之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月17日午前10時
５　免責意見申述期間　令和７年７月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第４０号
島根県安来市赤江町1772番地３
債務者　加賀　亮徳
１　決定年月日時　令和７年４月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　修一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月８日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
松江地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６４号
岐阜市北野東504番地
債務者　田代　竜太
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　和久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月８日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第５２号
愛知県刈谷市西境町前山219番地、前住所愛知県刈谷市井ケ谷町後口田50番地４
債務者　ＥＭＩカンパニー髙木鉄筋こと　髙木江美子
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　夛田　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月22日午後２時
５　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１６号
長野県岡谷市本町２丁目６番33号
債務者　森谷　知格
１　決定年月日時　令和７年４月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹村　　隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月16日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和７年（フ）第１４７３号
大阪市此花区酉島１丁目16番４―402号
債務者　井上水産こと　井上　竜一
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田興治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月24日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３０号
愛知県新城市字屋敷103番地２
債務者　北川　裕久
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　佳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第２７６号
京都市左京区浄土寺上馬場町96番地
債務者　田中　善晶
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　源力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１６６号
愛知県西尾市吉良町富好新田井戸東18番地１、前住所愛知県西尾市伊藤４丁目５番地５
債務者　鳥居　　生
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　和香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月12日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年７月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第３６号
北海道帯広市西20条南３丁目39番12号
債務者　吉田早都美
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第４１号
北海道帯広市西16条南４丁目12番22号　パッション164―101号室
債務者　高金みゆき
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第３０号
盛岡市天神町11番25号　Ｉ・Ｍ天神102号、前住所盛岡市上田２丁目９番32号　メッツ上田202号
債務者　細川　まき
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第７７号
盛岡市乙部４地割20番地４
債務者　吉田　　心
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第９３号
盛岡市上堂３丁目18番19号　花咲苑、前住所岩手県滝沢市砂込851番地５　リンデンバウム201号
債務者　石原　敏洋
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第１５号
秋田県横手市八幡字上長田70番地23　レジデンス上長田102号室
債務者　松井　優衣
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和７年（フ）第２１号
秋田県横手市城南町11番25号、前住所神奈川県相模原市中央区富士見３丁目９番９号　フレンドポート淵野辺Ｉ　101
債務者　髙橋　友菜
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和７年（フ）第６０号
群馬県太田市大原町195番地５
債務者　和田　美咲
1　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第６７号
群馬県太田市市場町592番地２　加藤ハイツＡ―106号、前住所群馬県太田市東新町497番地７
債務者　関口　知明
1　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第３３３号
東京都日野市神明４丁目12番地の１ハイツヒロ201
債務者　佐藤　壮謹
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第８３号
静岡県伊豆の国市宗光寺662番地の61
債務者　宮本　加奈
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１１３号
静岡県田方郡函南町上沢651番地の４　メゾンオギワラ101
債務者　小林　由武
１　決定年月日時　令和７年４月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第２０号
岡山県美作市豆田51番地３
債務者　髙本　正樹
１　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで　岡山地方裁判所津山支部

令和７年（フ）第２１号
岡山県津山市綾部385番地12
債務者　則本　順子
１　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで　岡山地方裁判所津山支部

令和７年（フ）第９１号
香川県東かがわ市西山471番地１
債務者　長田　華奈
１　決定年月日時　令和７年４月18日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１１７号
香川県高松市瓦町２丁目１番地29　高森マンション402
債務者　ＰＡＤＯＮＡＮ　ＲＥＧＩＮＡＬＤ　ＥＬＩＳＡＮ
１　決定年月日時　令和７年４月18日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第６５号
長崎県長崎市北陽町８番８号　サンハイツ北陽201、旧住所長崎県長崎市青山町15番19号クレゾンタム青山201
債務者　濵口志津香
１　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３８号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目24番38号　アーバンハイツ札元103号
債務者　小高峰由里子（旧姓児玉）
１　決定年月日時　令和７年４月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第４号
北海道様似郡様似町字鵜苫617番地
債務者　熊谷　寅泰
１　決定年月日時　令和７年４月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和７年（フ）第５号
北海道幌泉郡えりも町字本町115番地の１
債務者　工藤　一枝
１　決定年月日時　令和７年４月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和７年（フ）第７号
北海道日高郡新ひだか町静内末広町２丁目５番27号
債務者　徳田真由美
１　決定年月日時　令和７年４月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和７年（フ）第５２号
北海道苫小牧市川沿町１丁目４番14号　ハイツたんぽぽＦ号
債務者　髙山　和也
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

令和７年（フ）第２２９号
宮城県宮城郡利府町葉山１丁目52番地１　葉山住宅804号
債務者　尾形　裕美（旧姓小野寺）
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２６０号
仙台市泉区山の寺２丁目29番17号　ＣＯＳＭＩＣ－Ｉ－102
債務者　蹴揚美代子（旧姓中）
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２６７号
宮城県亘理郡亘理町字下茨田52番地１　町営住宅３－201、従前の住所宮城県亘理郡亘理町字上浜街道９番地１　町営住宅１－302
債務者　嶋田麻由美
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２７５号
仙台市泉区将監６丁目３番３－46号
債務者　田部井潮人
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第３０７号
宮城県名取市ゆりが丘５丁目１番地の26、従前の住所東京都足立区綾瀬４丁目５番16号ハイツますお202
債務者　平松ジュノ
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第３２６号
仙台市太白区坪沼字境田54番地の２
債務者　菅原　千尋
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第４１９号
仙台市青葉区宮町４丁目９番７－305号
債務者　土田　正子
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第４３６号
仙台市青葉区中山８丁目14番３－102号
債務者　歌里　怜央
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第３７号
秋田市泉南３丁目23番17号　タウニィ上の町203
債務者　小川　大史
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５１号
秋田市大町３丁目３番45号　エステートビル202
債務者　北村亜衣子
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第９号
福島県相馬市磯部字上ノ台141番地の10
債務者　松川　正弘
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和７年（フ）第２号
石川県輪島市三井町洲衛９－27－７　雄飛寮327、住民票上の住所和歌山県和歌山市三葛699番地２（申立時の住所）東京都八王子市館町1097　舘ヶ丘団地１－11－214号室
佐々木方
債務者　山建こと　山田　泰也
1　決定年月日時　令和７年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
金沢地方裁判所輪島支部

令和７年（フ）第１０号
山梨県甲斐市西八幡3987－15　ネオライフ西八幡　２－Ｃ、住民票上の住所山梨県甲府市高畑２丁目３番28号　山ヱハイツ203
債務者　深澤　行雄
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第５７号
山梨県山梨市万力1184番地
債務者　伊奈　京子
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第７１号
山梨県甲府市上石田２丁目31番14号
債務者　名執　正國
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２７号
長野県千曲市大字屋代673番地18
債務者　丸山　隆道
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
長野地方裁判所上田支部

令和７年（フ）第１５号
長野県飯田市北方3491番地71
債務者　佐藤　良子
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和６年（フ）第２３３号
静岡県富士宮市猪沢54番地の６
債務者　内田　君江
1　決定年月日時　令和７年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第２９号
静岡県富士宮市淀師1665番地の５
債務者　田中　宏明
1　決定年月日時　令和７年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第４８号
静岡県富士市厚原853番地の１
債務者　橘田　実希
1　決定年月日時　令和７年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第１６４号
兵庫県姫路市飾磨区今在家904番地　ラヴィアンローズ１号、従前の住所兵庫県三田市つつじが丘北１丁目19番地５
債務者　北村　梨恵（旧姓太田）
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１６号
鳥取県倉吉市中河原143番地16
債務者　山根　　満
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

令和７年（フ）第８２号
岡山市北区東野山町13番25号
債務者　井上　弘和
１　決定年月日時　令和７年４月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１７３号
岡山市北区御津野々口267番地１　ハアラン御津202号室
債務者　神谷　智徳
１　決定年月日時　令和７年４月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１８２号
岡山市中区浜455番地５　ガーデンヒルズ岡山Ｃ101
債務者　香西　悠貴
１　決定年月日時　令和７年４月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３４号
宮崎県都城市下長飯町5603番地１　市営下長飯団地48－４－188
債務者　大村　月江
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第２８号
鹿児島県鹿屋市新生町１番28－１号
債務者　中本　真由
１　決定年月日時　令和７年４月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第３５号
鹿児島県鹿屋市上谷町13番16号
債務者　池畑　紘子
１　決定年月日時　令和７年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第３９号
鹿児島県肝属郡東串良町川東4464番地
債務者　出水　人志
１　決定年月日時　令和７年４月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第１２号
沖縄県那覇市識名２丁目９番30号　エリスリーナ301
債務者　森田　優子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　令和７年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第２７号
青森県八戸市柏崎１丁目６番42号　ハイツ柏崎103
債務者　盛　　美鈴
１　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第３３号
茨城県牛久市さくら台１丁目19番地４（エディフィス102）
債務者　柳田　和行
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和７年（フ）第３４号
茨城県牛久市さくら台１丁目19番地４（エディフィス102）
債務者　柳田とし子
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和７年（フ）第７００号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目21番13－205号
債務者　大西　直樹
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８３５号
横浜市旭区本宿町96番地54
債務者　辻　綾弥香
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７３号
山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1362番地23コーポ依田104
債務者　伴　　政典
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４５号
三重県鈴鹿市自由ヶ丘１丁目16番12号
債務者　東川　美幸
1　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第４７号
三重県津市河芸町浜田860番地　グリーンヒルかわげ305号
債務者　松村　秀子
1　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第４９号
三重県津市一志町片野349番地１　ロイヤルハートピア４Ｅ
債務者　奥野久美子
1　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５７号
三重県津市豊が丘２丁目９番３号
債務者　伊藤　　良
1　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第７９号
滋賀県栗東市大橋４丁目５番20号
債務者　海岸美奈子
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８０号
滋賀県栗東市大橋４丁目５番20号
債務者　當房　尚海
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８１号
滋賀県甲賀市甲南町葛木958番地　医療法人社団　仁生会　甲南病院、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町梅が丘３番14号
債務者　伊藤ソヨ子
法定代理人成年後見人　西尾　裕貴
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９７号
大津市皇子が丘３丁目１番６―403号
債務者　大本　　薫
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２９９号
京都市下京区中堂寺櫛笥町21番地４　リフレス京都五条　304
債務者　谷山　佳那
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第３９３号
京都市南区東九条南河辺町83番地２　カーサ烏丸十条107、前住所京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町49番地　丸昌ハイツ　301
債務者　日比野祐二
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第５０号
鳥取県鳥取市吉成１丁目４番34号
債務者　三谷　和美
1　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３９号
鳥取県米子市旗ヶ崎２丁目６―31、住民票上の住所大阪府東大阪市長堂３丁目７番29―405号
債務者　細田　美和
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第２５１号
広島県山県郡北広島町春木481番地１
債務者　堀尾すみ子
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２９号
愛媛県四国中央市上柏町90番地３　東春光荘11号
債務者　森　由香理
1　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第１０９号
熊本市東区戸島西５丁目２番１―403号　市営戸島団地１Ｃ―１
債務者　井出　英明
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１５３号
熊本市東区御領６丁目９番８―203号　メゾン上野
債務者　古川　正広
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１０１号
宮崎市鶴島３丁目71番地２　モントレ宮崎401号
債務者　児玉　剛紀
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１１６号
宮崎市城ケ崎３丁目３番地１　ルミナス荘苑702号
債務者　岩切　利彦
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和６年（フ）第４４０号
沖縄県那覇市三原１丁目４番30―301号　とみはら産業ビル
債務者　宮里比呂美
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第６９号
沖縄県那覇市宇栄原４丁目18番１―303号　宇栄原市営住宅１
債務者　山　哲仁
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第８６号
沖縄県沖縄市宮里３丁目24番５号　金城アパート203
債務者　玉那覇留美子
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月17日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和６年（フ）第５９９４号
大阪市淀川区加島２丁目２番40号
債務者　増満　広大
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１２１７号
大阪市東淀川区淡路２丁目１番３―504号
債務者　吉本　正弘
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１２６１号
大阪市西区北堀江３―10―17　ＴＨＥ　ＨＩＧＨ　ＨＯＲＩＥ　406号室、住民票上の住所大阪市大正区南恩加島６丁目18番７号
債務者　永野さくら
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１２６５号
大阪市東淀川区西淡路４丁目15番16号　朝日荘　Ｅ号
債務者　野口　尚紀
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１４３７号
大阪市此花区西九条５丁目３番14―403号
債務者　福田　　弘
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５１０号
大阪府東大阪市寿町３丁目14番23号　フォーユー東大阪寿
債務者　増井ゑい子
法定代理人保佐人　赤木　直哉
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５６０号
大阪府東大阪市長堂２丁目４―16　花楽園布施　405、住民票上の住所大阪府八尾市安中町１丁目１番13号
債務者　松阪　　大
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５７０号
大阪府茨木市玉櫛２丁目８番505号
債務者　宮川　美喜
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５８８号
大阪市阿倍野区阪南町６丁目１番10号　第３幸栄マンション205号
債務者　渡邊　信也
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５９８号
大阪府高槻市津之江北町14番38号　ひまわり公園マンション101号室、住民票上の住所大阪府高槻市南庄所町５番11号
債務者　藤井健太郎
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１６９２号
大阪市淀川区木川西４丁目２番13号　あけぼの荘　16号
債務者　倉本　泰治
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８号
兵庫県たつの市誉田町長真91番地
債務者　前田　瑞輝
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第２１１号
広島市中区千田町１丁目13番６－302号
債務者　田村　幸栄
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２１４号
広島県廿日市市物見西２丁目９番28―303号
債務者　谷津　寛美
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２２３号
広島市中区大手町５丁目18番12―401号
債務者　尾越　美保
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２９５号
広島市南区皆実町１丁目２番６－405号
債務者　丸山　禎子
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４０号
鹿児島県薩摩川内市里町里3529番地
債務者　塩田　　司
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第３３号
宮城県大崎市古川北町５丁目１番２号　アルセⅡ　105号、従前の住所千葉県船橋市海神１丁目27番７－101号
債務者　佐藤　優大
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第１７７号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地36棟104号、前住所千葉県松戸市松戸2284番地の２　ハイヴェルデ松戸205号
債務者　石井　澄夫
1　決定年月日時　令和７年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１７８号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地36棟104号、前住所千葉県松戸市松戸2284番地の２　ハイヴェルデ松戸205号
債務者　ＪＵＮＧ　ＩＮＳＵＫ　鄭　　仁淑
1　決定年月日時　令和７年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２２８号
千葉県松戸市牧の原２番地の19　牧の原公団住宅１街区22棟618号
債務者　齋藤　　隆
1　決定年月日時　令和７年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２４１号
千葉県柏市豊四季520番地49　パームハイツ104号
債務者　鈴木　雅代
1　決定年月日時　令和７年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２５４号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目４番６－101号ランドフォレスト天王台Ⅰ
債務者　乾　　淳哉（旧姓富永）
1　決定年月日時　令和７年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第７６号
佐賀県多久市多久町2016番地１　しみず園、前住所佐賀市材木２丁目５番29号
債務者　篠原　庄二
1　決定年月日時　令和７年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第７９号
佐賀県神埼市神埼町横武2675番地２エムコーポＤ107
債務者　秀島　英和
1　決定年月日時　令和７年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１１０号
佐賀県小城市芦刈町芦溝14番地５
債務者　土橋美智子
１　決定年月日時　令和７年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第５６号
熊本市東区新南部３丁目10番82号　コウエイビル101
債務者　園田　武尊
１　決定年月日時　令和７年４月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第６９号
熊本市西区島崎３丁目28番７号
債務者　堂福　悠莉
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第７８号
熊本市中央区帯山３丁目１番２―407号　竜蛇平団地２棟
債務者　松島久美代
１　決定年月日時　令和７年４月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第４９３号
さいたま市南区四谷１丁目７番１―305号
債務者　金田　　凌
１　決定年月日時　令和７年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５４６号
さいたま市緑区大字大門2868番地34　アルカサール・アイダ８―102号室
債務者　星野　義高
１　決定年月日時　令和７年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５０号
兵庫県三田市藍本2522番地
債務者　森　　勇馬
１　決定年月日時　令和７年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６９号
神戸市垂水区馬場通８番３号　高丸マンション202号
債務者　武藏　友樹
１　決定年月日時　令和７年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１８５号
神戸市兵庫区三川口町１丁目３番15号　河北プラザ503
債務者　栗原　誠治
１　決定年月日時　令和７年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１５号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多451番地20
債務者　藤本　光雄
１　決定年月日時　令和７年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第５８号
佐賀市蓮池町大字古賀1188番地６　ビレッジハウス佐賀１―101
債務者　堀　紗理奈
１　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第９１号
佐賀県鳥栖市儀徳町2802番地２、前住所佐賀県鳥栖市桜町1199番地２　ウェルヴィラ202
債務者　原　　葉月
１　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３４号
佐賀県西松浦郡有田町立部甲208番地７
債務者　池田　隆行
１　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第４３号
佐賀県西松浦郡有田町泉山１丁目19番17号
債務者　古宮　淳子
１　決定年月日時　令和７年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第２２号
佐賀県唐津市栄町2588番地16　栄町県営住宅Ａ１―26
債務者　瀧下さつき
１　決定年月日時　令和７年４月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和７年（フ）第２６号
佐賀県唐津市呼子町呼子3681番地６
債務者　宮本なおみ
１　決定年月日時　令和７年４月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年６月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和７年（フ）第４７４号
埼玉県新座市栄４丁目８番20号　コーポ山川203号室
債務者　中沢　依子（旧姓仲谷）
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第４９４号
埼玉県川口市元郷６丁目17番７号　アミューズメント21元郷203号
債務者　古澤　利之
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５１４号
さいたま市桜区西堀７丁目23番３号　アビテーションハットリ206号、旧住所さいたま市桜区大字下大久保1135番地　フェリーチェ浦和Ｂ111号
債務者　佐川みさき
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第９４２号
川崎市多摩区堰１丁目18番28号　ハイツセキ201
債務者　三好　初恵
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月23日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３７号
川崎市川崎区下並木45番地　吉浜荘　６号室
債務者　福田　光伸
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月23日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第１３８号
川崎市麻生区白鳥４丁目14番20号　ビューテラス白鳥　110
債務者　中山　洋子
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月23日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第７８号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋865番地の１　湯河原第三共同住宅３―344号
債務者　山本　映子（旧姓小峰）
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第１２４号
熊本市南区南高江４丁目１番14―146号　野越団地１Ｃ―９―146
債務者　山岡ちひろ
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月25日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第９５６号
千葉県柏市松ケ崎328番地23、前住所千葉県柏市松ケ崎1031番地10
債務者　新垣　有那
1　決定年月日時　令和７年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２４号
千葉県松戸市松戸新田357番地の１　フォレナメゾンＡ201号、前住所東京都葛飾区奥戸２丁目17番27号
債務者　岡本　麻依
1　決定年月日時　令和７年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１０１号
千葉県野田市関宿台町2661番地
債務者　新渡　奈央
1　決定年月日時　令和７年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１１３号
千葉県松戸市小金444番地　プラムトクノウ208号
債務者　水島　　光
1　決定年月日時　令和７年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１２１号
千葉県松戸市二ツ木二葉町204番地の７　デュオ二ツ木103号
債務者　長　　弘一
1　決定年月日時　令和７年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１５０号
千葉県柏市東３丁目８番38号　第３コーポ立澤202号
債務者　市川　翔太
1　決定年月日時　令和７年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１６２号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目９番地の４　ジュネパレス松戸第58―205号、前住所埼玉県草加市草加５丁目４番17―214号
債務者　工藤　裕貴
法定代理人保佐人　玉村　公樹
1　決定年月日時　令和７年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１７０号
千葉県松戸市新松戸南３丁目231番地　ハイムコンフォート新松戸103号
債務者　田中　亜紀（旧姓早乙女）
1　決定年月日時　令和７年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１９９号
千葉県我孫子市船戸１丁目８番12号（102号）エステートピア常盤台Ⅱ
債務者　武井　早苗
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２１０号
千葉県柏市豊住５丁目14番２号　カーサコンフォート201号
債務者　大沼　絵美
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２２０号
千葉県野田市中野台242番地の10　サンハイツ中野台Ⅱ101号室
債務者　塩屋　晴男
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２２５号
千葉県流山市南流山７丁目27番地の14　サンモール四番館101
債務者　増田　竜義
1　決定年月日時　令和７年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２３２号
千葉県柏市増尾台１丁目18番63号
債務者　伊原さやか
1　決定年月日時　令和７年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２５６号
千葉県松戸市五香六実249番地の11　第一青木マンション206号、前住所千葉県松戸市松戸新田500番地の８　松戸グリーンハイツ402号
債務者　村上　裕太
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２５７号
千葉県松戸市五香六実249番地の11　第一青木マンション206号、前住所千葉県松戸市松戸新田500番地の８　松戸グリーンハイツ402号
債務者　村上　真衣（旧姓熊田）
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２６８号
千葉県野田市山崎貝塚町２－２　クロスクローバー３　208号、住民票上の住所福島県大沼郡会津美里町新屋敷字村中甲1114番地
債務者　板橋　卓也
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第７号
熊本市南区城南町宮地990番地　クレストール105
債務者　野田　朋子
1　決定年月日時　令和７年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３２号
青森市大字新城字平岡895番地
債務者　岩崎いづみ
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４８号
青森市長島１丁目３番28号
債務者　繁田　隆志
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１４１号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目18番１号203
債務者　濱谷　友貴
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第１４６号
神奈川県厚木市旭町４丁目２番19号
債務者　茂田　　忠
1　決定年月日時　令和７年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年６月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第１１２号
熊本市中央区神水２丁目２番２号　アリビル502
債務者　染森　海那
1　決定年月日時　令和７年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

令和６年（フ）第１５４号
千葉県松戸市松戸新田490番地の12　セジュールＭ・Ｓ102号
破産者　渡部　裕亮
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第５６０号
千葉県松戸市日暮６丁目48番地の４
破産者　株式会社一期一会
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第５６１号
千葉県松戸市日暮６丁目48番地の４
破産者　渡邉　真行
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第５６３号
千葉県野田市山崎1623番地の５
破産者　有限会社テクノバース
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第５６４号
千葉県野田市山崎1623番地の５
破産者　麻生　英一
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第７４２号
千葉県柏市酒井根７丁目８番13号
破産者　株式会社ＡＣＴＹ
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第７４３号
千葉県柏市酒井根７丁目８番13号
破産者　星川　　修
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１０号
千葉県鎌ケ谷市初富96番地20、前住所東京都大田区蒲田１丁目１番７―904号
破産者　浜田　　壮
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１５号
千葉県流山市名都借988番地
破産者　石神　　謙
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２１号
千葉県柏市しいの木台４丁目24番地22
破産者　株式会社ジェイクルーズ
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２２号
千葉県柏市しいの木台４丁目24番地22
破産者　寺田　眞久
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第８１号
福島県会津若松市東年貢１丁目２番13号
破産者　鈴木　洋介
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和６年（フ）第９４０号
千葉県柏市高田775番地１　エントピア高田105号
破産者　石原　章雄
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第４号
千葉県柏市北柏２丁目13番地15
破産者　雄真電通システム株式会社
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第３３８号
秋田県秋田市土崎港西３丁目９番15号
破産者　株式会社ｓｍａｒｔ　ｐｌｕｓ
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第１０８６号
神戸市中央区北長狭通１－２－13
破産者　有限会社クルチュア
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８号
神戸市須磨区妙法寺字石仏谷1161番地の３
破産者　神戸設計工業株式会社
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第６号
熊本市中央区手取本町４番15号みどりやトーキビル１Ｆ
破産者　熊本ネクストソサエティ株式会社
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第１８６４号
札幌市中央区北３条西２丁目
破産者　有限会社北文社
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１８６５号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目４番地
破産者　有限会社北広島印章印刷
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２７２号
茨城県つくば市大角豆2012番地715
破産者　株式会社リバティー
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和６年（フ）第４号
千葉県香取市小見川670番地１　グリーンパレス208
破産者　鞍橋　正樹
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和６年（フ）第２３７号
静岡県伊豆の国市古奈120番地の４
破産者　フルヤ商事合同会社
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第３１３号
静岡県三島市松本128番地の１
破産者　株式会社丸食
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第５７８１号
大阪市東淀川区東中島１丁目17番５号ステュディオ新大阪1051号
破産者　株式会社鐘商
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第１０９９号
大阪府松原市天美東７丁目112番地
破産者　株式会社ｉｎｏｖａｔｉｏｎ
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１２３号
堺市西区神野町二丁１番37号
破産者　株式会社ミキ技建
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第４１３号
兵庫県姫路市北条口２丁目18番地
破産者　山陽運輸株式会社
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第１０８号
岡山県倉敷市福田町古新田720番地３
破産者　４Ｃ’ｓコーポレーション株式会社
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和６年（フ）第１０９号
岡山県倉敷市福田町古新田720番地３
破産者　Ｖｅｇｅｆｒｕ　Ｆａｒｍ株式会社
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和６年（フ）第３６８号
北九州市八幡東区春の町４丁目５番15号
破産者　株式会社日本電算
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第４３０号
北九州市八幡西区森下町11番３号
破産者　相生タクシー有限会社
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第４３１号
北九州市小倉南区東貫３丁目22番17号
破産者　有限会社戸根タクシー
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第４４２号
福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津1535番地の１
破産者　株式会社林建設工業
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第５７６号
熊本市北区弓削４丁目15番21号
破産者　有限会社清和教育総合研究所
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第１１９号
宮城県多賀城市山王字西町浦62番地の４
破産者　多賀城塗装工業株式会社
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和６年（フ）第１６５８号
東京都昭島市玉川町４丁目６番24―202号
破産者　池田　知子
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２０４３号
東京都八王子市大和田町７丁目22番３号リバーサイドM103号
破産者　山岡江利子
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１６７号
東京都町田市山崎町1259番地ライムランド109
破産者　中山　　崇
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第４３号
三重県松阪市久保町836番地５
破産者　宇沢　　工
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

令和６年（フ）第１０２号
三重県松阪市立野町455番地　ロイヤル・アヅサ　103号
破産者　佐藤　與之
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

令和６年（フ）第１０３号
三重県松阪市大黒田町1603番地４、前住所三重県松阪市大口町56番地７
破産者　ｎｏｖｉｃｅ工房こと　奥田　愛望
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

令和６年（フ）第３２５号
三重県三重郡菰野町大字小島1303番地２
破産者　酒庵こやすこと　安井　涼太
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第３３４号
三重県四日市市久保田２丁目６番１号　セジュール久保田202
破産者　辻本　広光
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第１号
三重県桑名市大字和泉902番地　サープラスワンフローラー205、前住所三重県桑名市大山田３丁目10番地19
破産者　東　　和秀
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第５８１２号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目15番16号シェソワ昭和町602号
破産者　株式会社ＫＵＧＩ　ＫＯＵＢＯＵ
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和５年（フ）第３１４号
岡山県井原市七日市町168番地１
破産者　株式会社ノットプライム
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和６年（フ）第３２４号
奈良県北葛城郡上牧町葛城台１丁目６番９号リヴェール葛城台102号室
破産者　高橋　由真
１　決定年月日　令和７年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第３２８号
奈良県葛城市南今市427番地５、前住所奈良県大和高田市中三倉堂１丁目６番25－２号
破産者　吉川　　楓
１　決定年月日　令和７年４月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第８７６号
北九州市八幡西区友田３丁目２番６－306号
破産者　森田　初美
１　決定年月日　令和７年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第８８９号
北九州市八幡西区陣原４丁目15番９号
破産者　大和　嘉枝
１　決定年月日　令和７年４月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第２１８号
福島市丸子字御山越３番地の１ニューシュテール福島704
破産者　佐々木　明
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和６年（フ）第２５８号
福島市笹木野字原端２番地の６
破産者　秋元　真美（旧姓髙橋）
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和６年（フ）第３３７号
山梨県甲府市上石田２丁目１番５号　ダイタ荒川ハイツ１号館401号、前住所山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原2538番地１　セノーテＡ101号
破産者　小倉　愛奈（旧姓佐藤）
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３７１号
山梨県笛吹市春日居町小松855番地161
破産者　安西　裕子
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第８８号
長野県茅野市玉川4340番地２　サンボアンガビレッジ２－Ｄ号
破産者　大内　崇弘
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和６年（フ）第８９号
長野県茅野市豊平1622番地２　ピアストーンⅡＡ201号
破産者　中島　美香
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和６年（フ）第６４６号
神戸市中央区下山手通９丁目８番３－1006号
破産者　世古久瑠美
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１０８７号
神戸市灘区将軍通４丁目１番20号　ＳＡＮＷＡＳＯ　101号、従前の住所神戸市灘区城内通４丁目２番34―602号
破産者　福田　友一
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１１１９号
神戸市長田区雲雀ケ丘３丁目６番２―110号
破産者　ＡＩＫＡオートサービスこと　柳村　彩樹
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９号
神戸市須磨区多井畑南町１―１リブコートフェリス212号、住民票上の住所神戸市須磨区妙法寺字石仏谷1161番地の３
破産者　井上美智子
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第６２８号
熊本市東区渡鹿８丁目８番26号　ナツグランジュ302
破産者　仲村　朋子
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第２３８号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原2910番地の２シャレール儀間207
破産者　内間　　力
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第２３号
札幌市南区真駒内本町２丁目３番１―601号
破産者　田中　秀樹
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第６号
岩手県宮古市津軽石第13地割372番地６
破産者　吉田　秀祈
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和６年（フ）第７２号
岩手県奥州市水沢天文台通り１―24　コーポサカモト201、住民票上の住所岩手県奥州市水沢黒石町字下柳78番地４
破産者　菅原　光洋
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和６年（フ）第１１４号
宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎茂庭町43　小規模多機能ホームりつわ、住民票上の住所宮城県栗原市高清水天王沢12番地２
破産者　石田　行広
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和６年（フ）第１５３号
宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦58番地６　Ｆｉｎ　ｒｉｖｉｅｒｅ103号、従前の住所宮城県石巻市向陽町１丁目４番14号
破産者　佐藤　竜矢
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和６年（フ）第１５８号
宮城県大崎市岩出山上野目字上川原53番地62
破産者　杉澤　英子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和６年（フ）第１６６号
宮城県大崎市古川旭５丁目７番21号　宮城県援護寮、住民票上の住所宮城県加美郡加美町菜切谷字菜切谷前３番地３
破産者　早坂　　翼
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和５年（フ）第１４４号
山形市城西町４丁目14番100号　ハイツフローリア　１Ｃ号、開始決定時の住所山形市城西町４丁目11番５―203号　グランドールＳ
破産者　工藤　京子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和６年（フ）第８６号
福島県会津若松市真宮新町南２丁目138番地
破産者　小澤　靖子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和６年（フ）第１０８号
茨城県小美玉市下玉里1422番地
破産者　久保田　清
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和６年（フ）第２５４号
茨城県石岡市府中２丁目１番32号
破産者　金子　紀江
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和６年（フ）第２７３号
茨城県つくば市大角豆2012番地715
破産者　坂寄　敦子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和６年（フ）第２７７号
茨城県つくば市東光台１丁目14番地11
破産者　江島　玲子
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和６年（フ）第２８９号
茨城県つくば市高見原４－５－７　レオパレスグランシャリオ103、住民票上の住所茨城県つくばみらい市筒戸1166番地
破産者　長塚　和広
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和６年（フ）第２３２号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字新巻1253番地１
破産者　黒田　愛理
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第３４１号
群馬県伊勢崎市宮子町3539番地６　樫の木112
破産者　橋本　　剛
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第３３号
群馬県沼田市沼須町42番地６
破産者　金子　　悟
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和６年（フ）第１７４号
新潟県長岡市蓮潟１丁目９番11号　ラ・フレーズ202、住民票上の住所千葉市中央区道場北１丁目４番４号　レジデンシア楓101号
破産者　岸　　辰哉
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和６年（フ）第１８０号
新潟県長岡市上除町甲200番地６
破産者　井上さおり（旧姓佐々木）
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和６年（フ）第８６号
岐阜県加茂郡川辺町下川辺365番地１
破産者　青木　辰一
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和６年（フ）第１０６号
岐阜県美濃加茂市伊深町259番地１
破産者　渡邉　恵美
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和６年（フ）第４３９号
静岡県伊豆市土肥138番地の１　レジデンス大薮202、前住所静岡県沼津市戸田898番地の16
破産者　戸塚　誠史
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第５１７号
大阪市鶴見区放出東１―25―15、開始決定時大阪市鶴見区鶴見４丁目２番５号　サニーハイツ川端　505号
破産者　Ｓｃｅｎｔこと　川口　慧也
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３７９１号
大阪府交野市幾野３丁目７番17号
破産者　伊藤　忠延
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４０５１号
大阪府吹田市新芦屋上17番Ｊ―1007号
破産者　山下　和雄
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４０５２号
大阪府吹田市新芦屋上17番Ｊ―1007号
破産者　山下すえみ
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４３３５号
大阪市浪速区敷津西１丁目１番23―1204号
破産者　藤澤　美咲
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５２３８号
大阪市東成区東小橋１丁目12番２号　トレジャーハウス玉造　２号
破産者　プライベート整体サロンひかりこと　秋山　暢佑
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５２４６号
大阪府四條畷市南野４丁目13番１号
破産者　植　　昌彦
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５４１７号
大阪市西淀川区姫島２丁目17番23号　Ｌａｕｌｅ’ａ姫島　403号室
破産者　寺西　　健
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５７８２号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番101―1310号
破産者　甲斐　祐二
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５９２１号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番１―803号
破産者　外壁塗装トータルリフォーム大央こと　藤田　貞夫
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５９９２号
大阪府高槻市富田町１丁目30番13―206号
破産者　辻　　愛（旧姓龍見）
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第９９６号
堺市西区鳳北町８丁11番地13
破産者　幸野　真哉
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１００号
大阪府羽曳野市はびきの４丁目10番19号
破産者　井ノ口洋一
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第１１２４号
堺市東区南野田132番地12
破産者　竹本　拓馬
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１０号
堺市中区福田603番地　19―310号
破産者　谷垣内秀典
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第２２１号
兵庫県加古川市加古川町粟津36番地加古川粟津鉄筋１―405号、開始決定時の住所兵庫県加古川市別府町新野辺北町４丁目11番地
破産者　南　　幹雄
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第２６８号
神戸市垂水区塩屋台３丁目８番30―203号、従前の住所兵庫県姫路市余部区下余部276番地１　ファミール永和201号室
破産者　田村　優樹
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第４１４号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台８丁目40番地
破産者　上月理香子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第５１８号
兵庫県姫路市城見台３丁目1111番地20
破産者　Ｄｉａｎａ（ディアーナ）こと　前田　美香
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第６５４号
兵庫県姫路市家島町真浦1942番地
破産者　村角　和子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第１３号
和歌山県日高郡由良町大字網代246番地の１、前住所大阪府堺市中区陶器北817番地１　アルカンシエルⅡ棟102号
破産者　松本　　純
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

令和６年（フ）第２５７号
福岡県久留米市梅満町519番地
破産者　近藤　茂喜
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和６年（フ）第２８８号
福岡県久留米市高良内町2598番地13
破産者　草場　宝恵
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和６年（フ）第２９１号
福岡県久留米市田主丸町豊城1762番地
破産者　綾部　一夫
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和６年（フ）第８１１号
北九州市八幡西区千代ケ崎１丁目４番28―203号
破産者　里　　正彦
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第８６１号
北九州市小倉南区横代南町４丁目11番15号
破産者　立岩　正義
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第２６４号
熊本市南区近見８丁目11番30号　ラ・ドルチェ705
破産者　園田　耕輔
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第３０３号
熊本県上益城郡益城町大字広崎556番地９　テルコーポ広崎Ａ号室
破産者　佐藤　知英
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第２６３号
沖縄県浦添市内間５丁目５番25―303号　メゾンうちま第３
破産者　玉城　英和
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第１９８号
盛岡市肴町11番43―401号
破産者　佐藤　喜一
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和６年（フ）第１２０号
岩手県花巻市西宮野目第５地割434番地２　こざくら住宅１号、旧住所宮城県多賀城市山王字西町浦62番地の４
破産者　鈴木　竜一
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和６年（フ）第１８５号
千葉県山武郡横芝光町栗山4877番地３
破産者　増田　　威
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和６年（フ）第３３６号
新潟市中央区川端町３丁目15番地１　コープ野村川端町Ａ210号
破産者　道端与素市
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（フ）第５１５号
新潟市江南区亀田大月２―１―29　レオパレス大月102、住民票上の住所新潟市南区茨曽根7034番地
破産者　藤井　　剛
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３６０号
石川県河北郡津幡町字中橋イ15番地　ＨＫエパティークⅡ　102号
破産者　新海　　豊
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第９６号
岐阜県恵那市大井町1961番地６　ピーフルＤ棟101号室
破産者　酒井　志保
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和６年（フ）第１９２号
大津市衣川３丁目９番19号　クレスト天神304、開始決定時の住所大津市本堅田２丁目17番13号
破産者　仲野　　力
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３７２号
滋賀県草津市西渋川１丁目16番60号
破産者　大久保郁美
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第４２８号
滋賀県甲賀市信楽町神山2519番地１
破産者　樋向　友子
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２４５９号
大阪市西区千代崎２丁目１番１号　701、前住所大阪市西区西本町２丁目１番13―303号
破産者　中村　麻美（旧姓大場）
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３４０５号
大阪府高槻市登町12番Ａ10―103号
破産者　竹内　和範
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４０４０号
大阪府茨木市総持寺駅前町８番18号　マンションかなめ　205号
破産者　タマリンドこと　油谷　康男
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５３１８号
大阪市城東区成育２丁目13番17―202号
破産者　内山　政秀
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５３３２号
大阪府池田市槻木町６―12―401、住民票上の住所大阪府枚方市招提元町３丁目29番20号
破産者　神谷　康次
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５５２４号
大阪府豊中市庄内東町１丁目１番３―806号
破産者　髙橋内装こと　髙橋　翔太
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５８１３号
大阪市阿倍野区文の里２丁目13番18―202号
破産者　山崎　博幸
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０１７号
大阪府枚方市長尾東町２丁目19番２号
破産者　井之上卓也
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０５４号
大阪市天王寺区国分町４番１号　ビルド松浦601号
破産者　松浦　明弘
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０５５号
大阪市天王寺区国分町４番１号　ビルド松浦601号
破産者　松浦エス子
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６６３号
兵庫県加古川市野口町長砂989番地の１　コンフォート加古川102号
破産者　長谷川征嘉
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第２９１号
岡山県倉敷市西富井1088番地13
破産者　倉本　康平
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和６年（フ）第６９６号
広島市安佐南区川内１丁目７番23―201号
破産者　松下　紗弓
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第３０８号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1047番地８　シャトルコーポＡ棟102
破産者　土井　明莉（旧姓渕上）
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３１０号
石川県珠洲市飯田町９部158―７、破産手続開始決定時の住所佐賀県鳥栖市田代外町698番地５　エスポワールＩ番館302
破産者　平山　沙織
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３５１号
佐賀市鍋島町大字八戸3151番地１　プリムヴェール　206
破産者　松石　友紀
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３７４号
佐賀市川副町大字鹿江1267番地15
破産者　西村　　瞳
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３９４号
佐賀市神園３丁目９番３号　クレール神園Ｃ―101
破産者　志岐　昌幸
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３９８号
佐賀県小城市三日月町長神田1865番地11
破産者　山田　洸杜
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１６号
福岡市南区平和２丁目３番34号ドミールグリーンベルＢ102、住民票上の住所佐賀県鳥栖市東町３丁目912番地30
破産者　樋口　雅士
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２０号
佐賀市高木瀬町大字長瀬1582番地５
破産者　中原　浩貴
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第２２０号
長崎県長崎市京泊１丁目21番27号
破産者　村山　紗耶（旧姓他力野）
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３２３号
長崎県長崎市大園町３番６―206号
破産者　宮里　　寿
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第７５６号
熊本市東区長嶺西２丁目15番13号
破産者　須崎　　築
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第５号
大分県宇佐市大字住江635番地の118　公共住江団地２棟406号
破産者　若狭　千夏
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和６年（フ）第４７６号
宮崎市大字鏡洲2047番地
破産者　渡邊　勝行
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

令和６年（フ）第１１３号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町181番地　クランヒューゲルＡ102号
破産者　筒井　光司
１　決定年月日　令和７年４月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第２５号
福島市方木田字葉ノ木立29番地の22
破産者　有限会社ワールド旅行開発
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

令和５年（フ）第３５号
福島県河沼郡会津坂下町字福原前甲4098番地６
破産者　会津菱農株式会社
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和６年（フ）第２４２号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地１
破産者　株式会社下村組
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和５年（フ）第２１７７号
長野県茅野市玉川11400―1104
破産者　株式会社ＣｒｉｃｋｅｔＦａｒｍ
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２０号
札幌市西区八軒１条東１丁目３番１―305号
破産者　田中建設株式会社
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

令和５年（フ）第１９号
北海道日高郡新ひだか町静内古川町２丁目１番20号
破産者　株式会社間を結ぶ
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和６年（フ）第１４９号
北海道旭川市東旭川北一条１丁目３番35号
破産者　株式会社藤井調理部
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１７５号
（最後の住所地）茨城県かすみがうら市宍倉6202番地10　ハートワン霞ヶ浦
破産者　亡笹島利昌相続財産
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和５年（フ）第２１１０号
大阪市福島区福島４丁目２番76号
破産者　チハラ産業株式会社
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２９号
北九州市小倉南区中吉田２丁目５番３号
破産者　株式会社オカベイ
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第１５５号
千葉県匝瑳市栢田7951番地141
破産者　石田　　昇
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和５年（フ）第１７１８号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木289番地町営四ツ谷団地Ｂ―102号、開始決定時の住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木3501番地34
破産者　唯野　　進
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２８７号
金沢市福増町南1149番地
破産者　株式会社ステップアップ
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

令和５年（フ）第３０６号
三重県桑名市星見ヶ丘６丁目912　村林久生様方、住民票上の住所三重県桑名市大字蓮花寺611番地114（旧住所）三重県桑名市大字蓮花寺1000番地16
破産者　橋本真佐子
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第１６３号
三重県桑名市大字大福490番地
破産者　ワールドクサリヤ有限会社
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第２５８号
三重県四日市市三重１丁目18番地、前住所三重県四日市市三重２丁目25番地
破産者　小松　恵子
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第２７１号
三重県桑名市星見ヶ丘８丁目305番地　エスポワール星見ヶ丘Ａ棟101号、居所愛知県豊田市小川町２丁目１番地　小川清風寮6204（旧住所）三重県桑名市星見ヶ丘６丁目913番地
破産者　加賀康次郎
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和５年（フ）第４５０９号
兵庫県姫路市西今宿２丁目５番17号
破産者　株式会社ＢｙＡｙ
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５１６４号
大阪市浪速区塩草３丁目５番１号
破産者　大阪電機株式会社
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第１５７号
長崎市香焼町1070番地19
破産者　有限会社鹿島船舶
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和６年（フ）第６５号
福島県喜多方市字長面3074番地１
破産者　松崎　勝美
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和５年（フ）第３７４号
岐阜県山県市東深瀬2444番地130
破産者　大庭　秀之
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第９６６号
神戸市灘区大和町１丁目２番10―301号
破産者　藤原　睦也
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２４３号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水2089番地３
破産者　下村　一恵
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第４５号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中家25番地
破産者　細金　健一
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和５年（フ）第４号
山形県最上郡鮭川村大字川口14番地
破産者　阿部　一雄
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和５年（フ）第４９号
岐阜県可児郡御嵩町中2183番地３、前住所岐阜県可児市桜ケ丘４丁目33番地
破産者　吉田　文男
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和５年（フ）第１０９号
岐阜県加茂郡八百津町和知995番地２
破産者　杉山　千代
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和６年（フ）第２７１号
静岡県沼津市東椎路1220番地の２　プレゾンⅡ102号室
破産者　小長谷風花
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第３０９３号
大阪市生野区生野西３丁目３番７号
破産者　村上瑠李夏
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５５１号
兵庫県加古川市加古川町河原365番地の３
破産者　大路　光宏
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第１１８号
岡山市南区箕島1209番地４
破産者　中島　　浩
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和５年（フ）第８号
岡山県新見市神郷釜村840番地１
破産者　渡邉　稔之
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所新見支部

令和６年（フ）第４４３号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀209番地ペットビレッジＫＡＴＯ206号、前住所福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津1537番地の８
破産者　林　　正明
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第４８６号
北九州市小倉北区板櫃町16番２―904号、開始決定時の住所北九州市小倉北区井堀１丁目26番23号
破産者　佐々木　洋
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第５９３号
北九州市小倉南区貫弥生が丘１丁目２番22号（201号）
破産者　小幡　宏治
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和５年（フ）第２８４号
静岡県沼津市新沢田町５番13号　ウィスタリアＨＩＲＯ402
破産者　大西　祐次
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第９３号
静岡県三島市中305番地　レアールメゾン加藤102
破産者　藤田　　浩
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和２年（フ）第３００４号
鳥取県米子市古豊千918番地３、開始決定時大阪府枚方市津田駅前２丁目６―15　201クレールＴＳＵＤＡ
破産者　中村久美子
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和５年（フ）第４１６５号
大阪市淀川区東三国４―17―８　グランヴィ新大阪705号、住民票上の住所名古屋市守山区小幡南１丁目23番１―1303号　（シティコーポ小幡駅前）
破産者　金住慎太郎
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第１７５号
岡山県岡山市北区延友419番地２　ｉｓ延友A101
破産者　大上　知春
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和５年（フ）第３１５号
岡山県笠岡市美の浜31番地20、前住所岡山県井原市高屋町２丁目12番地36
破産者　太田　規彦
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和６年（フ）第４０１号
北九州市小倉南区長行東３丁目４番６号（102号）
破産者　福山　光一
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第１５６号
佐賀県多久市東多久町大字別府3356番地13
破産者　中西美恵子
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

令和７年（フ）第１０号
鹿児島県鹿屋市寿１丁目14番４号　アーク緑山Ｂ103号
破産者　小野　聖也
1　決定年月日　令和７年４月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和６年（フ）第２６７号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘２丁目12番地10、前住所奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目18番11号
破産者　岡島　道治
1　決定年月日　令和７年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第２８２号
奈良県橿原市十市町666番地　松下ハイツ103号室
破産者　山崎　彩
1　決定年月日　令和７年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第２８９号
奈良県大和高田市大字奥田155番地　28棟４号
破産者　中窪倶爾子
1　決定年月日　令和７年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第３号
奈良県橿原市土橋町136番地の３　サンハイツ岡本302号室
破産者　沼本　優一
1　決定年月日　令和７年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第１１３号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町181番地　クランヒューゲルＡ102号
破産者　筒井　光司
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第１５４号
千葉県松戸市松戸新田490番地の12　セジュールＭ・Ｓ102号
破産者　渡部　裕亮
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第５６１号
千葉県松戸市日暮６丁目48番地の４
破産者　渡邉　真行
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第５６４号
千葉県野田市山崎1623番地の５
破産者　麻生　英一
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第７４３号
千葉県柏市酒井根７丁目８番13号
破産者　星川　修
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１０号
千葉県鎌ケ谷市初富96番地20、前住所東京都大田区蒲田１丁目１番７―904号
破産者　浜田　壮
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１５号
千葉県流山市名都借988番地
破産者　石神　謙
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２２号
千葉県柏市しいの木台４丁目24番地22
破産者　寺田　眞久
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第５号
鹿児島県鹿屋市王子町3922番地４　北号棟
破産者　山下　蒼羅
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第９号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目27番市２―202号
破産者　今徳　史郎
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第１１号
鹿児島県鹿屋市串良町有里3099番地３　有料老人ホームたくみ
破産者　阿久根　勝
1　決定年月日　令和７年４月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和６年（フ）第２号
千葉県松戸市小金原８丁目29番地の15　エスポワールハイム202号
破産者　戸田　幸男
1　決定年月日　令和７年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第５７４号
千葉県松戸市三矢小台５丁目８番地の15　ストークプラザＯＨ102号
破産者　竹村　知紗
1　決定年月日　令和７年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第９３０号
千葉県松戸市稔台７丁目40番地の17　アパルトマンジョイ202号
破産者　飯塚　英記
1　決定年月日　令和７年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第９３２号
千葉県流山市大字東深井109番地の８　サマックスマロニエＡ―102
破産者　海老原智美
1　決定年月日　令和７年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第９４２号
千葉県野田市山崎744番地の２　ドルトア大塚105号室
破産者　岩本　雄三
1　決定年月日　令和７年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第９６４号
千葉県野田市岩名２丁目20番地の５
破産者　間中真由美
1　決定年月日　令和７年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第８号
千葉県柏市東中新宿４丁目６番30号　サンピア光ケ丘102号
破産者　太田　尚美
1　決定年月日　令和７年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２７号
千葉県松戸市南花島１丁目４番地の３　金子ハイツ202号
破産者　住吉キチヨ
1　決定年月日　令和７年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３６号
千葉県我孫子市青山台２丁目13番８号（202号）　リステル愛葉
破産者　福田亜希子
1　決定年月日　令和７年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第４２号
千葉県柏市南増尾４丁目35番18号　サンシティ西村201号
破産者　寺内　　勝
1　決定年月日　令和７年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第９４０号
千葉県柏市高田775番地１　エントピア高田105号
破産者　石原　章雄
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第４号
山梨県韮崎市中田町中條18番地２
破産者　藤森　賢二
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３３９号
愛知県豊橋市三ツ相町135番地３
破産者　黄檗　三和
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第５号
愛知県豊橋市大岩町字西郷内101番地の１　フレグランス華101号
破産者　松本　孝志
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第６号
愛知県豊橋市小松町172番地２　アルカディア小松303、従前の住所愛知県豊橋市北島町字北島44番地８　北ハイツ201号室
破産者　杉本　舞華
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第１２号
愛知県豊橋市大脇町字大脇13番地９　はーとらいふ二川
破産者　伊藤　勝江
法定代理人成年後見人　特定非営利活動法人豊橋市民成年後見センター
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第１５号
愛知県蒲郡市三谷町若宮176番地１　パークサイド若宮Ａ―101、従前の住所愛知県蒲郡市竹谷町迫89番地１
破産者　郷司　治希
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（フ）第７３２号
神戸市垂水区西舞子２丁目12番63号
破産者　下里　省一
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第８７６号
神戸市北区花山東町２番24―107号
破産者　大橋　祐哉
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第９１６号
神戸市北区西大池２丁目21番２号
破産者　岡田　尚之
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第９３３号
神戸市長田区萩乃町１丁目３番２号　清風荘
破産者　田川　義美
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第９６２号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地52棟1103号
破産者　灘岡　明子
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第９９０号
神戸市長田区上池田３丁目７番41号　エール上池田202号
破産者　鈴川千都世
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１００３号
神戸市垂水区五色山７丁目３番26号、申立時の住所神戸市兵庫区湊川町９丁目６番８号
破産者　田宮　佳菜
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１０２２号
神戸市兵庫区石井町８丁目３番16―203号
破産者　高山摩美こと　李　　摩美
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１０２８号
神戸市須磨区月見山町１丁目３番３号　原田ハイツ102
破産者　田中　真一
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１１０７号
神戸市中央区筒井町１丁目１番１―314号
破産者　平　かよ子
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１１４５号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３　県住６―212号
破産者　小田　晋也
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１１７６号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の11　夢野ハイタウン１―518号、従前の住所大阪府寝屋川市池田旭町９番11―503号
破産者　高橋　陽子
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１５号
神戸市灘区友田町４丁目４番19―504号
破産者　砂橋　美紀
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２０号
神戸市兵庫区福原町30番20―905号
破産者　古田花菜絵
1　決定年月日　令和７年４月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４１号
神戸市北区君影町１丁目２番12―203号
破産者　大庭　意子
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４２号
神戸市北区有野町有野1090番地の１　102号
破産者　木村　正人
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４４号
神戸市東灘区深江南町１丁目17番２―209号
破産者　藤原　和子
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４６号
神戸市中央区元町通６丁目２番２―1301号
破産者　天田百合子
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５２号
神戸市北区鈴蘭台北町７丁目４番16―301号
破産者　西谷　宏治
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５３号
神戸市東灘区鴨子ケ原２丁目14番11―505号
破産者　森岡　真咲
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６１号
神戸市兵庫区湊町１丁目296番地　三木マンション402号
破産者　山中　康裕
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１号
兵庫県揖保郡太子町矢田部27番地６、従前の住所兵庫県明石市二見町西二見1443番地の３アルファスマート西二見駅703号
破産者　松下倫太朗
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第３号
兵庫県たつの市新宮町井野原766番地　市営井野原住宅21号
破産者　本田　賢司
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第４号
兵庫県たつの市新宮町井野原766番地　市営井野原住宅21号
破産者　本田　美以
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第８号
兵庫県たつの市龍野町富永731番地１メイプルコートＩ203号室、従前の住所兵庫県姫路市安富町名坂1221番地
破産者　梅田　友紀
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和６年（フ）第２６０号
奈良県橿原市大久保町333番地の３　メゾン御陵前203
破産者　末永　昌弘
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第２７３号
奈良県橿原市西池尻町336番地の１　リバーションシズ202号
破産者　上田　公一
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第２７７号
奈良県御所市大字小林120番地の53　40号、前住所奈良県御所市大字茅原７番地の５Ａ―101号
破産者　大橋　　唯
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第４８６号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇552番地コーポ島袋303
破産者　吉田　杏菜（旧姓大城）
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第４９７号
沖縄県豊見城市字真玉橋423番地20
破産者　上原　康平
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第１４号
沖縄県那覇市三原２丁目25番22号　ミラコスタ三原301
破産者　久貝　優児
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第２３号
沖縄県那覇市楚辺２丁目16番14号
破産者　喜久川美香
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第２１０９号
札幌市東区北41条東12丁目２番20―206号
破産者　井上　勝善
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２２２０号
札幌市中央区南17条西８丁目２番30―112号
破産者　髙木　由美
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２２８６号
札幌市東区北９条東７丁目１番25―512号
破産者　鹿戸　充子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２３５９号
札幌市北区篠路１条７丁目13番15号　石山晃　方
破産者　時久ふみ子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２４６３号
札幌市清田区真栄３条２丁目９番１―307号
破産者　榎本　　舞（旧姓萬・矢野）
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２９号
北海道江別市新栄台46番地の10　静苑ホーム
破産者　浅野眞由美
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第３２１号
北海道旭川市東光11条５丁目４番３号
破産者　木村　　球
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３２４号
北海道旭川市新富２条２丁目１番３号　パークサイドＣ207
破産者　中　　亮介
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３３１号
北海道旭川市春光台３条３丁目５番24号
破産者　久保　知美
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３３３号
北海道旭川市東光10条１丁目４番18号　カデル１階103号
破産者　伊藤真理子
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３３５号
北海道旭川市旭岡４丁目5774番地の64
破産者　小山内茉耶
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３３７号
北海道旭川市錦町17丁目2660番地の１　ビリープ201号室
破産者　岡林　信弘
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３３９号
北海道旭川市旭町２条７丁目25番地の134　アイリス201号室
破産者　浅井　　徹
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３４１号
北海道旭川市東光14条３丁目２番10号　ポッシュ201
破産者　濱本　秀樹
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３４３号
北海道旭川市東光13条３丁目６番６号　フェリシダＢ棟201号室
破産者　大竹真理香
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１号
北海道旭川市永山４条12丁目１番３号　チェリー４．12　101号
破産者　樋口　愛里
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５号
北海道旭川市末広１条１丁目６番４号　チェリー102
破産者　高橋　友美
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７号
北海道旭川市忠和６条８丁目１番47号　メディケアホーム忠和６条
破産者　堀川日登志
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１９号
北海道深川市多度志967番地
破産者　村本　裕美
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２号
北海道標津郡中標津町西八条南４丁目２番地１
破産者　大髙　伸也
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

令和７年（フ）第５号
青森県五所川原市大字松野木字松ケ枝38番地２、住民票上の住所青森県五所川原市大字松野木字松ケ枝38番地１
破産者　石岡　　健
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和７年（フ）第２７号
盛岡市東山１丁目11番23―219号
破産者　中野　文雄
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第７号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第６地割48番地１　サンパティークＦ棟、破産手続開始決定時の住所岩手県奥州市胆沢小山字尼沼13番地15
破産者　小野寺萌伽
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和７年（フ）第９号
岩手県奥州市水沢神明町１丁目４番２号　サンバレーＤ棟101号室
破産者　千枝まどか
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和７年（フ）第１１号
岩手県奥州市胆沢小山字中沢311番地
破産者　岩淵優一郎
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和７年（フ）第１４号
岩手県奥州市水沢真城字北野17番地　県営アパート１号棟２―６
破産者　小野寺由美子
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和６年（フ）第４８号
山形県新庄市十日町2747番地の24　富樫アパート102、旧住所山形県最上郡真室川町大字及位230番地
破産者　佐藤　万人（旧姓信田）
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和７年（フ）第１号
福島県白河市郭内143番地３
破産者　黒須　巧也
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和７年（フ）第１０号
福島県喜多方市字押切東２丁目47番地
破産者　遠藤　英子
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和６年（フ）第２１５２号
さいたま市見沼区春野１丁目２番４―509号
破産者　江連　信一
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第２１５３号
さいたま市見沼区春野１丁目２番４―509号
破産者　江連美寿恵
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３６号
さいたま市南区白幡４丁目21番２号　第５白幡サンハイツ２号室
破産者　中川　優花（旧姓桑原）
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７８号
埼玉県川口市東領家３丁目31番２号　メゾンパシフィコ106号、旧住所埼玉県川口市元郷５丁目19番２号　ライジングサンハイツ202号
破産者　佐々木優子
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第８１号
さいたま市岩槻区並木２丁目３番１―1102号
破産者　二神由起乃
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第４号
千葉県香取市小見川670番地１　グリーンパレス208
破産者　鞍橋　正樹
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和６年（フ）第９１７号
川崎市麻生区片平５丁目５番３―105号
破産者　嘉藤　和浩
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第９４４号
川崎市川崎区観音２丁目６番４号　ハウスアコード　301
破産者　泉　向日葵
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第９５７号
香川県丸亀市土器町東４丁目683番地１　シャイネン207号、申立時の住所川崎市川崎区渡田東町８番７号　ユナイト渡田ジェイムス・フランク　207
破産者　木島　　瞳（旧姓竹田）
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第９６３号
川崎市麻生区王禅寺東２丁目１番３号　王禅寺パークハウス　102
破産者　田所志穂子（旧姓山崎）
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第１２号
川崎市幸区南加瀬３丁目35番25―302号　パルコート新川崎
破産者　内藤　　優
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第１９号
川崎市多摩区堰３丁目５番10―203号　パーソナルコーポ久地
破産者　中村　洋子（旧姓渡邊・松野）
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第２２号
川崎市川崎区港町３番１―213号　ハイタウン川崎
破産者　佐々木　豊
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３３号
川崎市高津区新作６丁目10番９号　レントハウス新城　101
破産者　田村　礼子
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３６号
川崎市高津区下作延２丁目36番26―102号
破産者　高橋　宏史
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第４７号
川崎市川崎区中島２丁目３番７―202号　センチュリー川崎中島
破産者　藤井　　晃
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第５３号
川崎市中原区下小田中６丁目29番５号　下小田中ハイツ
破産者　鈴木　義輝
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第６６号
川崎市高津区久末1143番地　ヴェルデ久末Ⅱ103
破産者　佐藤　千香
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第７２号
川崎市多摩区登戸1838番地４　カーサ・エバニスタ　501
破産者　中山　実紀
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第７４号
川崎市川崎区池上新町１丁目７番14号　ハイツ秋葉　101
破産者　久保原芳則
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第７５号
川崎市川崎区池上新町１丁目７番14号　ハイツ秋葉　101
破産者　久保原春美
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第８号
山梨県中巨摩郡昭和町西条4311番地７　マインズ泉Ⅱ２―Ｃ号
破産者　和田　　仙
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第７０号
山梨県大月市初狩町中初狩2103番地２
破産者　日高さくら
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和７年（フ）第１２号
長野県上田市緑が丘１丁目26番16号　県住Ｍ13―202号
破産者　久保田美千代
法定代理人成年後見人　社会福祉法人上田市社会福祉協議会
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和６年（フ）第２１８号
長野県安曇野市豊科4245番地３
破産者　髙橋　淳一
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第１号
長野県木曽郡南木曽町読書510番地１
破産者　上田　敦暉
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第７号
長野県塩尻市大字広丘野村1682番地２　カーサジュネス103
破産者　三浦　　修
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第１５号
長野県松本市中央３丁目６番15号
破産者　降籏　　崇
1　決定年月日　令和７年４月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第１６号
長野県塩尻市大門五番町11番８号
破産者　大下　功子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和６年（フ）第１５８号
岐阜県関市下有知2777番地10　コーポセブン305
破産者　井上和佐信
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４８４号
岐阜市大蔵台９番16号
破産者　ヘルナンデス　プリンス　リチャード　イバレ　（ＨＥＲＮＡＮＤＥＺ　ＰＲＩＮＣＥ　ＲＩＣＨＡＲＤ　ＩＢＡＬＥ）
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４８５号
岐阜市大蔵台９番16号
破産者　ヘルナンデス　愛
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４９０号
岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田１丁目45番地
破産者　下田　雅司
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第２６５号
静岡県富士宮市星山941番地の３、前住所静岡県富士宮市宮原411番地の９
破産者　佐藤　彩楓（旧姓渡辺）
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和６年（フ）第２９８号
静岡県富士市田中新田177番地の２　ラカーシュタナカＢ―102号
破産者　小林　　純
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和６年（フ）第３１０号
静岡県富士宮市小泉1368番地の１　グランドゥール102
破産者　冨満　天竜
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第４号
静岡県富士市宮島771番地の21　昴102号、前住所静岡県富士市厚原985番地の14
破産者　秋山　茉由
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和６年（フ）第１０６０号
東京都板橋区志村２丁目10番14号　レオパレス　サンライズ205、前住所堺市西区浜寺船尾町西１丁167番地
破産者　直江　久史
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３０号
大阪府河内長野市木戸東町８番１―104号
破産者　山口　倫奈
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３９号
堺市東区日置荘西町２丁14番30号
破産者　倉橋　裕人
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第６４号
大阪府富田林市楠町４番２―308号、前住所大阪府富田林市西板持町二丁目１番13―206号
破産者　三浦　里美
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第７９号
大阪府富田林市久野喜台２丁目１番102―506号
破産者　有村　牧子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第５９４号
大阪府岸和田市別所町１丁目20番15―207号
破産者　宅水　　隆
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和６年（フ）第６１１号
大阪府岸和田市小松里町2232番地　ブランシャトー久米田601号
破産者　前本　　渚
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第５号
大阪府岸和田市中北町11番６号
破産者　坂本　沙希
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目37番15号藤原ハイツ106、前住所大阪府岸和田市磯上町５丁目25番16号
破産者　森下　美花
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１７号
大阪府泉大津市助松団地１番４―104号
破産者　髙橋　理華
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第３９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡南２丁目23番３号
破産者　岡田佐和子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第４３号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地８棟402号
破産者　髙江　広幸
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第５０号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番11―804号
破産者　谷川　幸子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和６年（フ）第６８６号
北九州市八幡西区本城東１丁目７番13―205号
破産者　新名スーサンこと　ＮＩＩＮＡ　ＳＵＳＡＮ　ＤＥＬＡ　ＲＯＳＡ
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第６号
北九州市八幡西区茶売町10番32号（201）
破産者　富山　義博
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第３７号
北九州市八幡西区大浦１丁目12番６―307号、前住所福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地46番206号
破産者　宇野　尚子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第５７号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番５―906号
破産者　青木　崇宏
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２号
長崎県島原市新馬場町802番地１　内田アパート７号
破産者　山口　暢穂
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和７年（フ）第３号
長崎県島原市新山４丁目8845番地13
破産者　池田　正克
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和６年（フ）第７１４号
熊本市東区新南部３丁目２番22号　メゾンエル102
破産者　長崎　華澄
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第７５２号
熊本市東区新南部３丁目５番６号　メゾン園田106号
破産者　中原　光明
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１号
大分県杵築市山香町大字野原1009番地６　さつきヶ丘住宅Ｃ棟101
破産者　志手真之介
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和７年（フ）第４号
大分県速見郡日出町3902番地８　ソラリスＡ３号、住民票上の住所大分県速見郡日出町1310番地１
破産者　木付宗太朗
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和７年（フ）第５号
大分県国東市安岐町瀬戸田578番地　グループホームけやき
破産者　張口　聖史
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和６年（フ）第２６６号
沖縄県うるま市石川１丁目50番43号　近代アパート202号
破産者　玉元野世子
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第１号
沖縄県宮古島市平良字下里1170番地10　サンシャインハイツ301号
破産者　池本　正人
１　決定年月日　令和７年４月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

令和７年（フ）第４号
北海道登別市柏木町４丁目24番地１　柏葉団地１号棟113号室
破産者　白取　未来
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和７年（フ）第４８号
函館市東雲町15番５―602号
破産者　赤坂　静香
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第４９号
函館市千歳町21番８―201号　ラ・ネージュ千歳町
破産者　榊原　有明
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和６年（フ）第３４５号
青森市勝田１丁目８番４―２号
破産者　岩渕瑛莉奈
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６号
青森県弘前市大字青山１丁目９番地１　市営住宅Ａ―201号、旧住所青森県弘前市大字向外瀬４丁目１番地３
破産者　櫻庭　春樹
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第３５号
岩手県八幡平市大更第38地割218番地
破産者　八角　善幸
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第２号
岩手県一関市関が丘77番地　市営関が丘アパート４―91
破産者　小澤　真紀
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和７年（フ）第６号
宮城県大崎市古川稲葉字鴻ノ巣222番地１　サンホーム鴻ノ巣Ａ棟Ａ―２号
破産者　相澤　愛香
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第１７号
福島県須賀川市下宿町１番地ニューレジデンス・グローヴ207号
破産者　米山　春香
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和６年（フ）第１８３号
福島県いわき市佐糠町碇田65番地　チェリーブロッサム103
破産者　米内　　咲
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和６年（フ）第１９８号
福島県いわき市小名浜寺廻町16番地の14　永寿荘Ｄ
破産者　佐竹　秀行
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和６年（フ）第１９９号
福島県いわき市好間町小谷作字ヲミカト68番地の１　県営住宅７―11
破産者　鈴木　隆義
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和７年（フ）第１５号
群馬県前橋市滝窪町1123番地２
破産者　秋田　美帆
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第２２号
群馬県前橋市城東町５丁目14番３―306号　萩原マンション
破産者　岡島　清貴
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第１５５号
千葉県匝瑳市栢田7951番地141
破産者　石田　　昇
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和６年（フ）第１８８号
千葉県山武郡九十九里町小関2322番地
破産者　藤代　三男
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第１３号
千葉県旭市後草1274番地
破産者　肥沼　康彰
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和６年（フ）第２２７号
富山県中新川郡立山町榎３番地８
破産者　毛利　和久
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７号
富山市大町140番地11、前住所富山市布瀬本町２番地５　コーポ桂102号
破産者　西田　耕治
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４号
福井県小浜市金屋第60号36番地の３
破産者　千葉　来澄
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和７年（フ）第５号
福井県三方郡美浜町久々子第42号１番地の４久々子住宅　Ｃ―34号
破産者　宮本　詠子
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和７年（フ）第６号
福井県三方郡美浜町久々子第42号１番地の４久々子住宅Ｃ33
破産者　水永美智代
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和６年（フ）第４９２号
岐阜市粟野東５丁目４番地　（愛の家グループホーム岐阜）、前住所岐阜市岩崎310番地２
破産者　丹羽　　守
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４４０号
静岡県沼津市東椎路1713番地の21　東棟
破産者　柴田　恭平
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第２１号
静岡県沼津市大岡2764番地の４　コーポマイフラワ１階
破産者　越　　一隆（旧姓宇治・渡邉）
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第２２号
愛知県西尾市羽塚町北側68番地１、開始決定時の住所愛知県西尾市岡島町見晴21番地３
破産者　岡本　裕美
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第６６号
愛知県岡崎市山綱町字扇子山218番地
破産者　加藤　達哉
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和６年（フ）第４３号
三重県松阪市久保町836番地５
破産者　宇沢　　工
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和６年（フ）第１０２号
三重県松阪市立野町455番地　ロイヤル・アヅサ　103号
破産者　佐藤　與之
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和６年（フ）第１０３号
三重県松阪市大黒田町1603番地４、前住所三重県松阪市大口町56番地７
破産者　ｎｏｖｉｃｅ工房こと　奥田　愛望
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和５年（フ）第３０６号
三重県桑名市星見ヶ丘６丁目912　村林久生様方、住民票上の住所三重県桑名市大字蓮花寺611番地114（旧住所）三重県桑名市大字蓮花寺1000番地16
破産者　橋本真佐子
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第２５８号
三重県四日市市三重１丁目18番地、前住所三重県四日市市三重２丁目25番地
破産者　小松　恵子
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第２７１号
三重県桑名市星見ヶ丘８丁目305番地　エスポワール星見ヶ丘Ａ棟101号、居所愛知県豊田市小川町２丁目１番地　小川清風寮6204（旧住所）三重県桑名市星見ヶ丘６丁目913番地
破産者　加賀康次郎
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第３２５号
三重県三重郡菰野町大字小島1303番地２
破産者　酒庵こやすこと　安井　涼太
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第３３４号
三重県四日市市久保田２丁目６番１号　セジュール久保田202
破産者　辻本　広光
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第１号
三重県桑名市大字和泉902番地　サープラスワンフローラー205、前住所三重県桑名市大山田３丁目10番地19
破産者　東　　和秀
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第１４６号
大津市大平２丁目31番14―107号
破産者　藤井　　泰
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第４６２号
滋賀県高島市安曇川町上小川121番地１　ハイツ小川201号
破産者　上見　了以
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第４７５号
大津市下阪本２丁目15番６号　リトルマーシュＡ棟102
破産者　星野　志乃
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第４８１号
滋賀県甲賀市水口町北泉１丁目145番地―208号
破産者　野瀬ヨシミこと　ＮＯＳＳＥ　ＭＡＲＣＯＳ　ＹＯＳＨＩＭＩ
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２号
滋賀県高島市安曇川町田中41番地１　セントラルハイツ104号
破産者　木下　正樹
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町４丁目2660番地57、前住所滋賀県甲賀市水口町水口580番地66
破産者　水戸　雅樹
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１０号
滋賀県甲賀市水口町本町２―２―43　一般社団法人水口病院、住民票上の住所滋賀県湖南市若竹町11番地20
破産者　猪ノ口健二
法定代理人成年後見人　三枝　卓哉
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３５号
大津市唐崎３丁目16番１―Ｂ205号
破産者　折田　繭美
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１４６４号
京都市西京区上桂前川町195番地　ウィステリアコート　205
破産者　森　　裕真
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第１４９１号
京都市東山区福稲下高松町11番地10
破産者　仲川デリアこと　ＮＡＫＡＧＡＷＡ　ＤＥＬＩＡ　ＵＮＴＡＬＡＮ
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第１４９２号
京都市東山区福稲下高松町11番地10
破産者　仲川　祥也
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４１号
京都市中京区西洞院通夷川上る毘沙門町391番地２　フォルトゥーナ毘沙門町305
破産者　黒住　　寛
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第５４号
京都府相楽郡和束町大字別所小字中西14番地
破産者　西村　敦次
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第６５号
京都府城陽市久世北垣内75番地の３
破産者　長谷川祥一
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第６６号
京都市北区紫竹西野山東町47番地２階　１号
破産者　柳田美江子
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第６９号
京都市伏見区深草平田町26番地１　ＲｉｓｅＵｐ　101
破産者　青木　良憲
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第７０号
京都市左京区岩倉花園町284番地１　ウイングプラザ284　204号
破産者　常光　昂汰
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第７４号
京都市右京区太秦開日町２番地１　コーポエル　304号
破産者　筒井　彩子
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第８６号
京都府宇治市小倉町老ノ木46番地の８　ネオレジデンス1340号
破産者　西川　和男
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第８８号
京都市南区唐橋門脇町19番地
破産者　堀田美三代
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１０６号
京都市下京区下魚棚通猪熊東入下魚棚４丁目360番地　ロイヤルパレス　102号室
破産者　向　伸一郎
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第５４９５号
大阪府寝屋川市楠根北町２番20―1102号
破産者　池田　優香
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５６１３号
大阪市東住吉区矢田２丁目17番３―501号
破産者　上原　孝一
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５６５２号
大阪市西区九条南３丁目13番４―401号
破産者　狭間　翔太
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５６７９号
大阪府大東市北条２丁目18番７号　アーバンＳライフＡ202号、前住所大阪府大東市深野５丁目６番９号
破産者　中川　志音
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５７０３号
大阪府豊中市服部元町２丁目１番18―305号
破産者　山口　麗菜
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５７６０号
大阪府守口市本町１丁目５番８―423号
破産者　濵松　栄之
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５７７４号
大阪市生野区巽北１丁目30番36号　セレニテオズ北巽　201号
破産者　比嘉　晃子
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５７９３号
大阪市平野区長吉川辺３丁目３番18号　201
破産者　常田　怜雄
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５８４２号
大阪府高槻市富田町６丁目15番10号　ラパンノアール205号
破産者　上田　凌平
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５８６２号
大阪市北区本庄東２丁目５番16―510号
破産者　野嶋　勝則
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５８６３号
大阪市城東区今福西４丁目１番12号　ルナ今福21―413号
破産者　加藤　秀男
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５８７１号
大阪府門真市寿町22番41―１号
破産者　疋田　幸代
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５９１０号
大阪市住吉区住吉２丁目６番32―404号、前住所名古屋市東区白壁３丁目16番16号（コート白壁201号）
破産者　小林幸一郎
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５９６５号
大阪府八尾市南植松町１丁目30番地の２　カサベルデ302号
破産者　奥田　梨愛
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０１８号
大阪府豊中市新千里北町２丁目40番Ｃ―905号
破産者　川本　知子（旧姓大橋）
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０４６号
大阪府門真市江端町８番６―1003号
破産者　堀口　浩昌
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０６９号
大阪府東大阪市小阪２丁目５番10号　ウェルレジデンス小阪　703、前住所大阪府東大阪市松原２丁目11番28号
破産者　山本　浩樹
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０８４号
大阪市平野区平野本町２丁目９番８号　ヴェルドール平野701
破産者　巽　大二郎
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１５２号
大阪市平野区加美南１丁目４番14号　メゾン神武　201、前住所大阪市平野区加美正覚寺４丁目７番58号　ライフワーク葵418
破産者　佐久間勝利
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１８９号
大阪市住吉区長居東３丁目５番22号　ファミリーハイツ　203号
破産者　Ｒｕ―（ルゥ）こと　杉本　瑠奈
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１９０号
大阪府東大阪市宝持２丁目１番９号　宝持ホワイトハイツ　１―Ｈ号室
破産者　柏木　　大
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６２２６号
大阪市都島区内代町１丁目５番21号　サンシャイン内代　405号
破産者　永安　満輝
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６２４３号
大阪府寝屋川市池田旭町９番３号
破産者　中村　有吾
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２６号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ１―709号、前住所大阪府枚方市町楠葉１丁目27番11号
破産者　冨永　泰弘
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３７号
大阪市港区夕凪２丁目11番25号　ノーブル朝潮　201号
破産者　辻村　瑠奈（旧姓守友・深江）
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第８１号
大阪市城東区東中浜８丁目７番８―407号、前住所大阪市東住吉区杭全１丁目15番23―807号
破産者　千葉沙也加
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第９２号
大阪市東淀川区下新庄４丁目21番17―208号
破産者　宮坂　大和
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１３４号
大阪府箕面市小野原東５丁目２番５―403号
破産者　田処悦子こと　田處　悦子
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５３号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目２番14号
破産者　宮田　眞弓
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９３号
大阪市此花区朝日２丁目４番11号　第１小椋マンション　303
破産者　徳澤　政巳
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２３３号
大阪市生野区巽北１丁目21番23―1004号
破産者　湯澤　香里
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２７０号
大阪市西淀川区姫島４丁目９番12号　Ｃ＆Ｃ姫島マンション　203号室、前住所大阪市西淀川区野里１丁目７番15―604号
破産者　金谷　芳奈
1　決定年月日　令和７年４月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４０２号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番１号　カネマツ３番館　502
破産者　末吉　満郎
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４０９号
大阪府東大阪市加納６丁目14番17号
破産者　髙村　寿子
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４３６号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
破産者　徳永　由美
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目17番16号　ハイツ寺井101号
破産者　伊原昌彦こと　尹　　昌彦
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和６年（フ）第７３号
山口県周南市大字下上955番地の９　土井ハイツ103号
破産者　井上　好章
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和６年（フ）第９０号
山口県下松市昭和町１丁目11番３号
破産者　竹本　彩乃
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和６年（フ）第９３号
山口県光市中村町13番６号、前住所山口県下松市大字笠戸島170番地
破産者　中原久美子
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和６年（フ）第９４号
山口県周南市都町３丁目17番地　サンルーミナス都301号
破産者　藤野　尚貴
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和６年（フ）第９５号
山口県周南市川手２丁目14番８号
破産者　山縣　惠子
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和７年（フ）第１号
山口県周南市大字呼坂636番地の４
破産者　福田大五郎
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和７年（フ）第５号
山口県周南市大字湯野3817番地の５
破産者　池田　英寛
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和６年（フ）第３４号
徳島県阿南市那賀川町中島1217番地４　メゾンドシュウ203号室、住民票上の住所徳島県美馬市美馬町字助松77番地３
破産者　加藤　　敦
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

令和７年（フ）第４号
福岡県大牟田市中白川町３丁目259番地　クリスタルメゾン中白川Ｂ棟202号
破産者　山下　良人
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和７年（フ）第４９号
北九州市門司区大里東２丁目９番10―203号
破産者　森本　伸一
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第８２号
北九州市小倉北区金鶏町８番23―505号、前住所北九州市八幡東区松尾町20番９号
破産者　西川　敏明
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１１号
佐賀県武雄市朝日町大字中野4884番地６　サンコーポラス武雄１―207号
破産者　佐近　　愛
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第１３号
長崎県長崎市銀屋町４番22号　シティ奥山502号
破産者　前川　夕子
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１６号
長崎県長崎市東町1117番地３　コーポひかり202号
破産者　久武　邦共
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第６２７号
熊本県上益城郡山都町北中島1354番地４
破産者　相良ありさ
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第６７６号
熊本市中央区島崎１丁目28番21号　本田マンション101号
破産者　宮田久美子
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第７３７号
熊本市中央区本荘３丁目１番８号　代継宮ビル512、転入前住所熊本市西区春日４丁目13番12号　メゾンビスタ402
破産者　島村　恭子
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１０号
熊本県玉名市岱明町扇崎1062番地　明神尾団地３棟５号
破産者　松村　優子
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和７年（フ）第８号
宮崎県都城市久保原町20街区６号
破産者　田牧　里奈
１　決定年月日　令和７年４月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和６年（再イ）第５５号
埼玉県朝霞市泉水３丁目７番19―713号
再生債務者　山口　隆嗣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月17日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和６年（再イ）第３４号
奈良市右京３丁目７番地の11
再生債務者　小林　　治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月18日　　奈良地方裁判所

令和６年（再イ）第４７号
兵庫県姫路市飾磨区構３丁目237番地８
再生債務者　青木　伸吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月18日　神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（再イ）第１１３号
北九州市八幡東区槻田２丁目９番36号
再生債務者　安永　匡宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（再イ）第１１号
鹿児島県鹿屋市上谷町18番４号
再生債務者　植村　康平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月14日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

令和６年（再イ）第４８３号
東京都日野市南平４―14―１―116
再生債務者　中村　圭太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月17日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第３８号
奈良県北葛城郡上牧町下牧３丁目８番72号
再生債務者　中脇　悠揮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月14日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（再イ）第１７７号
千葉県市原市八幡2384番地37　コンフォート105
再生債務者　阿部　香奈
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月17日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第３号
北九州市八幡東区荒手１丁目13番11―403号
再生債務者　上村　典久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月15日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（再イ）第４７９号
大阪市住吉区我孫子２丁目６番３号　ハイツハルミ402号
再生債務者　谷　　智弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（再イ）第１９６号
横浜市泉区和泉中央南３丁目18番33号
再生債務者　中島　憲秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月18日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和６年（再イ）第１２８号
神戸市垂水区舞多聞西７丁目３番９号
再生債務者　アバカスラボこと　藤原　敦子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月16日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和６年（再イ）第１２２号
北九州市八幡西区光貞台１丁目８番16―207号
再生債務者　齋木　涼太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（再イ）第１３５号
北九州市小倉北区大畠３丁目７番18―502号
再生債務者　姫野　由香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（再イ）第２６号
長野県松本市寿北７丁目６番Ｃ―102号
再生債務者　郷津　貴美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月17日　長野地方裁判所松本支部

令和６年（再ロ）第１号
沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉74番地
再生債務者　比嘉　武光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月17日　那覇地方裁判所名護支部

令和６年（再イ）第３４号
栃木県足利市小俣町680番地１
再生債務者　新井　　潤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月18日
宇都宮地方裁判所足利支部

令和６年（再イ）第３６６号
大阪市住吉区万代５丁目１番19号
再生債務者　仲井　純一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（再イ）第２３号
福島県郡山市安積町荒井字雁股８番地の105
再生債務者　芳賀　敬行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月18日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和６年（再イ）第３６１号
アメリカ合衆国　カンザスシティ　オーバーランドパーク　ブルーバレーパークウェイ12010　レジデンス　イン　バイ　マリオット（開始決定時の住所）東京都品川区旗の台６－５－27－102
再生債務者　掛川　雄大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月17日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第４５３号
東京都荒川区西日暮里１－18－３－601
再生債務者　小西　美香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月17日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第２号
神奈川県秦野市北矢名1083番地の３
再生債務者　湯淺　　治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月18日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和６年（再イ）第６０号
新潟市東区豊１丁目10番５号12
再生債務者　白旗　悠也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月18日　　新潟地方裁判所民事部

令和６年（再イ）第１３７号
北九州市小倉南区横代北町２丁目７番16－103号
再生債務者　山下　拓海
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（再イ）第５１１号
大阪府大東市新田北町１番51号
再生債務者　山　　輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（再イ）第９１号
兵庫県姫路市花田町小川738番地６
再生債務者　永瀬　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月18日　神戸地方裁判所姫路支部

裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。
令和７年４月１日　　裁判所共済組合代表者
最高裁判所長官　今崎　幸彦

第３条に次の一項を加える。
組合は、本部の事務の一部を処理する機関を埼玉県和光市にある最高裁判所和光庁舎内に置く。
第16条ただし書中「第10号の３」を「第10号の５」に改める。
第31条第１項の表中「$\frac{8.03}{1,000}$」を「$\frac{8.61}{1,000}$」に、「$\frac{16.06}{1,000}$」を「$\frac{17.22}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{8.03}{1,000}$」を「$\frac{8.61}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{2.29}{1,000}$」を「$\frac{2.28}{1,000}$」に改める。
別表本部の項を次のように改める。

本部	東京都千代田区 最高裁判所内	最高裁判所（司法研修所、裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館を含む。） 東京高等裁判所 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所、東京地方裁判所立川支部 東京地方裁判所管内簡易裁判所 東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部 横浜地方裁判所、横浜地方裁判所各支部 横浜地方裁判所管内簡易裁判所 横浜家庭裁判所、横浜家庭裁判所各支部 さいたま地方裁判所、さいたま地方裁判所各支部 さいたま地方裁判所管内簡易裁判所 さいたま家庭裁判所、さいたま家庭裁判所各支部 千葉地方裁判所、千葉地方裁判所各支部 千葉地方裁判所管内簡易裁判所 千葉家庭裁判所、千葉家庭裁判所各支部 水戸地方裁判所、水戸地方裁判所各支部 水戸地方裁判所管内簡易裁判所 水戸家庭裁判所、水戸家庭裁判所各支部 宇都宮地方裁判所、宇都宮地方裁判所各支部 宇都宮地方裁判所管内簡易裁判所 宇都宮家庭裁判所、宇都宮家庭裁判所各支部 前橋地方裁判所、前橋地方裁判所各支部 前橋地方裁判所管内簡易裁判所 前橋家庭裁判所、前橋家庭裁判所各支部 静岡地方裁判所、静岡地方裁判所各支部 静岡地方裁判所管内簡易裁判所

		静岡家庭裁判所、静岡家庭裁判所各支部 甲府地方裁判所、甲府地方裁判所各支部 甲府地方裁判所管内簡易裁判所 甲府家庭裁判所、甲府家庭裁判所各支部 長野地方裁判所、長野地方裁判所各支部 長野地方裁判所管内簡易裁判所 長野家庭裁判所、長野家庭裁判所各支部 新潟地方裁判所、新潟地方裁判所各支部 新潟地方裁判所管内簡易裁判所 新潟家庭裁判所、新潟家庭裁判所各支部 仙台高等裁判所、仙台高等裁判所秋田支部 仙台地方裁判所、仙台地方裁判所各支部 仙台地方裁判所管内簡易裁判所 仙台家庭裁判所、仙台家庭裁判所各支部 福島地方裁判所、福島地方裁判所各支部 福島地方裁判所管内簡易裁判所 福島家庭裁判所、福島家庭裁判所各支部 山形地方裁判所、山形地方裁判所各支部 山形地方裁判所管内簡易裁判所 山形家庭裁判所、山形家庭裁判所各支部 盛岡地方裁判所、盛岡地方裁判所各支部 盛岡地方裁判所管内簡易裁判所 盛岡家庭裁判所、盛岡家庭裁判所各支部 秋田地方裁判所、秋田地方裁判所各支部 秋田地方裁判所管内簡易裁判所 秋田家庭裁判所、秋田家庭裁判所各支部 青森地方裁判所、青森地方裁判所各支部 青森地方裁判所管内簡易裁判所 青森家庭裁判所、青森家庭裁判所各支部 札幌高等裁判所 札幌地方裁判所、札幌地方裁判所各支部 札幌地方裁判所管内簡易裁判所 札幌家庭裁判所、札幌家庭裁判所各支部 函館地方裁判所、函館地方裁判所各支部 函館地方裁判所管内簡易裁判所 函館家庭裁判所、函館家庭裁判所各支部 旭川地方裁判所、旭川地方裁判所各支部 旭川地方裁判所管内簡易裁判所 旭川家庭裁判所、旭川家庭裁判所各支部 釧路地方裁判所、釧路地方裁判所各支部 釧路地方裁判所管内簡易裁判所 釧路家庭裁判所、釧路家庭裁判所各支部 高松高等裁判所 高松地方裁判所、高松地方裁判所各支部
		高松地方裁判所管内簡易裁判所 高松家庭裁判所、高松家庭裁判所各支部 徳島地方裁判所、徳島地方裁判所各支部 徳島地方裁判所管内簡易裁判所 徳島家庭裁判所、徳島家庭裁判所各支部 高知地方裁判所、高知地方裁判所各支部 高知地方裁判所管内簡易裁判所 高知家庭裁判所、高知家庭裁判所各支部 松山地方裁判所、松山地方裁判所各支部 松山地方裁判所管内簡易裁判所 松山家庭裁判所、松山家庭裁判所各支部 上記の地方裁判所及び地方裁判所各支部に置かれている検察審査会

仙台支部の項、福島支部の項、山形支部の項、盛岡支部の項、秋田支部の項、青森支部の項、札幌支部の項、函館支部の項、旭川支部の項、釧路支部の項、高松支部の項、徳島支部の項、高知支部の項及び松山支部の項を削る。

附　則

1　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、東京国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和７年５月２日

独立行政法人国立文化財機構
東京国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
東京国博第42―70号	昭和42年９月20日	徳川　裕子	令和６年７月10日	
東博第30―47号	平成30年１月11日	喜多　　進	令和６年７月25日	
東博令第１―56号	令和元年12月10日	宗教法人建長寺　代表役員　吉田　正道 代務者　酒井　康充	令和６年12月25日	
東京国博第48―71号	昭和48年６月１日	野坂　　久	令和６年11月４日	
東博第15―111号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東博第15―112号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東博第15―113号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東博第15―114号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東博第15―115号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東博第15―116号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	

東博第15―117号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東博第15―118号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東博第15―119号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東博第15―120号	平成15年９月12日	大谷みちこ	令和７年２月25日	
東京國博第36―９号	昭和35年12月15日	犬養　康彦	令和７年１月25日	
東京國博第33―１号	昭和33年１月７日	樋口　恵子	令和６年12月22日	
東京國博第33―２号	昭和33年１月８日	樋口　恵子	令和６年12月22日	
東博第18―74号	平成18年９月19日	吉田　道子	令和７年３月17日	
東京国博第１―99号	平成元年７月15日	柳　　孝治	令和７年３月12日	
東京国博第１―100号	平成元年７月15日	柳　　孝治	令和７年３月12日	
東京国博第13―13号	平成13年８月22日	柳　　孝治	令和７年３月12日	

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第７号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年５月２日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ．中央道リニューアル工事に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に定める指定インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

①　令和７年５月７日から令和７年８月８日まで。

②　令和７年８月18日から令和７年12月19日まで。

⑷　対象ＩＣ

１）⑶①期間

㈠小牧東ＩＣ～土岐ジャンクション（以下、「ＪＣＴ」という。）間車線規制

・上り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　多治見ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　瑞浪ＩＣ、土岐ＩＣ及び諏訪南ＩＣから飯田ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　せと赤津ＩＣから富加関ＩＣまでの各ＩＣ

・下り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　瑞浪ＩＣから多治見ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　せと赤津ＩＣから富加関ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　小牧東ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ

㈡中津川ＩＣ～松川ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　飯田山本ＩＣから恵那ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　諏訪南ＩＣから飯田ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ

㈢松川ＩＣ～園原ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　諏訪南ＩＣから飯田山本ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　園原ＩＣから恵那ＩＣまで及び小牧東ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ

２）⑶②期間

㈠小牧東ＩＣ～土岐ＪＣＴ間車線規制

・上り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　多治見ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　瑞浪ＩＣ、土岐ＩＣ及び諏訪南ＩＣから飯田山本ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　せと赤津ＩＣから富加関ＩＣまでの各ＩＣ

・下り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　瑞浪ＩＣから多治見ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　せと赤津ＩＣから富加関ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　小牧東ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ

(ロ)中津川ＩＣ～飯田山本ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　園原ＩＣから恵那ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　諏訪南ＩＣから飯田山本ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ

(ハ)飯田ＩＣ～園原ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　諏訪南ＩＣから飯田山本ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　園原ＩＣから恵那ＩＣまで及び小牧東ＩＣから一宮ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ

(5)　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

Ⅱ．北陸道リニューアル工事に伴う料金調整の実施について

１．北陸道リニューアル工事に伴う料金調整①

(1)　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、(4)に掲げる指定インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

(2)　料金調整額等

(1)に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

(3)　実施する期間

令和７年５月７日から令和７年12月12日まで。

(4)　対象ＩＣ

・上り線

１）敦賀ジャンクション～長浜ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　敦賀ＩＣ、木之本ＩＣ	北陸自動車道　小谷城スマートＩＣ、長浜ＩＣ及び米原ＩＣ 中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ、彦根ＩＣ、大津ＩＣ及び京都東ＩＣ

２）木之本ＩＣ～長浜ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　敦賀ＩＣ、木之本ＩＣ及び小谷城スマートＩＣ	北陸自動車道　長浜ＩＣ及び米原ＩＣ 中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ、彦根ＩＣ、大津ＩＣ及び京都東ＩＣ

・下り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　長浜ＩＣ及び米原ＩＣ 中央自動車道西宮線　関ヶ原ＩＣ、彦根ＩＣ、大津ＩＣ及び京都東ＩＣ	北陸自動車道　小谷城スマートＩＣ、木之本ＩＣ及び敦賀ＩＣ

(5)　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．北陸道リニューアル工事に伴う料金調整②

(1)　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、(4)に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

(2)　料金調整額等

(1)に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

(3)　実施する期間

令和７年８月７日から令和７年８月17日まで。

(4)　対象ＩＣ

・上り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　金沢森本ＩＣから美川ＩＣまでの各ＩＣ	北陸自動車道　能美根上スマートＩＣから加賀ＩＣまでの各ＩＣ

・下り線

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
北陸自動車道　能美根上スマートＩＣから加賀ＩＣまでの各ＩＣ	北陸自動車道　金沢森本ＩＣから美川ＩＣまでの各ＩＣ

(5)　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～60歳の男性、身長160～170cm、着衣は赤色ジャンパー、茶色系縞柄ワイシャツ、紺色Tシャツ、黒色ズボン、トランクス、黒色ベルト、灰色靴下、1部赤色及び白色の黒色スニーカー、所持品は歯磨き粉、洗顔料、乳液、クリーム、ライター2個、ペットボトル2本、たばこの包装紙

上記の者は、令和6年4月24日午後0時頃、北海道亀田郡七飯町字大沼町無番地の山（通称　ダイバ山）中で白骨化しているところを発見された。死亡年月日は、令和2～5年頃と推定。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨はなお斎苑に保管してありますので心当たりの方は、当町福祉課地域福祉係まで申し出てください。

令和7年5月2日

北海道　亀田郡七飯町長　杉原　太

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・身長不詳、推定年齢60～80歳代の男性、灰色長袖トレーナー、紺色ジャージ

上記の者は、令和7年1月31日午後2時54分頃鹿児島県指宿市山川福元3292番地ヘルシーランド温泉保養館管理棟から北東方向に約300メートルの地点のやぶ内で発見されました。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市市民福祉部地域福祉課まで申し出てください。

令和7年5月2日

鹿児島県　指宿市長　打越　明司

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、当該墓地使用者等、死亡者の縁故者および無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出がない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

令和7年5月2日　千葉県長南町

1　墳墓等所在地　千葉県長生郡長南町笠森333番地

1　墳墓等名称　長南町笠森霊園

1　死亡者の本籍及び氏名　神奈川県川崎市幸区柳町22番地1番　松坂德松、東京都墨田区亀沢四丁目9番地の6　照井八重子、東京都墨田区亀沢四丁目9番地の6　照井喜四郎、東京都葛飾区東新小岩4丁目14番地　照井なみ、岩手県盛岡市本町通2丁目83番地　小原ミヨ、熊本県熊本市池田1丁目202番地　三木子イ、東京都葛飾区立石三丁目12番　根本留次、佐賀県神崎郡神崎町大字神崎102　福成神次、東京都港区虎ノ門1－33　水谷精、山梨県塩山市上粟生野976番地　廣瀬新吉、神奈川県川崎市中原区中丸子1155番地　廣瀬譲二、東京都品川区東大井2丁目1063番地　高橋柳一

1　改葬を行おうとする者　千葉県長生郡長南町長南2110番地　長南町長　平野　貞夫

連絡先　長南町笠森霊園管理事務所

電話番号　0475－46－2115

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

青森県弘前市大字堅田字神田三九六番地

株式会社岩木山りんご生産出荷組合

代表清算人　木村　図

解散公告

当組合は、令和七年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

青森県弘前市大字土手町八五番地一

弘前中央食品協同組合

代表清算人　熊谷　孝志

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

岩手県一関市大東町摺沢字百目木一九二番地五

有限会社岩手県南通信

清算人　小野寺光男

解散公告

当社は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

岩手県一関市厳美町字沖野々一四五番地二

株式会社あぐ建築開発

代表清算人　阿部えみ子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

宮城県宮城郡利府町加瀬字野中沢四番地の一、F棟

株式会社三誠工業所

代表清算人　中原　清子

解散公告

当会社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出ください。

尚、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

宮城県仙台市泉区上谷刈字羽黒山六番地の四五

有限会社エムアイエンジニア

清算人　大森　邦夫

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

福島県須賀川市森宿字茶畑四六番地

有限会社マルト自動車

清算人　佐藤　庄平

解散公告

当認可地縁団体は、解散したので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

栃木県宇都宮市竹下町三八五番地四五

認可地縁団体飛山城趾会

清算人　後藤　貢

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

埼玉県春日部市中央三丁目一九番二四号

株式会社佐藤金属工業

代表清算人　佐藤　俊行

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目一三六番地一八　株式会社ジェイスペースプラン

代表清算人　石田　順

解散公告

当社は、令和六年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

埼玉県川口市西川口五丁目五番一七号一階

鴻晟合同会社

清算人　曾　路晟

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

埼玉県吉川市美南一丁目一六番一五号

有限会社今組

清算人　梁瀬　充子

解散公告

当社は、令和七年四月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

千葉県八千代市大和田新田八九〇番地九八

有限会社扶桑舎

清算人　吉村　浩男

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都江東区牡丹三丁目二三番七号

株式会社石井製作所

代表清算人　石井　英司

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都荒川区東尾久六丁目一三番九号

都市興業株式会社

代表清算人　五月女杏優

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人新雪キャピタル

代表清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都府中市八幡町二丁目二一番地の四

有限会社ティーエーシー

清算人　田中　忍

解散公告

当社は、令和七年三月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都荒川区東尾久二丁目四九番六セザール西日暮里五〇二号

株式会社アクアジェム

代表清算人　高野澤秀一

解散公告

当社は、令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング一三階狛・小野グローカル内

ショップバック・ジャパン株式会社

代表清算人　小野　雄作

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都東久留米市八幡町三丁目一六番四号

ジャパンシーダ有限会社

清算人　若杉　寛一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都台東区東上野六丁目二五番八号

星縁株式会社

代表清算人　奥村　美鈴

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都練馬区上石神井一丁目二八番四号

有限会社千川

清算人　伊東　敏雄

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都港区高輪四丁目一番一八号

株式会社メディキュアーズ

代表清算人　武田　尚孝

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号

株式会社ビジター

代表清算人　馮　麗萍

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都新宿区西新宿三丁目九番二号

株式会社ハピエスプロパティ

代表清算人　沖田　豊明

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都三鷹市下連雀三丁目二七番一号三協ビル二F

株式会社野木石材

代表清算人　山田　孝司

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都渋谷区渋谷三丁目六番三号

ボーナス株式会社

代表清算人　家次　栄一

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都千代田区麹町三丁目五番八号麹町センタービル七階　株式会社カヴァリーノ

代表清算人　佐藤　誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都足立区扇二丁目二〇番一四号

有限会社大川製作所

清算人　大川　勝司

解散公告

当法人は、令和七年二月二十五日開催の総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都台東区浅草橋一丁目一二番三号

特定非営利活動法人パワードエイジ協会

清算人　井手　和明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都港区赤坂六丁目一九番三六

株式会社オフィスRC

代表清算人　中鉢　良治

解散公告

当社は、令和七年四月二十八日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都千代田区内幸町一丁目三番三号

合同会社JFK

清算人　一般社団法人ヒガテル

職務執行者　中島　丈晴

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都練馬区旭町一―三二―一六―二〇一号室

オリジン株式会社

代表清算人　丁　焱

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二F―C

株式会社TOPROP

代表清算人　長谷川　健

解散公告

当社は、令和七年四月二十日開催の株主総会の決議により同年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

神奈川県秦野市曽屋五七番地一

秦野ステンレス有限会社

清算人　秋野　一也

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

神奈川県横浜市神奈川区西神奈川一丁目九番地一九　湊エンジニアリング有限会社

清算人　石川　隆夫

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

横浜市中区山下町一二―二―一〇〇六

セニートレーディング有限会社

清算人　根岸　芳子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

横浜市青葉区藤が丘二丁目一番地三ソルジェガーデン七〇七号

和良地アソシエイツ合同会社

清算人　和良地克茂

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

神奈川県川崎市幸区堀川町七二―二一―R九〇二

株式会社ルーファス

代表清算人　榊原　宣雄

解散公告

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

神奈川県横浜市青葉区美しが丘二丁目二五番一号

株式会社イーサス

代表清算人　粟村　正之

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

川崎市幸区南加瀬三丁目二一番四号

有限会社栄光進学院

清算人　鈴木　亨

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

石川県金沢市伏見台一丁目一〇番八号

VIVITO合同会社

代表清算人　福岡　悟

解散公告

当社は、令和七年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

石川県河北郡津幡町字種ラ四〇番地一

株式会社山本設備

代表清算人　山本　耕次

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

石川県金沢市無量寺三丁目三六番地

株式会社Ｙｕｚｅｎ

代表清算人　松島　光翼

解散公告

当社は、令和七年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

石川県白山市湊町レ三七番地六八

有限会社北陸印章

清算人　熊田　信幸

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

長野県茅野市湖東七〇一三番地

株式会社エス・ティ・レーザー

代表清算人　篠原　洋司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

岐阜県関市肥田瀬三二一一番地一

一般社団法人天空の風

代表清算人　上野　人美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

愛知県春日井市坂下町二丁目一〇〇〇番地

有限会社プロフト

清算人　矢澤　直樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

愛知県名古屋市中区新栄二丁目一番四号

株式会社アイ・ステーション

代表清算人　土田　章子

解散公告

当社は、令和七年四月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

愛知県知多郡東浦町大字緒川字西本坪八番地の一四

合同会社ＳＩＥＧ

清算人　上前　拓巳

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

三重県松阪市久保町七八五番地三

株式会社ＲＥＸ

代表清算人　増川　充

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

三重県伊勢市二見町二二二番地の七

有限会社潮香苑

清算人　辻　癸未子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

三重県津市豊が丘三丁目一八番六号

有限会社保田屋酒店

清算人　保田　文子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

三重県四日市市大字茂福甲四七三番地の三

有限会社みのりエージェンシー

清算人　橋本　絹代

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

滋賀県高島市マキノ町知内一二九四番地

有限会社古源

清算人　古川　喜一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

京都市右京区西院坤町五九―一

有限会社舞衣

清算人　眞忠　恭子

解散公告

当法人は、令和七年三月十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

京都市右京区太秦京ノ道町六番地の一五

特定非営利活動法人史料データ保存ネットワーク

清算人　向坂　正美

解散公告

当社は、令和七年四月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

京都市中京区壬生上大竹町二二番地

Ｔｏｃｏｍｉｉ株式会社

代表清算人　荘子　万能

第６期決算公告　令和７年３月31日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号パシフィックセンチュリープレイス丸の内８階

FIS Japan株式会社

代表取締役

ダニエレ・ピエルジェンティーリ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	82,680,392
	固定資産	1,274,566
	資産合計	**83,954,958**
負債及び純資産の部	流動負債	5,818,207
	株主資本	78,136,751
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	73,136,751
	その他利益剰余金	73,136,751
	（うち当期純利益）	(15,833,985)
	負債・純資産合計	**83,954,958**

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

京都市南区唐橋赤金町六七番地一〇

株式会社ゼニス

代表清算人　南　妙子

解散公告

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪市中央区南船場三丁目三番二七号

サンエイハウス株式会社

代表清算人　荒木　省二

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪市西成区花園北一丁目九番二九号

株式会社ライフワーク

代表清算人　平林　永吉

解散公告

当社は、令和七年四月四日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪市北区中津一丁目一一番一号

Ｕｂｉｓｏｆｔ　Ｏｓａｋａ株式会社

代表清算人　イヴ・ギルモ

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪府泉佐野市大木二二三八番地の二

株式会社犬鳴温泉センター

代表清算人　上野　恭子

解散公告

当法人は、令和七年一月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪市西区京町堀一丁目四番二二号肥後橋プラザビル一〇階

ＮＰＯ法人トントゥとミミの山

清算人　阪倉　篤史

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪府羽曳野市高鷲十丁目二一番八号

株式会社上野工務店

代表清算人　上野　予里

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪府枚方市高塚町一五―一五アルス枚方高塚町一〇四号室

株式会社まど屋

代表清算人　浦川　竜二

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪市中央区本町四丁目四番一七号

株式会社アイン

代表清算人　藤本　貢次

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号

株式会社ＷＰＳ

代表清算人　三木　文夫

解散公告

当社は、令和七年四月十八日の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪市淀川区東三国二丁目三七番一〇号

株式会社ＹＥＳＮＥＴ

代表清算人　髙橋　浩二

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪府堺市中区深井水池町三一五二番地

ＫＵ深井オフィスビル四Ｆ

一般社団法人日本判断力向上連盟

代表清算人　岸本　昌也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目一七番一五号ステュディオ新大阪九四三号

株式会社オーク

代表清算人　柏木　将志

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪市都島区東野田町四丁目五―二翠蓮マンション四〇一号室

敦行株式会社

代表清算人　林　哲

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

神戸市須磨区高倉台七丁目五番二七号

神戸食品販売株式会社

代表清算人　林　栄志

第12期決算公告　令和７年５月２日

東京都港区虎ノ門１丁目23番１号

サンドファーマ株式会社

代表取締役社長

マンリオ・フロレンザーノ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,417
	固定資産	10
	資産合計	**1,427**
負債及び純資産の部	流動負債	134
	固定負債	—
	株主資本	1,293
	資本金	100
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	1,168
	その他利益剰余金	1,168
	（うち当期純利益）	(59)
	負債・純資産合計	**1,427**

解散公告

当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

兵庫県神戸市灘区水道筋六丁目一番三号
株式会社Ｂｅｓｔｉｅａｔ
代表清算人　小菅　優衣

解散公告

当社は、令和七年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

奈良県北葛城郡河合町広瀬台二丁目七番地一六
丸福設備工業株式会社
代表清算人　今紺　誠久

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

和歌山県田辺市新万四番一九号
特定非営利活動法人日本農林水産学研北斗の会
清算人　井本　司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

和歌山県東牟婁郡古座川町高池六二三番地三
特定非営利活動法人古座川無限大
清算人　橋本　尚視

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

島根県浜田市金城町波佐イ五五〇番四
社会福祉法人波佐保育園
清算人　白川　直美

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

広島市南区仁保新町一丁目七番九―二〇七号
株式会社ベルトラスト
代表清算人　鈴木　豊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

広島県福山市南手城町四丁目一五番二三号
株式会社ヒロシゲ
代表清算人　歌原　繁

解散公告

当社は、令和七年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

徳島県阿波市阿波町小倉四三七番地
有限会社オーテックス
清算人　大塚　孝夫

解散公告

当社は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

熊本市東区桜木四丁目一六番二九―二号二〇二
株式会社ＭＳＩ
代表清算人　宮﨑　浩二

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

沖縄県豊見城市字長堂三四七番地の五
有限会社アイゼン介護サービス
清算人　松堂くに江

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

新潟県上越市板倉区下田屋二六番地
農事組合法人下田屋・上中島生産組合
清算人　伊藤　節夫

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年四月十日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

富山県高岡市戸出伊勢領一二〇番地
農事組合法人伊勢領第一営農組合
清算人　西尾　勝二

解散公告（第一回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪府堺市中区学園町一番一号
大阪府大学教職員組合
清算人　岩村　幸治

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年八月二十日開催の社員総会の決議並びに令和七年三月二十四日熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

熊本県菊池郡菊陽町光の森六丁目一番地三
医療法人プロシード
清算人　谷　栄太郎

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

熊本市中央区水前寺三丁目三〇番四〇号
医療法人社団良明会
清算人　倉富磨智子

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十一月十八日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により令和七年四月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大分県別府市北浜三丁目三番一二号
医療法人児玉内科医院
清算人　児玉　智行

第７期決算公告　令和７年３月31日

東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目29番５号
Wahoo Fitness Japan株式会社
代表取締役
ステイシー・クレール・パーリス

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	47,008,689
	固定資産	708,320
	資産合計	**47,717,009**
負債及び純資産の部	流動負債	10,226,094
	負債合計	**10,226,094**
	株主資本	37,490,915
	資本金	100
	利益剰余金	37,490,815
	その他利益剰余金	37,490,815
	（うち当期純利益）	(5,016,924)
	純資産合計	**37,490,915**
	負債・純資産合計	**47,717,009**

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

名古屋市北区清水三丁目一七番三号
医療法人青葉会
清算人　矢野　洋

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年四月十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

京都府船井郡京丹波町豊田中川原五番地
農事組合法人丹波酪農組合
清算人　池田　守

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月三十一日、大阪府教育長の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪府東大阪市西堤本通西三丁目八番一六号
学校法人西堤学園
清算人　尾﨑　寛雄

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年三月四日長崎県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

長崎県雲仙市国見町土黒甲一〇七九番地一
清算法人土黒土地改良区
代表清算人　小田　孝明

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

鹿児島市呉服町五番一二号
医療法人長嶺整形外科医院
清算人　長嶺　隆徳

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

福島県南相馬市小高区東町一丁目一七番地
医療法人時田皮膚科医院
清算人　時田　京子

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年九月二十八日開催の理事会評議員会の決議により、埼玉県の認可を受け、ながさわ幼稚園を廃園とし、令和七年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

埼玉県川越市鴨田八五六番二
学校法人沼東学園
代表清算人　長澤　仁志

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十五日付で解散いたしました。当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十八日）の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出なきときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都葛飾区柴又六丁目二〇番七号
医療法人社団優青会
清算人　相川　英三

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月十九日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

新潟県見附市新町三丁目一番四四号
宗教法人雲隆寺
清算人　山口　祐子

解散公告（第三回）

当法人は、令和四年十二月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

大阪市西区九条一丁目一三番一一号
医療法人フジイ内科クリニック
清算人　藤井永都子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

鹿児島市荒田一丁目三四番一三号
医療法人邦仁会
清算人　岩下貴美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市東野幌町四〇番地一、最後の住所北海道江別市東野幌町四〇番地の一十三棟一〇七　被相続人　亡　山内　昌浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

札幌市中央区大通西十四丁目三番一大通丸一ビルヂング八階祖母井・中辻法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井坂　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道斜里郡斜里町本町一三番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　高橋　亮雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

北海道網走市南六条西二丁目四番地一フロムワンビル一階
相続財産清算人　弁護士　川瀬　敏朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道斜里郡斜里町青葉町五八番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小栗　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

北海道網走市南六条西二丁目四番地一フロムワンビル一階
相続財産清算人　弁護士　川瀬　敏朗

第９期決算公告

令和７年５月２日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
NCL Japan株式会社
代表取締役　ダニエル・セス・ファルカス

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	222,250,793
	固定資産	5,091,630
	資産合計	227,342,423
負債及び純資産の部	流動負債	146,814,913
	株主資本	80,527,510
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	75,527,510
	その他利益剰余金	75,527,510
	（うち当期純利益）	（18,442,949）
	負債・純資産合計	227,342,423

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市阿寒町北町二丁目二四番、最後の住所北海道釧路市阿寒町北町二丁目二四番五号　被相続人　亡　白府　宙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

北海道釧路市黒金町七丁目四番地一太平洋興発ビル八階　くしろ合同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　佐藤　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県東津軽郡平内町大字清水川字大川添二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　亀田　義明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

青森県青森市長島二丁目一二番六号

相続財産清算人　弁護士　井戸川亮一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県黒石市境松二丁目六番地、最後の住所青森県黒石市境松二丁目六番地　被相続人　亡　鈴木　孝明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

青森県弘前市大字青山四丁目一三番地一三

藤本司法書士事務所

相続財産清算人　司法書士　藤本　祥平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県結城郡八千代町大字太田一一〇八番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　赤濵　初男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

事務所茨城県筑西市丙一一五番地

相続財産清算人　司法書士　荒井　秀喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市米島一一八五番地一〇九、最後の住所埼玉県春日部市米島一一八五番地　被相続人　亡　北原　邦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル四階四三三区山下・渡辺法律事務所

相続財産清算人　弁護士　久保田理広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都荒川区東日暮里六丁目二七番九号　被相続人　亡　朴　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月九日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

事務所東京都江東区東陽二―四―二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市北山町二丁目一六番地の九、最後の住所東京都府中市北山町二丁目一六番地の九　被相続人　亡　飯山　康代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

事務所東京都中央区日本橋室町一丁目一二番一五号テラサキ第二ビル二階　尾崎法律事務所

相続財産清算人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県伊勢原市日向七二八番地、最後の住所神奈川県伊勢原市西富岡一〇六七番地　被相続人　亡　天野　信男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

神奈川県小田原市本町一丁目四番七号朝日生命小田原ビル四〇二　おだわら総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　加藤　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港北区新吉田東六丁目二一六六番地、最後の住所神奈川県横浜市港北区新吉田東六丁目四五番三七号　被相続人　亡　原田美智也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

神奈川県横浜市中区山下町二二三―一ＮＵ関内ビル四階　シーサイド横浜法律事務所

相続財産清算人　弁護士　奥　祐介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区巻甲四八三番地二、最後の住所新潟市西区西有明町一番二〇号特別養護老人ホーム有明園　被相続人　亡　滝沢　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

住所兼事務所新潟市西区五十嵐二の町九一二八番地一二

相続財産清算人　司法書士　古俣　嘉文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市山代温泉桔梗丘三丁目七番地、最後の住所石川県加賀市山田町蛇谷一番地一九加賀中央メディケアホーム　被相続人　亡　竹田　敬廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

石川県小松市小馬出町二七番地六　丸ビル二階　やすらぎ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　髙見健次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字小山一二三四番地二、最後の住所長野県須坂市大字小山一二三四番地の二　被相続人　亡　山際　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

事務所長野市大字中御所一六六番地八　田中善助法律事務所

相続財産清算人　弁護士　田中　良平

第66期決算公告

令和７年５月２日　茨城県水戸市笠原町1976番地の１

茨城ヨコハマタイヤ販売株式会社

代表取締役　鈴木　孝之

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,648,224	流動負債	1,939,962
固定資産	1,044,942	（賞与引当金）	(13,367)
		固定負債	127,040
		（退職給付引当金）	(88,708)
		株主資本	1,624,977
		資本金	60,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	1,564,977
		利益準備金	37,320
		その他利益剰余金	1,527,657
		（うち当期純利益）	(146,712)
		評価・換算差額等	1,187
資産合計	**3,693,167**	**負債・純資産合計**	**3,693,167**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市駄知町九九一番地四、最後の住所岐阜県土岐市駄知町九八九番地の九一

被相続人　亡　酒井　澄男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

岐阜県可児市広見一丁目一七番地　大晃ビル二階　弁護士法人平井法律事務所

相続財産清算人　弁護士　倉知　孝匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区山里町一五〇番地、最後の住所名古屋市名東区一社二丁目一三三番地ヴィアレイ一社五〇一号

被相続人　亡　金子　靖彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をしてください。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル六〇一号　鶴見法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山田　莉可

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区大将軍東鷹司町一五九番地、最後の住所京都市北区大将軍東鷹司町一五九番地

被相続人　亡　清水　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

京都市上京区河原町通丸太町上る東側　丸太町東洋亭ビル二階　河原町総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　向井　裕美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市浪速区難波中二丁目一〇番、最後の住所大阪市東成区神路四丁目一〇番二二―八〇六号　被相続人　亡　吉川　俊助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

大阪市北区西天満一―二―五大阪ＪＡビル三階

相続財産清算人　弁護士　北村　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住之江区浜口東二丁目四三番地、最後の住所大阪府南河内郡河南町大字加納一七番地　被相続人　亡　辻川　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

大阪市中央区瓦町一―六―一〇大阪ＪＰビル四階　大阪瓦町法律事務所

相続財産清算人　弁護士　橋本　亮太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市水尾二丁目一番、最後の住所大阪府茨木市大字安元二七番地　茨木療護園

被相続人　亡　米谷　勝仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

大阪市北区西天満四―一一―二二阪神神明ビル九〇一号

相続財産清算人　弁護士　永井誠一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古郡稲美町幸竹三五四番地、最後の住所兵庫県加古郡稲美町六分一　一一七八番地の三一八　被相続人　亡　坂元　正嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

兵庫県姫路市南条一〇番四

相続財産清算人　弁護士　平田　元秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市中屋敷町四番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町富田一七〇三番地　成樹園　被相続人　亡　廣田加代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

和歌山県日高郡みなべ町芝三七七番地一五

相続財産清算人　司法書士　井口　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区楠木町一丁目一四番、最後の住所広島市西区楠木町一丁目一四番一〇―七〇五号楠木マンション

被相続人　亡　安村正之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月四日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

広島市佐伯区五日市中央一丁目三番三四号

相続財産清算人　司法書士　中尾　雅寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糟屋郡粕屋町原町四丁目二八二番地四、最後の住所福岡県糟屋郡宇美町神武原三丁目二九番五号　被相続人　亡　今泉冨美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

福岡市博多区博多駅東一丁目一二番六号花村ビル五階　浜田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　浜田　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像市神湊一二四二番地一二一、最後の住所福岡県宗像市神湊一二四二番地二一一　被相続人　亡　立山　秀則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月九日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号

相続財産清算人　司法書士　野中　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市博多区御供所町一八番地、最後の住所福岡県那珂川市片縄西二丁目四番三号　被相続人　亡　瀬口健一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日

福岡県福岡市博多区中呉服町二―九―四〇二

相続財産清算人　司法書士　原田　憲

第８期決算公告

令和７年３月27日　埼玉県蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘3469番１

株式会社エルビー

代表取締役社長　畑中　晴彦

財政状態計算書の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び資本の部	
流動資産	2,086	流動負債	3,026
非流動資産	10,503	非流動負債	9,361
		資本	203
		資本金	460
		資本剰余金	4,440
		利益剰余金	△4,727
		新株予約権	3
		（うち当期損失）	(865)
		その他の資本の構成要素	26
資産合計	12,590	負債・資本合計	12,590

※　上記は、国際会計基準（ＩＦＲＳ）により作成しております。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県松浦市志佐町里免一六五一番地
五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　松田　勇児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二日
長崎県松浦市志佐町浦免八九二番地一〇宮前ビル一階森川司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　森川　寛子

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。
一　対象土地　福岡県中間市蓮花寺三丁目五二八三番
二　供託所　福岡法務局北九州支局
三　供託番号　令和七年度金第四八号
四　供託金額　七十三万九千九百六十一円
五　裁判所　福岡地方裁判所小倉支部
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和六年（チ）第四号

令和七年五月二日
福岡県北九州市小倉北区米町一丁目一番一号小倉駅前ひびきビル三〇三号　平和通り法律事務所
所有者不明土地管理人　植竹　克典

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。
一　対象土地　福岡県中間市蓮花寺二丁目四九四六番
二　供託所　福岡法務局北九州支局
三　供託番号　令和七年度金第四九号
四　供託金額　百二十六万九千六十七円
五　裁判所　福岡地方裁判所小倉支部
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和六年（チ）第四号

令和七年五月二日
福岡県北九州市小倉北区米町一丁目一番一号小倉駅前ひびきビル三〇三号　平和通り法律事務所
所有者不明土地管理人　植竹　克典

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一　不在者　島崎　博人
住所　群馬県邑楽郡明和町新里二六四番地一カーサプラシードB一〇一
生年月日　昭和四十二年四月十一日
二　供託所　前橋地方法務局
三　供託番号　令和七年度金第七号
四　供託金額　百三十九万七千百三十三円
五　裁判所　前橋家庭裁判所太田支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第二一〇〇号

令和七年五月二日
群馬県前橋市元総社町三七一八番地三
不在者財産管理人　弁護士　星野　公洋

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一　不在者　尹　愛
住所　不明
生年月日　西暦一九一一年十二月九日
二　供託所　横浜地方法務局横須賀支局
三　供託番号　令和七年度金第三〇号
四　供託金額　八〇七、六二〇円
五　裁判所　横浜家庭裁判所横須賀支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和元年（家）第五一〇六号

令和七年五月二日
神奈川県横須賀市大滝町一丁目二五番一号
不在者財産管理人　弁護士　影山　愛

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一　不在者　永田　潤子
住所　不詳
生年月日　昭和二十三年十二月二十二日
二　供託所　神戸地方法務局尼崎支局
三　供託番号　令和七年度金第二十三号
四　供託　八五二、九〇二円
五　裁判所　神戸家庭裁判所尼崎支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和三年（家）第七〇〇三六号

令和七年五月二日
兵庫県西宮市産所町一四番五号ニュートンビル西宮三〇一号
不在者財産管理人　弁護士　榎本　祐規

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一　被相続人　亡　富張　茂
最後の住所　神奈川県伊勢原市西富岡一三二五番地の七富岡ホーム
生年月日　昭和二十三年六月十八日
死亡年月日　令和六年一月二日
二　供託所　横浜地方法務局西湘二宮支局
三　供託番号　令和七年度金第一九号
四　供託金額　二、一一五、四一四円
五　裁判所　横浜家庭裁判所小田原支部
六　事件名　相続財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第四〇〇四号

令和七年五月二日
神奈川県小田原市栄町一丁目一四番五二号ＭＡＮＡＸビル五階
相続財産管理人　八木下美帆

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年５月２日

記

［掲載順序］　①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大宮ソニックシティ株式会社　②埼玉県知事(5)19989　③代表取締役　中島俊浩　④埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目７番地５　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目７番地５　大宮ソニックシティ株式会社　代表取締役　中島俊浩

①Supernova Furano合同会社　②関整特事第114号　③代表社員　Supernova Land Limited　職務執行者　クォック・ジェイソン・メン・リン　④東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３階　⑤1000万円　⑥関東地方整備局　⑦東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３階　Supernova Furano合同会社　代表社員　Supernova Land Limited　職務執行者　クォック・ジェイソン・メン・リン

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一　被相続人　亡　六名　弘
最後の住所　岡山市北区御津紙工一四一〇番地
生年月日　昭和十五年五月九日
死亡年月日　令和五年四月二十三日
二　供託所　岡山地方法務局
三　供託番号　令和七年度金第四十五号
四　供託金額　一六六万五七七〇円
五　裁判所　岡山家庭裁判所
六　事件名　相続財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第三〇〇七八号

令和七年五月二日
岡山市北区富田町二丁目一三番一二号ロートサイドビル二階
相続財産管理人　菅　真彦

第 13 期 決 算 公 告

令和７年５月２日
東京都渋谷区初台１―51―１
初台センタービル５階
レガシー・ヘルスケア株式会社
代表取締役　椎葉　匡史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	16,271,063
	固定資産	540,001
	資産合計	16,811,064
負債及び純資産の部	流動負債	92,003,328
	固定負債	215,363,051
	株主資本	△290,555,315
	資本金	5,750,000
	利益剰余金	△296,305,315
	その他利益剰余金	△296,305,315
	（うち当期純損失）	(15,505,016)
	負債・純資産合計	16,811,064

決　算　公　告

令和７年５月２日
東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号
J―Screen株式会社
代表取締役　ラノジョイ・ハズラ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	467,068
	固定資産	331,998
	合計	799,066
負債及び純資産の部	流動負債	97,456
	賞与引当金	12,711
	固定負債	16,922
	株主資本	684,687
	資本金	1,000
	利益剰余金	683,687
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	683,437
	（うち当期純利益）	(97,042)
	合計	799,066

第 12 期 決 算 公 告

令和７年３月27日
東京都台東区秋葉原１番１号
ＥＬＥＳＴＹＬＥ株式会社
代表取締役　盧　迪

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,992,676
	固定資産	48,868
	合計	2,041,544
負債及び純資産の部	流動負債	943,068
	株主資本	1,098,415
	資本金	490,000
	資本剰余金	1,017,400
	資本準備金	1,017,400
	利益剰余金	△408,984
	その他利益剰余金	△408,984
	（うち当期純損失）	(115,503)
	新株予約権	60
	合計	2,041,544

第 24 期 決 算 公 告

令和７年５月２日
横浜市港北区新横浜二丁目５番５号
ユー・エス・アイ・ジャパン株式会社
代表取締役　鍾　智孝

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	165,835
	固定資産	12,560
	合計	178,395
負債及び純資産の部	流動負債	24,669
	納税引当金	890
	固定負債	5,174
	株主資本	148,552
	資本金	95,000
	利益剰余金	53,552
	その他利益剰余金	53,552
	（うち当期純利益）	(8,072)
	合計	178,395

第 26 期決算公告

令和７年５月２日
東京都港区芝公園一丁目７番６号
エクスペダイターズ・ジャパン株式会社
代表取締役　アレン・ジェイ・ワン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	4,491,147,842
	固定資産	247,446,189
	資産合計	4,738,594,031
負債及び純資産の部	流動負債	3,052,771,507
	賞与引当金	174,044,706
	固定負債	28,093,400
	原状回復引当金	28,093,400
	株主資本	1,657,729,124
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	1,607,729,124
	利益準備金	12,500,000
	その他利益剰余金	1,595,229,124
	負債・純資産合計	4,738,594,031

(注)　当期純利益　1,334,681,200円

第 9 期 決 算 公 告

令和７年５月２日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三菱ＨＣキャピタル不動産投資顧問株式会社
代表取締役　遠又　寛行

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,046,563
	固定資産	231,236
	資産合計	1,277,799
負債及び純資産の部	流動負債	127,321
	（うち賞与引当金）	(40,722)
	株主資本	1,150,477
	資本金	200,000
	利益剰余金	950,477
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	900,477
	（うち当期純利益）	(143,302)
	負債・純資産合計	1,277,799

第７期決算公告

令和７年５月２日
岡山県津山市戸島893―15
株式会社美作国電力
代表取締役　松田　欣也

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	125,238
	固定資産	62,671
	合計	187,909
負債及び純資産の部	流動負債	43,517
	固定負債	77,923
	株主資本	66,469
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	36,469
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	36,169
	（うち当期純利益）	(16,040)
	合計	187,909

第 32 期決算公告

令和７年３月27日
沖縄県那覇市安謝二丁目６番19号
沖縄環境調査株式会社
代表取締役　中村　栄秀

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	322,544
	固定資産	254,803
	合計	577,347
負債及び純資産の部	流動負債	34,176
	（賞与引当金）	(583)
	固定負債	59,184
	（退職給付引当金）	(26,384)
	株主資本	483,987
	資本金	10,000
	利益剰余金	473,987
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	471,487
	合計	577,347

(注)　当期純利益　29,861千円

第５期決算公告

令和７年５月２日
香川県高松市林町2535―７
レーマン中川株式会社
代表取締役　中川　茂樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,240
	固定資産	403,507
	繰延資産	854
	合計	441,601
負債及び純資産の部	流動負債	30,633
	固定負債	427,829
	株主資本	△16,861
	資本金	3,000
	利益剰余金	△19,861
	その他利益剰余金	△19,861
	（うち当期純損失）	(2,574)
	合計	441,601

第７期決算公告

2025年５月２日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
ファーストライト・キャピタル株式会社

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	141,595
	固定資産	174,710
	資産合計	316,306
負債及び純資産の部	流動負債	75,578
	固定負債	12,090
	株主資本	225,575
	資本金	35,000
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	35,000
	利益剰余金	155,575
	その他利益剰余金	155,575
	（うち当期純利益）	(109,560)
	評価・換算差額等	3,062
	有価証券評価差額金	3,062
	負債・純資産合計	316,306

第６期決算公告

令和７年３月31日
東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー15階
OnRobot Japan株式会社
代表取締役　スコット・スモーラー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	10,511,774
	固定資産	136,124
	資産合計	10,647,898
負債及び純資産の部	流動負債	570,291
	株主資本	10,077,607
	資本金	500,000
	利益剰余金	9,577,607
	その他利益剰余金	9,577,607
	（うち当期純利益）	(1,765,177)
	負債・純資産合計	10,647,898

第 17 期決算公告

令和７年３月24日
東京都品川区東品川二丁目２番４号
トータルサポート株式会社
代表取締役　佐藤　重人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	492,305
	固定資産	86,879
	資産合計	579,184
負債及び純資産の部	流動負債	254,377
	固定負債	273,216
	負債合計	527,592
	株主資本	51,592
	資本金	3,000
	利益剰余金	48,592
	その他利益剰余金	48,592
	（うち当期純利益）	(5,170)
	純資産合計	51,592
	負債・純資産合計	579,184

第14期決算公告　令和７年５月２日
東京都渋谷区渋谷３－３－１
Ａ－ＰＬＡＣＥ渋谷金王８階
Peatix Japan株式会社
代表取締役　岩井　直文

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,398,375
	固定資産	58,535
	資産合計	**1,456,910**
負純債資産及びの部	流動負債	846,062
	固定負債	58,119
	株主資本	552,729
	資本金	296,023
	資本剰余金	296,023
	資本準備金	296,023
	利益剰余金	△39,318
	その他利益剰余金	△39,318
	（うち当期純利益）	（13,535）
	負債・純資産合計	**1,456,910**

決算公告　令和７年５月２日
東京都港区六本木一丁目４番５号
レボリュート・ジャパン株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,058
	資産合計	**5,058**
負純債資産及びの部	流動負債	4,267
	株主資本	790
	資本金	10
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△9,219
	その他利益剰余金	△9,219
	（うち当期純損失）	（1,472）
	負債・純資産合計	**5,058**

決算公告　令和７年５月２日
東京都港区六本木一丁目４番５号
REVOLUT TECHNOLOGIES JAPAN株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,039,587
	固定資産	41,073
	資産合計	**8,080,660**
負純債資産及びの部	流動負債	6,686,217
	固定負債	31,578
	株主資本	1,362,864
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,268,404
	資本準備金	1,030,000
	その他資本剰余金	238,404
	利益剰余金	△5,539
	その他利益剰余金	△5,539
	（うち当期純利益）	（3,929）
	負債・純資産合計	**8,080,660**

第39期決算公告　令和７年５月２日
東京都千代田区大手町１－１－１
大手町パークビルディング７階
株式会社グローバル伸和製薬
代表取締役　高橋　伸幸

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,274,092
	資産合計	**1,274,092**
負純債資産及びの部	流動負債	180,000
	負債合計	**180,000**
	株主資本	1,094,092
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	△48,905,908
	利益準備金	6,170,000
	その他利益剰余金	△55,075,908
	（うち当期純損失）	（386,568）
	純資産合計	**1,094,092**
	負債・純資産合計	**1,274,092**

第18期決算公告
令和７年５月２日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Technology Partners International株式会社
代表取締役　高橋　隆敏

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	48,805,504
	資産合計	**48,805,504**
負純債資産及びの部	流動負債	52,802,852
	株主資本	△3,997,348
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△8,997,348
	その他利益剰余金	△8,997,348
	（うち当期純利益）	（1,682,496）
	負債・純資産合計	**48,805,504**

第４期決算公告　令和７年５月２日
東京都新宿区西新宿八丁目11番10号
星野ビルディング３階
オープンオフィス西新宿駅前
スマートストリーム・テクノロジーズ株式会社
代表取締役　リチャード・ボウラー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	14,676,273
	固定資産	58,500
	資産合計	**14,734,773**
負純債資産及びの部	流動負債	4,702,065
	有給休暇引当金	436,773
	株主資本	9,595,935
	資本金	100,000
	利益剰余金	9,495,935
	その他利益剰余金	9,495,935
	（うち当期純利益）	（2,733,846）
	負債・純資産合計	**14,734,773**

第４期決算公告
令和７年５月２日　東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
丸の内二重橋ビル18階
エナジーグリッド株式会社
代表取締役　城﨑　洋平

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	24,377	流動負債	3,240
固定資産	47	固定負債	1
		株主資本	21,183
		資本金	14,000
		資本剰余金	1,333
		資本準備金	1,333
		利益剰余金	5,860
		その他利益剰余金	5,860
		（うち当期純損失）	（2,269）
		自己株式	△10
資産合計	**24,425**	**負債・純資産合計**	**24,425**

第57期決算公告
令和７年５月２日　北海道小樽市塩谷一丁目３番１号
札樽ヨコハマタイヤ株式会社
代表取締役　杉江俊太郎

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	478,201	流動負債	398,909
固定資産	66,986	（賞与引当金）	（1,577）
		固定負債	12,143
		（退職給付引当金）	（12,143）
		株主資本	134,135
		資本金	10,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	124,135
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	121,635
		（うち当期純利益）	（3,475）
		評価・換算差額等	0
資産合計	**545,188**	**負債・純資産合計**	**545,188**

第99期決算公告
令和７年５月２日　新潟県新潟市中央区神道寺一丁目４番１号
新潟ヨコハマタイヤ株式会社
代表取締役　塚田　祐之

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,854,143	流動負債	2,480,869
固定資産	1,040,637	（賞与引当金）	（6,266）
		固定負債	107,898
		（退職給付引当金）	（61,715）
		株主資本	3,304,787
		資本金	40,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	3,264,787
		利益準備金	2,165
		その他利益剰余金	3,262,622
		（うち当期純利益）	（307,402）
		評価・換算差額等	1,225
資産合計	**5,894,781**	**負債・純資産合計**	**5,894,781**

決算公告
令和７年５月２日
東京都中央区日本橋小舟町８番６号Ｈ１〇日本橋小舟町
Syniverse Technologies株式会社
代表取締役　山口　裕市

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	289,014	流動負債	214,710
固定資産	60,906	有給休暇引当金	2,241
		株主資本	135,209
		資本金	40,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	75,209
		その他利益剰余金	75,209
		（うち当期純損失）	（29,129）
		評価・換算差額等	0
		為替換算調整勘定	0
資産合計	**349,920**	**負債・純資産合計**	**349,920**

第 57 期 決 算 公 告

令和７年５月２日　　鹿児島県鹿児島市東開町４番95号
鹿児島ヨコハマタイヤ株式会社
代表取締役　大竹山卓也

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,888,769	流動負債	1,710,546
固定資産	781,757	（賞与引当金）	(9,720)
		固定負債	92,745
		（退職給付引当金）	(81,959)
		株主資本	866,058
		資本金	90,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	776,058
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	776,058
		（うち当期純利益）	(38,664)
		評価・換算差額等	1,177
資産合計	**2,670,527**	**負債・純資産合計**	**2,670,527**

第 62 期 決 算 公 告

2025年５月２日
山口県周南市本町２丁目25番地
和泉産業株式会社
代表取締役　和泉　貴信

貸借対照表の要旨
（2025年１月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,856	流動負債	1,761
固定資産	827	固定負債	188
		株主資本	713
		資本金	36
		利益剰余金	677
		利益準備金	9
		その他利益剰余金	668
		（うち当期純利益）	(91)
		評価・換算差額等	20
		その他有価証券評価差額金	20
資産合計	**2,683**	**負債・純資産合計**	**2,683**

第 48 期 決 算 公 告

令和７年３月28日　　福岡県直方市大字感田811番地１
株式会社メイホー
代表取締役　永松　克彦

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,750,752	流動負債	1,162,567
固定資産	1,242,813	固定負債	1,352,828
		負債合計	**2,515,395**
		株主資本	460,003
		資本金	100,000
		資本剰余金	50,000
		利益剰余金	427,753
		利益準備金	30,100
		その他利益剰余金	397,653
		（うち当期純損失）	(38,059)
		自己株式	△117,750
		評価・換算差額等	18,166
		純資産合計	**478,169**
資産合計	**2,993,565**	**負債・純資産合計**	**2,993,565**

第 51 期 決 算 公 告

令和７年５月２日　沖縄県島尻郡南風原町津嘉山1358番地１
沖縄ヨコハマタイヤ株式会社
代表取締役　國吉　真史

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,101,363	流動負債	511,976
固定資産	240,242	（賞与引当金）	(3,312)
		固定負債	25,460
		（退職給付引当金）	(3,962)
		株主資本	804,168
		資本金	25,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	779,168
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	772,918
		（うち当期純利益）	(100,993)
		評価・換算差額等	0
資産合計	**1,341,605**	**負債・純資産合計**	**1,341,605**

第 78 期 決 算 公 告

令和７年５月２日　　東京都中央区晴海一丁目８番10号
株式会社アイアンドエス・ビービーディオー
代表取締役社長　永井　祥裕

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	18,728	流動負債	10,310
固定資産	726	固定負債	173
		株主資本	8,891
		資本金	450
		資本剰余金	4,292
		資本準備金	4,292
		利益剰余金	4,149
		利益準備金	134
		その他利益剰余金	4,014
		（うち当期純利益）	(440)
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	80
		有価証券評価差額金	80
資産合計	**19,455**	**負債・純資産合計**	**19,455**

第 22 期 決 算 公 告

2025年４月23日　　北九州市八幡西区小嶺二丁目10番１号
株式会社三井スタンピング
代表取締役社長　久壽米木和宏

貸借対照表の要旨　（2025年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,809,604	流動負債	810,353
固定資産	2,449,670	固定負債	5,073
		負債合計	**815,426**
		株主資本	3,443,848
		資本金	100,000
		資本剰余金	350,000
		資本準備金	225,000
		その他資本剰余金	125,000
		利益剰余金	2,993,848
		その他利益剰余金	2,993,848
		（うち当期純利益）	(36,814)
		純資産合計	**3,443,848**
資産合計	**4,259,275**	**負債・純資産合計**	**4,259,275**

第 64 期 決 算 公 告

令和７年５月２日　　東京都墨田区緑二丁目５番７号
西田金属株式会社
代表取締役　西田　定弘

貸借対照表の要旨　（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,191,417	流動負債	1,506,622
固定資産	618,749	賞与引当金	6,208
		固定負債	366,212
		株主資本	921,394
		資本金	50,000
		利益剰余金	871,394
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	856,394
		（うち当期純利益）	(17,760)
		評価・換算差額等	15,937
		その他有価証券評価差額金	15,937
資産合計	**2,810,166**	**負債・純資産合計**	**2,810,166**

第 2 期 決 算 公 告

令和７年５月２日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
横浜本牧２プロパティー特定目的会社
取締役　安藤　康浩

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
その他の資産	2,033,917	流動負債	2,070,966
流動資産	87,092	**負債合計**	**2,070,966**
固定資産	1,942,169	社員資本	△37,048
有形固定資産	1,942,169	特定資本金	100
繰延資産	4,656	剰余金	△37,148
		当期未処理損失	37,148
		（うち当期純損失）	(37,142)
		純資産合計	**△37,048**
資産合計	**2,033,917**	**負債・純資産合計**	**2,033,917**

第40期決算公告

令和７年５月２日
東京都中央区晴海一丁目８番10号
株式会社ビービーディオージャパン
代表取締役　永井　祥裕

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	823,867
	固定資産	18,066
	合計	841,934
負債及び純資産の部	流動負債	300,323
	株主資本	541,610
	資本金	30,000
	利益剰余金	511,610
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	504,110
	（うち当期純利益）	(26,654)
	合計	841,934

第44期決算公告

令和７年５月２日
福島県郡山市安積一丁目76番
平田生コンクリート株式会社
代表取締役　佐藤　寿一

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	208,775
	固定資産	33,518
	合計	242,293
負債及び純資産の部	流動負債	37,936
	株主資本	204,357
	資本金	10,000
	利益剰余金	194,357
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	194,257
	（うち当期純損失）	(1,411)
	合計	242,293

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二日
福島県郡山市安積一丁目七六番
平田生コンクリート株式会社
代表取締役　佐藤　寿一

第11期決算公告

令和７年５月２日
東京都港区芝五丁目33番11号
株式会社リードウェル
代表取締役社長　深井　恭佑

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,407
	固定資産	986
	合計	26,394
負債及び純資産の部	流動負債	8,842
	株主資本	17,551
	資本金	200
	利益剰余金	17,351
	その他利益剰余金	17,351
	（うち当期純損失）	(592)
	合計	26,394

第20期決算公告

令和７年５月２日
名古屋市中区栄五丁目26番39号
ＧＳ栄ビル３階
株式会社ケアレビュー
代表取締役　加藤　良平

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	38,590
	固定資産	2,133
	合計	40,723
負債及び純資産の部	流動負債	5,551
	株主資本	35,172
	資本金	30,000
	資本剰余金	32,000
	その他資本剰余金	32,000
	利益剰余金	5,172
	その他利益剰余金	5,172
	（うち当期純利益）	(9,658)
	自己株式	△32,000
	合計	40,723

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二日
名古屋市中区栄五丁目二六番三九号ＧＳ栄ビル三階
（甲）代表取締役　株式会社ケアレビュー
名古屋市中村区名駅三丁目四番一〇号　加藤　良平
アルティメイト名駅１ｓｔ二階
（乙）アールラボ合同会社
代表社員　加藤　良平

第8期決算公告

令和７年３月28日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
昭石インターナショナル株式会社
代表取締役　横山　俊文

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	131,614
	固定資産	6,234
	資産合計	137,848
負債及び純資産の部	流動負債	45,698
	株主資本	92,150
	資本金	10,000
	利益剰余金	82,150
	その他利益剰余金	82,150
	（うち当期純利益）	(1,880)
	負債・純資産合計	137,848

第68期決算公告

令和７年５月２日
大阪市北区万歳町３番41号305
日本部品株式会社
代表取締役　廣中　佑大

貸借対照表の要旨
（令和６年６月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	150,855
	固定資産	25,362
	合計	176,217
負債及び純資産の部	流動負債	69,315
	固定負債	167,819
	株主資本	△60,917
	資本金	26,000
	利益剰余金	△86,917
	利益準備金	6,500
	その他利益剰余金	△93,417
	（うち当期純利益）	(11,066)
	合計	176,217

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百万円、利益準備金の額を四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二日
大阪市北区万歳町三番四一号三〇五
日本部品株式会社
代表取締役　廣中　佑大

第12期決算公告

令和７年３月28日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
昭石オーバーシーズ＆インベストメント株式会社
代表取締役　横山　俊文

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	678,117
	固定資産	2,265,329
	資産合計	2,943,447
負債及び純資産の部	流動負債	10,161
	株主資本	2,933,286
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,552,000
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	2,549,500
	利益剰余金	371,286
	その他利益剰余金	371,286
	（うち当期純利益）	(371,525)
	負債・純資産合計	2,943,447

第59期決算公告

令和７年５月２日
大阪市中央区松屋町６番10―202号
株式会社丸三
代表取締役　松田　順子

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,041
	固定資産	61,826
	合計	68,867
負債及び純資産の部	流動負債	205
	固定負債	75,450
	株主資本	△6,787
	資本金	40,000
	利益剰余金	△46,787
	その他利益剰余金	△46,787
	（うち当期純損失）	(65)
	合計	68,867

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二日
大阪市中央区松屋町六番一〇―二〇二号
株式会社丸三
代表取締役　松田　順子

第13期決算公告　令和７年５月２日
大分県大分市東大道二丁目４番５―1409号
ＰａｒｋＡｖｅｎｕｅＥａｓｔ
株式会社ＭＩＲＡＩ
代表取締役　村井　雄司

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	396,439
	固定資産	7,296,657
	合計	7,693,096
負純債資及産び部	流動負債	680,623
	固定負債	5,893,356
	株主資本	1,119,117
	資本金	1,000
	資本剰余金	997,616
	その他資本剰余金	997,616
	利益剰余金	120,501
	その他利益剰余金	120,501
	（うち当期純利益）	(102,720)
	合計	7,693,096

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は合同会社ＭＩＲＡＩとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二日
大分県大分市東大道二丁目四番五―一四
○九号ＰａｒｋＡｖｅｎｕｅＥａｓｔ
株式会社ＭＩＲＡＩ
代表取締役　村井　雄司

第28期決算公告
令和７年３月28日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド株式会社
代表取締役　オルソン・タッド

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,504,648
	固定資産	537,764
	資産合計	4,042,413
負純債資及産び部	流動負債	2,388,332
	固定負債	128,859
	株主資本	1,525,220
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,515,220
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,512,720
	（うち当期純利益）	(558,833)
	負債・純資産合計	4,042,413

第31期決算公告
令和７年５月２日　東京都港区虎ノ門１丁目23番１号
サンド株式会社
代表取締役社長　マンリオ・フロレンザーノ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,853	流動負債	22,053
固定資産	2,543	固定負債	10,192
		負債合計	32,246
		株主資本	2,150
		資本金	100
		資本剰余金	1,918
		資本準備金	190
		その他資本剰余金	1,728
		利益剰余金	131
		利益準備金	395
		その他利益剰余金	△263
		純資産合計	2,150
資産合計	34,397	負債・純資産合計	34,397

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	44,079
売上原価	33,448
売上総利益	10,630
販売費及び一般管理費	9,861
営業利益	768
営業外損益	△288
経常利益	480
特別損益	△284
税引前当期純利益	196
法人税、住民税及び事業税	129
法人税等調整額	△64
当期純利益	131

第21期決算公告
令和７年３月28日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド投資顧問株式会社
代表取締役　田中　義幸

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	965,491
	固定資産	1,162,701
	資産合計	2,128,192
負純債資及産び部	流動負債	1,052,638
	株主資本	1,075,554
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,065,554
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,063,054
	（うち当期純利益）	(15,136)
	負債・純資産合計	2,128,192

第９期決算公告
令和７年５月２日
東京都港区六本木１―６―１泉ガーデンタワー
周特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	2,159	流動負債	24
固定資産	2,159	固定負債	646
特定資産合計	2,159	負債合計	671
その他の資産	100	社員資本	1,588
流動資産	94	特定資本金	―
固定資産	―	優先資本金	1,596
繰延資産	6	剰余金	△7
その他の資産合計	100	純資産合計	1,588
資産合計	2,260	負債・純資産合計	2,260

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	69
営業費用	63
営業利益	6
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	6
税引前当期純利益	6
法人税・住民税及び事業税	1
当期純利益	5

第７期決算公告　令和７年５月２日
東京都港区芝公園１―７―６・６階
ＦＰＴコンサルティングジャパン株式会社
代表取締役　グェン・フゥ・ロン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,664,552
	固定資産	256,354
	資産合計	2,920,906
負純債資及産び部	流動負債	1,971,376
	固定負債	154,743
	退職金引当金	154,743
	株主資本	794,787
	資本金	270,000
	資本剰余金	70,000
	資本準備金	70,000
	利益剰余金	454,787
	その他利益剰余金	454,787
	（うち当期純利益）	(383,650)
	負債・純資産合計	2,920,906

第３期決算公告
令和７年５月２日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
福岡プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	16,596,531	流動負債	372,993
建物及び附属設備	11,506,456	固定負債	12,477,186
構築物	335,454	負債合計	12,850,179
機会及び装置	40,144	社員資本	5,524,327
器具及び備品	91,842	特定資本金	500
土地	4,622,635	優先資本金	5,850,000
その他の資産	1,777,975	剰余金	△326,173
流動資産	1,733,777	当期未処理損失	326,173
固定資産	42,115		
投資その他の資産	42,115		
繰延資産	2,083	純資産合計	5,524,327
資産合計	18,374,506	負債・純資産合計	18,374,506

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	108,413
営業費用	329,656
営業損失	221,243
営業外収益	69
経常損失	221,174
税引前当期純損失	221,174
住民税	1,210
当期純損失	222,384
前期繰越損失	103,788
当期未処理損失	326,173

第20期決算公告　令和７年５月２日
東京都港区三田三丁目５番19号33階
ＦＰＴジャパンホールディングス株式会社
代表取締役　ド・ヴァン・カック

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,366,233
	固定資産	8,267,715
	資産合計	13,633,948
負純債資及産び部	流動負債	8,658,875
	固定負債	2,098,077
	退職金引当金	70,833
	株主資本	2,876,996
	資本金	300,000
	利益剰余金	2,576,996
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	2,501,996
	（うち当期純利益）	(2,245,072)
	負債・純資産合計	13,633,948

第７期決算公告

令和７年５月２日
東京都港区芝公園１－７－６・６階
ＦＰＴソフトウェアジャパン株式会社
代表取締役　ド・ヴァン・カック

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,061,666
	固定資産	163,823
	資産合計	17,225,489
負債及び純資産の部	流動負債	15,858,628
	固定負債	570,344
	退職金引当金	477,288
	株主資本	796,517
	資本金	90,000
	資本剰余金	201,935
	利益剰余金	504,582
	利益準備金	28,980
	その他利益剰余金	475,602
	（うち当期純利益）	(1,268,844)
	負債・純資産合計	17,225,489

第３期決算公告

令和７年５月２日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
尼崎２プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	22,000,611	流動負債	34,610
建設仮勘定	6,074,461	固定負債	13,642,346
土地	15,926,151	負債合計	13,676,956
その他の資産	583,904	社員資本	8,907,559
流動資産	498,333	特定資本金	500
固定資産	75,430	Ａ種優先資本金	3,397,500
投資その他の資産	75,430	Ｂ種優先資本金	5,662,500
繰延資産	10,141	剰余金	△152,941
		当期未処理損失	152,941
		純資産合計	8,907,559
資産合計	22,584,515	負債・純資産合計	22,584,515

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	78,101
営業損失	78,101
営業外収益	38
経常損失	78,063
税引前当期純損失	78,063
住民税	1,210
当期純損失	79,273
前期繰越損失	73,668
当期未処理損失	152,941

第８期決算公告

令和７年５月２日
東京都港区芝公園１－７－６・６階
ＦＰＴテクノジャパン株式会社
代表取締役　グェン・ホアン・リン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,252,579
	固定資産	51,445
	資産合計	1,304,024
負債及び純資産の部	流動負債	1,027,892
	固定負債	84,286
	退職金引当金	40,527
	株主資本	191,846
	資本金	50,000
	資本剰余金	114,939
	利益剰余金	26,907
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	14,407
	（うち当期純利益）	(64,277)
	負債・純資産合計	1,304,024

第４期決算公告

令和７年５月２日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
東雲プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	8,682,298	流動負債	153,079
建物及び附属設備	2,914,537	固定負債	7,169,834
構築物	142,595	負債合計	7,322,913
器具及び備品	18,167	社員資本	2,192,482
土地	5,606,999	特定資本金	300
その他の資産	833,097	優先資本金	2,301,000
流動資産	804,526	剰余金	△108,818
固定資産	22,692	当期未処理損失	108,818
投資その他の資産	22,692		
繰延資産	5,879	純資産合計	2,192,482
資産合計	9,515,394	負債・純資産合計	9,515,394

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	35,846
営業費用	93,858
営業損失	58,013
営業外収益	73
経常損失	57,940
税引前当期純損失	57,940
住民税	950
当期純損失	58,890
前期繰越損失	49,929
当期未処理損失	108,818

第14期決算公告

令和７年５月２日
東京都港区芝公園一丁目６番７号
株式会社エヌ・エイ・シー
代表取締役　花岡　愼

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	702,008
	固定資産	5,375
	資産合計	707,383
負債及び純資産の部	流動負債	462,311
	株主資本	245,072
	資本金	48,307
	利益剰余金	196,765
	利益準備金	19,272
	その他利益剰余金	177,493
	（うち当期純利益）	(16,264)
	負債・純資産合計	707,383

第３期決算公告

令和７年５月２日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
谷田部プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	5,865,082	流動負債	17,487
建設仮勘定	3,306,692	固定負債	3,921,170
土地	2,558,390	負債合計	3,938,657
その他の資産	618,686	社員資本	2,545,110
流動資産	599,359	特定資本金	300
固定資産	12,168	優先資本金	2,600,000
投資その他の資産	12,168	剰余金	△55,190
繰延資産	7,158	当期未処理損失	55,190
		純資産合計	2,545,110
資産合計	6,483,768	負債・純資産合計	6,483,768

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	41,477
営業損失	41,477
営業外収益	68
経常損失	41,409
税引前当期純損失	41,409
住民税	950
当期純損失	42,359
前期繰越損失	12,830
当期未処理損失	55,190

第45期決算公告

令和７年３月28日
東京都千代田区神田須田町一丁目24番地６
ベルンドルフバンドジャパン株式会社
代表取締役社長　畠中　和紀

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	370
	固定資産	46
	資産合計	416
負債及び純資産の部	流動負債	210
	固定負債	61
	株主資本	145
	資本金	40
	利益剰余金	105
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	95
	（うち当期純利益）	(15)
	負債・純資産合計	416

第４期決算公告

令和７年５月２日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
瑞穂プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	38,030,805	流動負債	70,043
建物及び附属設備	18,619,628	固定負債	25,438,144
構築物	641,112	負債合計	25,508,187
器具及び備品	134,106	社員資本	16,006,649
土地	18,635,958	特定資本金	500
その他の資産	3,484,031	優先資本金	16,989,000
流動資産	3,447,496	剰余金	△982,851
固定資産	22,479	当期未処理損失	982,851
投資その他の資産	22,479		
繰延資産	14,056	純資産合計	16,006,649
資産合計	41,514,836	負債・純資産合計	41,514,836

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	19
営業費用	871,877
営業損失	871,858
営業外収益	443
経常損失	871,415
税引前当期純損失	871,415
住民税	1,210
当期純損失	872,625
前期繰越損失	110,226
当期未処理損失	982,851

第　６　期　決　算　公　告

令和７年５月２日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
神戸西プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	6,945,577	流動負債	89,415
建物及び附属設備	5,272,263	固定負債	7,281,880
構築物	167,669	負債合計	7,371,295
器具及び備品	20,212	社員資本	830,306
土地	1,485,434	特定資本金	200
その他の資産	1,256,023	優先資本金	550,000
流動資産	1,220,645	剰余金	280,106
固定資産	33,847	当期未処分利益	280,106
投資その他の資産	33,847		
繰延資産	1,532	純資産合計	830,306
資産合計	8,201,601	負債・純資産合計	8,201,601

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	700,467
営業費用	419,944
営業利益	280,524
営業外収益	56
経常利益	280,579
税引前当期純利益	280,579
法人税、住民税及び事業税	474
当期純利益	280,106
当期未処分利益	280,106

第２期決算公告　令和７年３月27日

東京都千代田区飯田橋三丁目11番25号
株式会社ユーグリーン・ジャパン
代表取締役　李　雷　傑

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	985,467,347
	固定資産	8,153,657
	資産合計	993,621,004
負債及び純資産の部	流動負債	919,773,157
	株主資本	73,847,847
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	72,847,847
	その他利益剰余金	72,847,847
	（うち当期純利益）	(70,388,474)
	負債・純資産合計	993,621,004

第　６　期　決　算　公　告

令和７年５月２日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
松戸プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	24,314,035	流動負債	195,036
建物及び附属設備	8,595,796	固定負債	21,391,516
構築物	333,215	負債合計	21,586,551
機械及び装置	7,123	社員資本	5,517,768
器具及び備品	22,022	特定資本金	600
土地	15,355,879	優先資本金	5,068,000
その他の資産	2,790,284	剰余金	449,168
流動資産	2,639,206	当期未処分利益	449,168
固定資産	149,360		
投資その他の資産	149,360		
繰延資産	1,718	純資産合計	5,517,768
資産合計	27,104,319	負債・純資産合計	27,104,319

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,259,787
営業費用	808,810
営業利益	450,977
営業外収益	80
経常利益	451,057
税引前当期純利益	451,057
法人税、住民税及び事業税	1,889
当期純利益	449,168
当期未処分利益	449,168

第５期決算公告　令和７年３月31日

東京都港区元麻布三丁目１番６号
PrimeVigilance Japan株式会社
代表取締役　スコット・スモーラー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	48,426,965
	固定資産	3,923,005
	資産合計	52,349,970
負債及び純資産の部	流動負債	10,367,818
	負債合計	10,367,818
	株主資本	41,982,152
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	36,982,152
	その他利益剰余金	36,982,152
	（うち当期純利益）	(10,149,751)
	純資産合計	41,982,152
	負債・純資産合計	52,349,970

第　４　期　決　算　公　告

令和７年５月２日
東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
特定目的会社クスノキ
取締役　粟国　正樹

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	11,409,744	流動負債	25,813
建設仮勘定	3,000,739	固定負債	7,304,854
土地	8,409,006	負債合計	7,330,667
その他の資産	522,186	社員資本	4,601,264
流動資産	473,172	特定資本金	100
固定資産	43,250	優先資本金	4,808,000
投資その他の資産	43,250	剰余金	△206,836
繰延資産	5,764	当期未処理損失	206,836
		純資産合計	4,601,264
資産合計	11,931,931	負債・純資産合計	11,931,931

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	80,797
営業損失	80,797
営業外収益	50
経常損失	80,747
税引前当期純損失	80,747
住民税	950
当期純損失	81,697
前期繰越損失	125,139
当期未処理損失	206,836

第２期決算公告　令和７年３月18日

東京都港区元麻布三丁目１番６号
VerifyVASP株式会社
代表取締役　チア・シー・ユン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	355,400
	固定資産	―
	資産合計	355,400
負債及び純資産の部	流動負債	―
	固定負債	―
	株主資本	355,400
	資本金	500,000
	利益剰余金	△144,600
	その他利益剰余金	△144,600
	（うち当期純損失）	(139,100)
	負債・純資産合計	355,400

第　２　期　決　算　公　告

令和７年５月２日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
船橋プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	2,017,042	流動負債	35,941
有形固定資産	1,890,991	固定負債	1,995,690
建設仮勘定	1,890,991	負債合計	2,031,631
無形固定資産	126,050	社員資本	934,974
借地権	126,050	特定資本金	100
その他の資産	949,563	優先資本金	1,006,000
流動資産	878,351	剰余金	△71,126
固定資産	70,565	当期未処理損失	71,126
投資その他の資産	70,565		
繰延資産	647	純資産合計	934,974
資産合計	2,966,604	負債・純資産合計	2,966,604

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	36,635
営業損失	36,635
営業外収益	23
経常損失	36,611
税引前当期純損失	36,611
住民税	950
当期純損失	37,561
前期繰越損失	33,565
当期未処理損失	71,126

第４期決算公告　令和７年３月31日

東京都港区元麻布三丁目１番６号
Shiruba Taiga株式会社
代表取締役　スコット・スモーラー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	5,651,330
	固定資産	703,334
	資産合計	6,354,664
負債及び純資産の部	流動負債	32,161,739
	負債合計	32,161,739
	株主資本	△25,807,075
	資本金	12,500,000
	資本剰余金	12,500,000
	資本準備金	12,500,000
	利益剰余金	△50,807,075
	その他利益剰余金	△50,807,075
	（うち当期純損失）	(6,563,933)
	負債・純資産合計	6,354,664

第29期決算公告　令和７年５月２日

東京都港区芝大門二丁目８番13号
株式会社コネクト
代表取締役社長　牧屋　麻子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	748,690
	固定資産	209,430
	合計	958,120
負債及び純資産の部	流動負債	794,344
	固定負債	52,806
	株主資本	110,970
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△39,030
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△41,530
	（うち当期純利益）	(39,839)
	合計	958,120

第３期決算公告

令和７年５月２日

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
横浜本牧１プロパティー特定目的会社
取締役　安藤　康浩

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	24,824,735	流動負債	29,207
建設仮勘定	139,440	固定負債	16,532,000
土地	24,685,295	負債合計	16,561,207
その他の資産	2,697,310	社員資本	10,960,838
流動資産	2,066,351	特定資本金	100
固定資産	612,976	Ａ１種優先資本金	1,543,500
投資その他の資産	612,976	Ａ２種優先資本金	1,543,500
繰延資産	17,983	Ｂ種優先資本金	7,938,000
		剰余金	△64,262
		当期未処理損失	64,262
		純資産合計	10,960,838
資産合計	27,522,045	負債・純資産合計	27,522,045

損益計算書の要旨
（自　令和６年８月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	49,290
営業損失	49,290
営業外収益	12
経常損失	49,278
税引前当期純損失	49,278
住民税	504
当期純損失	49,782
前期繰越損失	14,481
当期未処理損失	64,262

第６期決算公告

令和７年５月２日

東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内
Yondr Japan株式会社
代表取締役　ハロルド・ヴァン・デン・アインデ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	249,472,225
	固定資産	0
	合計	249,472,225
負債及び純資産の部	流動負債	134,950,455
	固定負債	121,302,212
	株主資本	△6,780,442
	資本金	1
	利益剰余金	△6,780,443
	その他利益剰余金	△6,780,443
	（うち当期純利益）	(10,707,510)
	合計	249,472,225

第３期決算公告

令和７年５月２日

東京都中央区日本橋一丁目４番１号
エヌブイワイ株式会社
代表取締役　髙橋　英生

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	343,768	流動負債	155,078
固定資産	55,555,341	負債合計	155,078
		株主資本	55,744,031
		資本金	28,203,447
		資本剰余金	29,041,091
		資本準備金	28,203,447
		その他資本剰余金	837,644
		利益剰余金	△1,500,507
		その他利益剰余金	△1,500,507
		純資産合計	55,744,031
資産合計	55,899,109	負債・純資産合計	55,899,109

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	596,835
営業損失	596,835
営業外収益	511
営業外費用	65,313
経常損失	661,637
税引前当期純損失	661,637
法人税、住民税及び事業税	1,225
当期純損失	662,863

第４期決算公告

令和７年５月２日

東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内
Remote Japan株式会社
代表取締役　ジョブ・ミヒール・バン・デル・フォート

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,870,869,428
	固定資産	1,207,669
	合計	1,872,077,097
負債及び純資産の部	流動負債	1,982,747,512
	株主資本	△110,670,415
	資本金	1
	利益剰余金	△110,670,416
	その他利益剰余金	△110,670,416
	（うち当期純損失）	(83,572,580)
	合計	1,872,077,097

第１期決算公告

令和７年５月２日

東京都港区三田三丁目５番19号33階
ＦＰＴスマートクラウドジャパン株式会社
代表取締役　グェン・フゥ・ロン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,491,771	流動負債	146,002
固定資産	140,974	負債合計	146,002
		株主資本	1,486,743
		資本金	1,500,000
		利益剰余金	△13,257
		その他利益剰余金	△13,257
		純資産合計	1,486,743
資産合計	1,632,745	負債・純資産合計	1,632,745

損益計算書の要旨
（自　令和６年11月14日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	—
売上原価	—
売上総利益	—
販売費及び一般管理費	13,177
営業損失	13,177
営業外収益	—
営業外費用	—
経常損失	13,177
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純損失	13,177
法人税、住民税及び事業税	79
法人税等調整額	—
当期純損失	13,256

第８期決算公告

令和７年５月２日

東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内
ボーダーフリーペイコジャパン株式会社
代表取締役　シャハール・チャイム・タマリ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	0
	合計	0
負債及び純資産の部	流動負債	425,318
	株主資本	△425,318
	資本金	100
	利益剰余金	△425,418
	その他利益剰余金	△425,418
	（うち当期純損失）	(28,060)
	合計	0

第21期決算公告

令和７年５月２日

東京都港区六本木一丁目４番５号
アークヒルズサウスタワー
アシュリオン・ジャパン株式会社
代表取締役　前田　隆志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	42,026	流動負債	18,150
固定資産	6,544	固定負債	1,145
有形固定資産	532	株主資本	29,275
無形固定資産	4,102	資本金	415
投資その他の資産	1,911	資本剰余金	405
		資本準備金	405
		利益剰余金	28,455
		その他利益剰余金	28,455
資産合計	48,570	負債・純資産合計	48,570

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	71,450
売上原価	60,746
売上総利益	10,704
販売費及び一般管理費	6,438
営業利益	4,266
営業外収益	2
営業外費用	263
経常利益	4,005
税引前当期純利益	4,005
法人税、住民税及び事業税	1,222
法人税等調整額	△17
当期純利益	2,800

第 34 期 決 算 公 告

令和７年５月２日　東京都品川区東品川２丁目２番４号
メキシケム ジャパン 株式会社
代表取締役社長　駒井　　亨

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,480	流動負債	2,195
固定資産	2,448	固定負債	834
		負債合計	**3,029**
		株主資本	9,899
		資本金	727
		資本剰余金	624
		資本準備金	487
		その他資本剰余金	137
		利益剰余金	8,548
		その他利益剰余金	8,548
		純資産合計	**9,899**
資産合計	**12,928**	**負債・純資産合計**	**12,928**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	10,718
売上原価	8,115
売上総利益	2,603
販売費及び一般管理費	1,438
営業利益	1,165
営業外収益	705
経常利益	1,870
特別利益	34
税引前当期純利益	1,904
法人税、住民税及び事業税	694
法人税等調整額	△12
当期純利益	1,222

第 3 期 決 算 公 告

令和７年５月２日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内
Hayfin Advisors Japan株式会社
代表取締役　高橋　圭祐

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	467,207,527
	合計	**467,207,527**
負債及び純資産の部	流動負債	377,230,057
	株主資本	89,977,470
	資本金	1
	資本剰余金	66,231,839
	その他資本剰余金	66,231,839
	利益剰余金	23,745,630
	その他利益剰余金	23,745,630
	（うち当期純利益）	(15,029,708)
	合計	**467,207,527**

第 4 期 決 算 公 告

令和７年５月２日
福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号
ＮＭＦ博多駅前ビル２階
博多アイランドシティ特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	10,051,233	流動負債	37,456
建設仮勘定	276,398	固定負債	6,506,000
土地	9,774,835	**負債合計**	**6,543,456**
その他の資産	806,492	社員資本	4,314,269
流動資産	585,769	特定資本金	500
固定資産	219,586	Ａ種優先資本金	2,071,000
投資その他の資産	219,586	Ｂ種優先資本金	2,289,000
繰延資産	1,137	剰余金	△46,231
		当期未処理損失	46,231
		純資産合計	**4,314,269**
資産合計	**10,857,725**	**負債・純資産合計**	**10,857,725**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	15,891
営業損失	15,891
営業外収益	9
経常損失	15,881
税引前当期純損失	15,881
住民税	1,059
当期純損失	16,940
前期繰越損失	29,290
当期未処理損失	46,231

第 21 期決算公告

令和７年５月２日
東京都品川区大崎一丁目６番３号
フランケジャパン株式会社
代表取締役　マルコ・ザンコロ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	537,390
	固定資産	161,192
	合計	**698,582**
負債及び純資産の部	流動負債	169,245
	（賞与引当金）	(5,005)
	固定負債	9,122
	株主資本	520,215
	資本金	50,000
	資本剰余金	68,000
	資本準備金	68,000
	利益剰余金	402,214
	その他利益剰余金	402,214
	（うち当期純損失）	(33,337)
	合計	**698,582**

第６期決算公告

令和７年５月２日
東京都港区赤坂三丁目１番２号
ＢＩＺＣＯＲＥ赤坂見附３階
Aspire Lifestyles Japan株式会社
代表取締役
マーティン・バーナード・コニーン

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	119,945
	固定資産	114,394
	合計	**234,340**
負債及び純資産の部	流動負債	733,628
	固定負債	4,463
	株主資本	△503,751
	資本金	10,000
	利益剰余金	△513,751
	その他利益剰余金	△513,751
	（うち当期純損失）	(184,596)
	合計	**234,340**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億七千百万円減少し一千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年六月三日であり、株主総会の決議は、令和七年四月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二日

東京都港区赤坂三丁目一番二号ＢＩＺＣＯＲＥ赤坂見附三階
Ａｓｐｉｒｅ Ｌｉｆｅｓｔｙｌｅｓ Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　マーティン・バーナード・コニーン

第 11 期 決 算 公 告

令和７年５月２日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内
復星マネジメント・ジャパン株式会社
代表取締役　龔　　平

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	133,533
	固定資産	10,180
	合計	**143,714**
負債及び純資産の部	流動負債	199,860
	固定負債	3,250
	株主資本	△59,396
	資本金	73,178
	利益剰余金	△132,574
	その他利益剰余金	△132,574
	（うち当期純損失）	(13,142)
	合計	**143,714**

第３期決算公告

令和７年５月２日
東京都品川区西五反田三丁目11番６号
ｅＬｉｆｅ株式会社
代表取締役　柏　　匠

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	311,158
	固定資産	48,210
	合計	**359,368**
負債及び純資産の部	流動負債	567,836
	株主資本	△208,467
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△258,467
	その他利益剰余金	△258,467
	（うち当期純損失）	(181,480)
	合計	**359,368**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二日

東京都品川区西五反田三丁目一一番六号
サンウエスト山手ビル四Ｆ
（甲）ｅｌｉｆｅ株式会社
代表取締役　ラン・ホアン

東京都品川区西五反田三丁目一一番六号
（乙）ｅＬｉｆｅ株式会社
代表取締役　柏　匠

第 1 期 決 算 公 告

令和７年５月２日
神奈川県横浜市中区柏葉８番地６
CLOUD INTERCONNECT GNT JAPAN株式会社
代表取締役　曾　　宇凱

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,308
	合計	**5,308**
負債及び純資産の部	流動負債	5,081
	株主資本	226
	資本金	5,000
	利益剰余金	△4,773
	その他利益剰余金	△4,773
	（うち当期純損失）	(4,773)
	合計	**5,308**

第 54 期 決 算 公 告

令和７年５月２日

広島県尾道市長者原二丁目165番28号

ヨコハマタイヤリトレッド株式会社

代表取締役　近藤　成俊

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,243,473
	固定資産	844,021
	資産合計	**2,087,495**
負債及び純資産の部	流動負債	458,498
	（賞与引当金）	(7,679)
	（役員賞与引当金）	(3,040)
	固定負債	165,711
	（退職給付引当金）	(95,392)
	負債合計	**624,209**
	株主資本	1,463,286
	資本金	210,000
	資本剰余金	215,130
	資本準備金	215,130
	利益剰余金	1,038,155
	利益準備金	1,015
	その他利益剰余金	1,037,140
	（うち当期純利益）	(79,350)
	評価・換算差額等	0
	純資産合計	**1,463,286**
	負債・純資産合計	**2,087,495**

第 49 期 決 算 公 告

令和７年５月２日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

霞が関ビルディング31階

アルテミンミネラルズジャパン株式会社

代表取締役　須藤　英夫

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,308
	固定資産	1,647
	資産合計	**3,955**
負債及び純資産の部	流動負債	1,355
	賞与引当金	30
	事業再編関係引当金	89
	訴訟損失引当金	192
	固定負債	184
	退職給与引当金	184
	負債合計	**1,539**
	株主資本	2,415
	資本金	495
	資本剰余金	779
	資本準備金	779
	利益剰余金	1,141
	利益準備金	110
	その他利益剰余金	1,031
	（うち当期純利益）	(354)
	純資産合計	**2,415**
	負債・純資産合計	**3,955**

第 53 期 決 算 公 告

令和７年５月２日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

霞が関ビルディング31階

アルテミンスペシャリティーズジャパン株式会社

代表取締役　須藤　英夫

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	925,201
	固定資産	349,957
	資産合計	**1,275,158**
負債及び純資産の部	流動負債	557,728
	賞与引当金	13,920
	固定負債	31,687
	退職給付引当金	31,687
	負債合計	**589,415**
	株主資本	685,743
	資本金	261,000
	利益剰余金	424,743
	利益準備金	65,250
	その他利益剰余金	359,493
	（うち当期純利益）	(147,274)
	純資産合計	**685,743**
	負債・純資産合計	**1,275,158**

第 21 期 決 算 公 告

令和７年３月28日

東京都千代田区永田町二丁目11番１号

クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社

代表取締役　田中　義幸

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,141,764
	固定資産	784,696
	資産合計	**2,926,460**
負債及び純資産の部	流動負債	440,049
	固定負債	20,866
	株主資本	2,464,817
	資本金	322,500
	資本剰余金	272,500
	資本準備金	272,500
	利益剰余金	1,869,817
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,857,317
	（うち当期純利益）	(402,213)
	評価・換算差額等	727
	その他有価証券評価差額金	727
	負債・純資産合計	**2,926,460**

第 29 期 決 算 公 告

令和７年５月２日

神奈川県平塚市追分２番１号

株式会社ワイエフシー

代表取締役　金﨑　謙治

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,273,652
	固定資産	310,179
	資産合計	**7,583,832**
負債及び純資産の部	流動負債	5,416,076
	（賞与引当金）	(10,065)
	（返品調整引当金）	(10,011)
	固定負債	101,281
	（退職給付引当金）	(53,203)
	負債合計	**5,517,358**
	株主資本	1,900,091
	資本金	105,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	1,795,091
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	1,795,091
	（うち当期純利益）	(416,315)
	評価・換算差額等	166,382
	純資産合計	**2,066,473**
	負債・純資産合計	**7,583,832**

第 36 期 決 算 公 告

令和７年５月２日

名古屋市熱田区金山町一丁目７番５号

電波学園金山第１ビル２階

株式会社コスモルート

代表取締役社長　島本　鉄弥

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	853,266
	固定資産	404,922
	資産合計	**1,258,189**
負債及び純資産の部	流動負債	473,234
	固定負債	311,086
	（うち退職給付引当金）	(64,754)
	（うち役員退職慰労引当金）	(82,658)
	負債の部合計	**784,321**
	株主資本	473,867
	資本金	68,360
	資本剰余金	69,119
	資本準備金	18,360
	その他資本剰余金	50,759
	利益剰余金	337,158
	利益準備金	6,161
	その他利益剰余金	330,997
	（うち当期純利益）	(47,204)
	自己株式	△770
	純資産の部合計	**473,867**
	負債・純資産合計	**1,258,189**

第 44 期 決 算 公 告

令和７年５月２日
大阪市鶴見区横堤３丁目２番31号
善山金属株式会社
代表取締役　善山　直茂

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	55,322
	固定資産	301,219
	合計	356,541
負債及び純資産の部	流動負債	319,758
	固定負債	27,886
	株主資本	8,897
	資本金	15,000
	利益剰余金	△6,102
	（うち当期純損失）	(20,042)
	合計	356,541

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二日
大阪市鶴見区横堤三丁目二番三一号
善山金属株式会社
代表取締役　善山　直茂

第 18 期 決 算 公 告

令和７年５月２日
長野県小諸市大字耳取56番地１
株式会社浅間建工
代表取締役　小林　正人

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,264
	固定資産	70
	合計	22,334
負債及び純資産の部	流動負債	1,868
	固定負債	1,455
	株主資本	19,010
	資本金	1,000
	利益剰余金	18,010
	その他利益剰余金	18,010
	（うち当期純利益）	(3,407)
	合計	22,334

第 34 期 決 算 公 告

令和７年５月２日
東京都新宿区高田馬場二丁目14番30号
株式会社シンワ
代表取締役　田　慶錫

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	255
	固定資産	502
	資産合計	757
負債及び純資産の部	流動負債	452
	固定負債	300
	株主資本	4
	資本金	10
	利益剰余金	△5
	その他利益剰余金	△5
	（うち当期純利益）	(73)
	負債・純資産合計	757

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エレナ（住所　東京都新宿区西早稲田三丁目二四番一一号）に対して当社の不動産事業、物品販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二日
東京都新宿区高田馬場二丁目一四番三〇号
株式会社シンワ
代表取締役　田　慶錫

第 60 期 決 算 公 告

令和７年５月２日
長野県小諸市大字耳取56番地１
株式会社浅間鋼機
代表取締役　小林　正人

貸借対照表の要旨（令和６年２月29日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	63,600
	固定資産	156,593
	合計	220,193
負債及び純資産の部	流動負債	76,145
	固定負債	92,446
	株主資本	51,601
	資本金	10,000
	利益剰余金	41,601
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	31,601
	（うち当期純損失）	(363)
	合計	220,193

共同新設分割公告

左記会社は新設分割により新設する株式会社グリーンエステート（住所　千葉県市原市五井五九九三八番地一）に対して、甲及び乙の太陽光発電事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二日
千葉県市原市五井五九九三八番地一
（甲）代表取締役　陽品運輸倉庫株式会社
（乙）代表取締役　鈴木美智子

乙の貸借対照表の要旨

（令和６年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	120,441,109
	固定資産	17,035,224
	資産合計	137,476,333
負債及び純資産の部	流動負債	46,308,338
	固定負債	4,185,000
	負債合計	50,493,338
	株主資本	86,982,995
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	76,982,995
	繰越利益剰余金	76,982,995
	（うち当期純利益）	(6,732,902)
	純資産合計	86,982,995
	負債・純資産合計	137,476,333

甲の貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,590,970,806
	固定資産	2,107,978,474
	資産合計	3,698,949,280
負債及び純資産の部	流動負債	1,517,497,384
	固定負債	1,691,370,006
	負債合計	3,208,867,390
	株主資本	490,081,890
	資本金	200,000,000
	利益剰余金	290,081,890
	利益準備金	1,775,000
	別途積立金	10,000,000
	繰越利益剰余金	278,306,890
	（うち当期純利益）	(31,164,094)
	純資産合計	490,081,890
	負債・純資産合計	3,698,949,280

第 43 期決算公告

令和７年５月２日
兵庫県西宮市与古道町６番17号
兵庫リハビリ株式会社
代表取締役　田辺　洋介

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	209,578
	（うち貸倒引当金）	(△412)
	固定資産	56,049
	資産合計	265,628
負債及び純資産の部	流動負債	56,905
	固定負債	34,313
	株主資本	174,410
	資本金	10,000
	利益剰余金	164,410
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	162,410
	（うち当期純利益）	(21,819)
	負債・純資産合計	265,628

第 9 期決算公告

令和７年５月２日
岡山市北区西古松西町８―17
株式会社タイオン365
代表取締役　藤井　大温

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	340,397
	固定資産	256,110
	繰延資産	7,560
	資産合計	604,068
負債及び純資産の部	流動負債	256,677
	固定負債	356,924
	株主資本	△9,533
	資本金	30,000
	利益剰余金	△39,533
	繰越利益剰余金	△39,533
	（うち当期純利益）	(15,140)
	負債・純資産合計	604,068

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二日
岡山市北区西古松西町八―一七
（甲）代表取締役　株式会社タイオン365
兵庫県西宮市与古道町六番一七号
（乙）代表取締役　兵庫リハビリ株式会社
田辺　洋介

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併の効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、令和七年六月二十三日に予定しております。

第 45 期 決 算 公 告

令和７年５月２日

広島市南区猿猴橋町４番５号
株式会社サンライズホールディングス
代表取締役　山本　雅之

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	581,738	流動負債	936,949
固定資産	1,664,568	固定負債	897,162
		株主資本	412,194
		資本金	50,000
		資本剰余金	594,821
		資本準備金	199,999
		その他資本剰余金	394,822
		利益剰余金	△ 232,626
		利益準備金	24,500
		その他利益剰余金	△ 257,126
		（うち当期純損失）	（369,709）
資産合計	2,246,307	負債・純資産合計	2,246,307

第 17 期 決 算 公 告

令和７年４月23日　京都府福知山市字天田31番地の１
株式会社タカミ
代表取締役　髙見　彰

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	651,101	流動負債	10,784
固定資産	888,253	固定負債	4,670
有形固定資産	819,870	株主資本	1,518,672
無形固定資産	87	資本金	80,000
投資その他の資産	68,295	利益剰余金	1,503,343
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	1,483,343
		（うち当期純利益）	（40,112）
		自己株式	△64,670
		評価・換算差額等	5,227
		その他有価証券評価差額金	5,227
資産合計	1,539,355	負債・純資産合計	1,539,355

第 6 期 決 算 公 告

令和７年５月２日

東京都千代田区内幸町二丁目２番３号３階
KLDiscovery Ontrack株式会社
代表取締役　ドーン・ミシェル・ウィルソン

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	347,592	流動負債	297,745
固定資産	1,137,339	（有給休暇引当金）	（19,743）
		固定負債	594
		（退職給付引当金）	（594）
		株主資本	1,186,591
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,105,000
		資本準備金	1,105,000
		利益剰余金	△18,408
		その他利益剰余金	△18,408
		（うち当期純利益）	（11,653）
資産合計	1,484,931	負債・純資産合計	1,484,931

第 47 期 決 算 公 告

令和７年５月２日　京都府京都市南区西九条川原城町110番地
日本インスツルメンツ株式会社
代表取締役　濵中　功

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,033	流動負債	282
固定資産	69	賞与引当金	20
		製品保証引当金	0
		未消化有給休暇引当金	1
		固定負債	1
		未払役員退職慰労金	1
		株主資本	2,819
		資本金	20
		利益剰余金	2,799
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	2,794
		（うち当期純利益）	（195）
資産合計	3,102	負債・純資産合計	3,102

第 5 期 決 算 公 告

令和７年５月２日　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
Univers株式会社
代表取締役　クン・ムン・ロック

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	88,931	流動負債	357,947
固定資産	54,550	（賞与引当金）	（21,494）
		（有給休暇引当金）	（4,501）
		固定負債	572,946
		株主資本	△787,413
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	△835,965
		その他利益剰余金	△835,965
		（うち当期純損失）	（259,214）
資産合計	143,481	負債・純資産合計	143,481

第 50 期 決 算 公 告

令和７年５月２日　東京都昭島市松原町三丁目９番12号
理学ロジスティクス株式会社
代表取締役　中村　栄作

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,384	流動負債	232
固定資産	49	賞与引当金	9
		固定負債	52
		退職給付引当金	50
		役員退職慰労引当金	1
		株主資本	1,149
		資本金	10
		資本剰余金	10
		資本準備金	10
		利益剰余金	1,129
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	1,126
		（うち当期純利益）	（168）
資産合計	1,433	負債・純資産合計	1,433

第 66 期 決 算 公 告

令和７年５月２日

東京都港区港南二丁目15番３号
株式会社ヨコハマタイヤジャパン
代表取締役　矢羽田雄彦

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	62,220	流動負債	71,974
固定資産	26,363	（賞与引当金）	（475）
有形固定資産	18,911	固定負債	7,546
無形固定資産	201	（退職給付引当金）	（4,526）
投資その他の資産	7,250	負債合計	79,521
		株主資本	8,193
		資本金	490
		資本剰余金	339
		資本準備金	99
		その他資本剰余金	240
		利益剰余金	8,838
		利益準備金	38
		その他利益剰余金	8,800
		自己株式	△1,475
		評価・換算差額等	869
		その他有価証券評価差額金	869
		純資産合計	9,062
資産合計	88,583	負債・純資産合計	88,583

損 益 計 算 書 の 要 旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	167,808	特別利益	14
売上原価	139,379	特別損失	62
売上総利益	28,429	税引前当期純利益	3,455
販売費及び一般管理費	25,381	法人税、住民税及び事業税	1,166
営業利益	3,048	法人税等調整額	△97
営業外収益	619	当期純利益	2,385
営業外費用	163		
経常利益	3,504		

第３期決算公告

令和７年５月２日
鹿児島県鹿屋市下高隈町4648番地25
株式会社ＡＫＡＨＩＤＡ
代表取締役　永射　強

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科	目	金額
資産の部	流動資産	21,281
	固定資産	210,675
	合計	231,956
負債及び純資産の部	流動負債	158,829
	固定負債	92,394
	株主資本	△19,266
	資本金	300
	利益剰余金	△19,566
	その他利益剰余金	△19,566
	（うち当期純損失）	(21,757)
	合計	231,956

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、各社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和七年五月二日
鹿児島県鹿屋市下高隈町四六四八番地二五
（甲）株式会社ＡＫＡＨＩＤＡ
代表取締役　永射　強
鹿児島県鹿屋市下祓川町一八五六番地三
（乙）ＬＩＮＫＳ株式会社
代表取締役　山﨑　一浩
鹿児島県鹿屋市笠之原町二九三九番地一
（丙）株式会社ＬＩＮＫＳ
代表取締役　山﨑　一浩

第12期決算公告

令和７年５月２日
鹿児島県鹿屋市笠之原町2939番地１
株式会社ＬＩＮＫＳ
代表取締役　山﨑　一浩

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科	目	金額
資産の部	流動資産	40,805
	固定資産	32,325
	繰延資産	183
	合計	73,314
負債及び純資産の部	流動負債	41,507
	固定負債	44,924
	株主資本	△13,117
	資本金	3,000
	利益剰余金	△16,117
	その他利益剰余金	△16,117
	（うち当期純損失）	(16,117)
	合計	73,314

第10期決算公告

令和７年５月２日
鹿児島県鹿屋市下祓川町1856番地３
ＬＩＮＫＳ株式会社
代表取締役　山﨑　一浩

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科	目	金額
資産の部	流動資産	4,938
	固定資産	416
	合計	5,355
負債及び純資産の部	流動負債	2,276
	固定負債	6,601
	株主資本	△3,521
	資本金	1,000
	利益剰余金	△4,521
	その他利益剰余金	△4,521
	（うち当期純損失）	(4,521)
	合計	5,355

第40期決算公告

令和７年３月28日
岩手県北上市和賀町竪川目１地割27番地５
ハイリマレリ岩手株式会社
代表取締役　名城　敏夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科	目	金額（千円）
資産の部	流動資産	6,900,723
	固定資産	824,187
	合計	7,724,910
負債及び純資産の部	流動負債	5,488,654
	固定負債	421,993
	株主資本	1,814,263
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,804,263
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,801,763
	（うち当期純損失）	(57,226)
	合計	7,724,910

第８期決算公告

令和７年５月２日
沖縄県那覇市久米二丁目２番地10号６階
ＦＰＴニアショアジャパン株式会社
代表取締役　ルン・ホン・ハイ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科	目	金額（千円）
資産の部	流動資産	454,243
	固定資産	209,265
	資産合計	663,508
負債及び純資産の部	流動負債	508,901
	固定負債	81,732
	退職金引当金	39,693
	株主資本	72,875
	資本金	50,000
	利益剰余金	22,875
	利益準備金	9,255
	その他利益剰余金	13,620
	（うち当期純利益）	(36,891)
	負債・純資産合計	663,508

令和７年５月２日
静岡市清水区興津中町990番地
株式会社兼子
代表取締役　兼子　卓三

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科	目	金額（千円）
資産の部	流動資産	4,518,067
	固定資産	5,025,472
	資産合計	9,543,539
負債及び純資産の部	流動負債	1,985,074
	（うち賞与引当金）	(108,815)
	固定負債	1,213,356
	（うち退職給付引当金）	(175,561)
	負債の部合計	3,198,430
	株主資本	6,037,925
	資本金	20,000
	資本剰余金	1,140,000
	その他資本剰余金	1,140,000
	利益剰余金	4,877,925
	利益準備金	5,000
	別途積立金	1,400,000
	繰越利益剰余金	3,472,925
	（うち当期純利益）	(906,794)
	評価・換算差額等	307,183
	その他有価証券評価差額金	307,183
	純資産の部合計	6,345,108
	負債・純資産合計	9,543,539

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）下記のとおりです。
令和七年五月二日
静岡市清水区興津中町九九〇番地
（甲）株式会社兼子
代表取締役　兼子　卓三
静岡市葵区川合三丁目二〇番四三号
（乙）株式会社開発紙業
代表取締役　兼子　卓三

決算公告

令和７年５月２日
静岡市葵区川合三丁目20番43号
株式会社開発紙業
代表取締役　兼子　卓三

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科	目	金額（千円）
資産の部	流動資産	142,324
	固定資産	224,288
	繰延資産	400
	資産合計	367,013
負債及び純資産の部	流動負債	15,181
	固定負債	95,890
	株主資本	255,941
	資本金	10,000
	利益剰余金	245,941
	利益準備金	2,500
	別途積立金	80,000
	繰越利益剰余金	163,441
	（うち当期純利益）	(14,978)
	負債・純資産合計	367,013

第23期決算公告

令和７年５月２日
福岡県福岡市中央区天神四丁目１番32号
株式会社
ビービーディオー・ジェイ・ウェスト
代表取締役　永井　祥裕

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科	目	金額（千円）
資産の部	流動資産	1,584,724
	固定資産	28,401
	合計	1,613,126
負債及び純資産の部	流動負債	895,421
	固定負債	7,924
	株主資本	709,780
	資本金	80,000
	利益剰余金	629,780
	利益準備金	19,638
	その他利益剰余金	610,142
	（うち当期純利益）	(142,016)
	合計	1,613,126

第８期決算公告

令和７年５月２日
和歌山県和歌山市黒田一丁目１番19号
アットシグナル株式会社
代表取締役　竹迫　一郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科	目	金額（千円）
資産の部	流動資産	29,371
	固定資産	3,194
	繰延資産	56,973
	資産合計	89,538
負債及び純資産の部	流動負債	47,650
	固定負債	21,281
	株主資本	20,607
	資本金	49,500
	資本剰余金	15,362
	資本準備金	15,362
	利益剰余金	△44,255
	その他利益剰余金	△44,255
	（うち当期純利益）	(750)
	負債・純資産合計	89,538